

厚生労働行政推進調査事業費補助金

厚生労働科学特別研究事業

令和7年度 総括研究報告書

火葬場の大型化・高度化と火葬需要の増加を踏まえた適切な料金

設定方法の確立のための研究

(25CA2004)

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会

喜多村 悦史

令和8年3月

目次

要旨

第1章 研究の背景と問題意識	1
1-1 背景	1
1-2 問題意識	3
1-3 研究目的	3
第2章 調査方法とデータの性質	4
はじめに	4
2-1 全国火葬場へのアンケート調査（火葬場設備整備・維持管理等の実態調査）	4
2-2 政令市及び中核市へのアンケート調査	5
2-3 アンケート調査を踏まえた補足調査	5
2-4 ヒアリング調査	6
2-5 データの性質と限界	6
第3章 火葬場使用料の実態分析	7
はじめに	7
3-1 使用料水準の全体分布	8
3-2 管内・管外料金の差	9
3-3 火葬使用料なしの自治体が約2割	9
3-4 料金政策類型	10
3-5 料金改定の実態	11
3-6 ヒアリング・自由記述にみる制度上の課題	11
3-7 小括	11
第4章 料金設定の実態と自治体の考え方	14
はじめに	14
4-1 火葬使用料の金額設定の実務的背景	15
4-2 原価説明の困難性	15
4-3 議会对応と住民感情	16
4-4 現場における課題認識	17
4-5 小括	17
第5章 火葬場の原価構造と将来費用	18
5-1 火葬場費用の全体像	18
5-2 固定費構造の特殊性	19
5-3 設備更新費と減価償却	19
5-4 人件費と技能コスト	20
5-5 将来の費用増加要因	21

5-6 原価と料金が連動しない理由	21
5-7 小括	22
第6章 収益確保策と事業モデル転換	23
第7章 制度整備と政策方向	25
7-1 問題の本質の整理	25
7-2 財務情報基盤の整備	25
7-3 料金見直し制度の定期化	25
7-4 国及び都道府県の役割	26
7-5 事業視点の導入	26
7-6 長期運営計画の策定	26
7-7 火葬場を基盤とする葬送サービス標準モデルの可能性（案）	26
7-8 結論	27

調査資料編（本文中では調査①という表記とする）

① 火葬場アンケート調査結果報告	29
全国火葬場アンケート調査票	96
② 政令市・中核市アンケート集計結果	136
政令市・中核市アンケート調査票	148
③ 人口7万人以上都市の火葬料金実態調査結果	162
④ 中核市等平成18年・令和7年火葬使用料比較調査	179
⑤ ヒアリング調査	181
ヒアリング依頼文書	183
⑥ 公共施設（火葬場）における受益者負担率に関する基準等調査	187
⑦ 統一的な地方公会計（火葬場）報告事例調査結果報告	196
⑧ 公共施設（火葬場）整備計画等の調査報告	202
⑨ 全市町村火葬使用料調査（4県事例）	204

参考文献編

① 行政通知	207
② 参考文献一覧	213

厚生労働行政推進調査事業費補助金

厚生労働科学特別研究事業

令和 7 年度 総括研究報告書

火葬場の大型化・高度化と火葬需要の増加を踏まえた適切な

料金設定方法の確立のための研究

(25CA2004)

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会

喜多村 悦史

令和 8 年 3 月

研究委員会

代表研究者	喜多村 悦史	前東京福祉大学副学長
分担研究者	横田 勇	静岡県立大学名誉教授
研究協力者	山本 源一	厚木市斎場マネージャー
研究協力者	矢野 浩樹	箕面市立聖苑館長：総括火葬技術管理士
研究協力者	槇 孝悦	株式会社槇コンサルタントオフィス代表取締役

事務局

奥村 明雄	特定非営利活動法人日本環境斎苑協会	理事長
兼松 博史	特定非営利活動法人日本環境斎苑協会	事務局長
森山 裕司	特定非営利活動法人日本環境斎苑協会	主任研究員

第1回 研究委員会 令和7年7月4日 10時～12時10分

政令市・中核市アンケート調査及び全国火葬場アンケート調査について、調査内容と実施実施時期等について打合せ

第2回 研究委員会 令和7年11月17日 10時～12時5分：WEB 会議

政令市・中核市のアンケート調査について報告、及び火葬場ヒアリングについての実施方法及び調査内容について打合せ

第3回 研究委員会 令和8年2月10日 14時～16時10分：WEB 会議

火葬場ヒアリング調査内容について報告：大阪市 吹田市等7件

「大型・高度化する火葬場の技術と需給」についての報告

第4回 研究委員会 令和8年3月10日 13時～16時

火葬場ヒアリング調査内容報告3件及び全国火葬場アンケート調査について報告
報告書の内容について打合せ

要旨

本研究は、全国自治体における火葬場使用料の実態と、その背後にある費用構造、料金設定の考え方、将来の運営課題を把握し、持続可能な火葬場行政の制度基盤を検討することを目的として実施したものである。火葬場は、死亡に際して必ず利用される基礎的な行政サービスであり、その提供の停止が社会的に許容されない一方、設置・運営の形態、料金水準、財政負担のあり方は自治体ごとに異なっている。

調査は、全国火葬場に対する設備整備・維持管理等のアンケート調査、政令市及び中核市を対象とした使用料等に関するアンケート調査、自治体公式ホームページからの行政文書検索等による補完調査、ヒアリング調査、公開財務資料の整理・分析を組み合わせて実施した。これにより、区域内外料金の分布、火葬使用料の動向、料金改定履歴、料金算定指針の有無、費用増減要因の認識、長期運営計画の有無等を横断的に整理した。

調査の結果、第一に、火葬場使用料は無料から高額設定まで大きな幅があり、区域内外料金差も含めて全国的な統一性が認められなかった。第二に、多くの自治体では料金が歴史的経緯や近隣均衡を踏まえて設定されており、減価償却費、設備更新費、人件費上昇等を継続的に反映する仕組みは十分に確立していなかった。第三に、料金改定は、住民感情、財務当局の理解、議会の理解等種々のハードルがあり、又その背景として、費用積み上げを支える財務情報が十分整備されていないことがあると思われる。

さらに、火葬場は平常時の利用件数を超えて余力を用意しておく施設として、固定費のウェイトの高いインフラ施設として、需要ピーク時への対応、災害時対応、設備の常時稼働可能性の維持、技能職員の確保等、様々な上乘せコストを伴う。今後は、設備の大型化・高度化、環境対策の強化、設備更新周期の到来、委託費や人件費の上昇等もコストに影響する。

以上を踏まえ、本研究では、火葬場使用料の問題を値上げ・値下げの問題のみならず、制度設計と財務基盤整備の問題として捉える必要があると結論づけた。そのうえで、財務情報

基盤の整備、定期的な財政検証及びこれを踏まえた見直し、国及び都道府県による技術的支援体制の強化、自治体による設備更新と財源構成を見通した長期運営計画の策定を、持続可能性確保に向けた基本方向として提示した。

キーワード：火葬場使用料、受益者負担、固定費型インフラ、原価構造、長期運営計画、制度基盤整備

目次

要旨

第 1 章 研究の背景と問題意識	1
1-1 背景	1
1-2 問題意識	3
1-3 研究目的	3
第 2 章 調査方法とデータの性質	4
はじめに	4
2-1 全国火葬場へのアンケート調査（火葬場設備整備・維持管理等の実態調査）	4
2-2 政令市及び中核市へのアンケート調査	5
2-3 アンケート調査を踏まえた補足調査	5
2-4 ヒアリング調査	6
2-5 データの性質と限界	6
第 3 章 火葬場使用料の実態分析	7
はじめに	7
3-1 使用料水準の全体分布	8
3-2 管内・管外料金の差	9
3-3 火葬使用料なしの自治体が約 2 割	9
3-4 料金政策類型	10
3-5 料金改定の実態	11
3-6 ヒアリング・自由記述にみる制度上の課題	11
3-7 小括	11
第 4 章 料金設定の実態と自治体の考え方	14
はじめに	14
4-1 火葬使用料の金額設定の実務的背景	15
4-2 原価説明の困難性	15
4-3 議会对応と住民感情	16
4-4 現場における課題認識	17
4-5 小括	17
第 5 章 火葬場の原価構造と将来費用	18
5-1 火葬場費用の全体像	18
5-2 固定費構造の特殊性	19
5-3 設備更新費と減価償却	19

5-4 人件費と技能コスト	20
5-5 将来の費用増加要因	21
5-6 原価と料金が連動しない理由	21
5-7 小括	22
第 6 章 収益確保策と事業モデル転換	23
第 7 章 制度整備と政策方向	25
7-1 問題の本質の整理	25
7-2 財務情報基盤の整備	25
7-3 利用者負担を軽減するための自治体の一般財源負担について	25
7-4 国及び都道府県の役割	26
7-5 事業視点の導入	26
7-6 長期運営計画の策定	26
7-7 火葬場を基盤とする葬送サービス標準モデルの可能性（案）	26
7-8 結論	27

調査資料編（本文中では調査①という表記とする）

① 全国火葬場アンケート調査結果報告及びアンケート票	30
② 政令市・中核市アンケート調査結果報告及びアンケート票	136
③ 人口 7 万人以上都市の火葬使用料実態調査結果	164
④ 中核市等平成 18 年・令和 7 年火葬使用料比較調査	180
⑤ ヒアリング調査結果報告	182
⑥ 公共施設（火葬場）における受益者負担率に関する調査報告	188
⑦ 公共施設（火葬場）における公会計の報告事例調査	197
⑧ 公共施設（火葬場）整備計画等の調査	203
⑨ 全市町村火葬使用料調査（4 県の事例）	205

参考文献編

① 行政通知	206
② 参考文献一覧	212

第1章 研究の背景と問題意識

1-1 背景

日本においては遺体のほぼ全数が（99.98%）が火葬されている。法的には、火葬のほかに土葬も許容されているが、ほとんどの地域で火葬が行われている。土葬実施区域として2010年頃まで土葬が主流であった奈良県の奈良市東部地域の集落の例等が知られるが、そこでも土葬は近年急速になくなりつつある。また2011年の東日本大震災において、次々に発見される津波被害遺体を仮埋葬という形で埋葬したが、お骨がないと葬儀ができないとの遺族の訴えで、埋葬した遺体を掘り起こし、東京等の火葬場に余力があった区域に搬送して火葬した事実がある。

わが国では、これからしばらくの間、死亡者数の急激な増加が予測されている中、火葬場の不足による火葬遅延は許されない。

同時に、故人を見送る親族、遺族としては、火葬にかかる費用は必須のものであることから、その料金は納得性のある合理的なものでなければならない。火葬場は公共的な施設で、上下水道や医療の提供体制と同様に位置づけられる社会基盤施設として、計画的かつ安定的な運営が求められるのである。

さて、その火葬場の提供体制であるが、その多くは市町村が整備運営しているのであるが、実際の運営においては、指定管理形態を含む民間企業への委託が多数になってきている。ただし人口規模が大きい自治体を中心に、複数自治体が合同で設置運営する一部事務組合方式のものが多数見られる。そしてその場合でも指定管理方式を含む運営や経営の委託が多数になってきている。（調査①）

また自らは火葬場を設置せず、近隣自治体と契約し、住民に代わって料金の一部を負担することで、住民の火葬機会を確保しているところもある。

このほかに株式会社が開設運営する民営の火葬場が見られる。しかしながら横浜市や大阪市等民営火葬場の撤退が相次いでおり、東京都23区のほかにはほぼ限定された区域でのみ運営されている。

ここで火葬にかかる法規制を整理しておこう。根拠である墓地埋葬等に関する法律（以下「墓埋法」と略称する。）は、第1条で、公衆衛生上の観点のみならず、国民の一般的な葬儀感情（法文では「宗教的感情」）のほか、公共の福祉の見地から支障なく、火葬等が行われることを目的とする旨規定している。

その具体的措置として、火葬を行うためには、市町村長の許可を得なければならないとされている。市長村長は戸籍や住民票の管理を行っていることから、火葬許可申請は死亡届と同時にされているようである。

一方、火葬処理を行う火葬場は都道府県知事（市又は特別区にあっては、市長又は区長）の許可制になっている。法制上許可申請者の法人格等に限定はないが、行政官庁（厚労省）が、火葬場の設置・運営主体についての原則を地方自治体に示している。

他の状況変化として、葬儀の簡素化が挙げられる。故人を見送る儀式である葬儀は、古来より濃密な人的関係を有する者によって執り行われてきたが、かつては大規模かつ華美な形式をとる時代も存在した。しかし現在では、葬儀の実質化および簡素化が急速に進行している。

「家族葬」「一日葬」「直葬」等と呼ばれているようである。いわゆる通夜や葬礼と称されるものも火葬場付設の集会所等を用いて行うことで、遺体を何度も搬送し、会葬者がその都度移動する煩雑さを避けることになる。

具体的には、遺体を前にしての葬送はごくごく身近な気心知れた者で執り行い、故人と幅広い交友関係の人々とは後日「お別れ会」といった式典や会食機会を設けるものである。

そしてもう一点、火葬場を取り巻く状況変化は、火葬技術の高度化である。いわゆる迷惑施設の扱いから脱却するための関係者の努力等である。これは敷地の広大化や緑地化、建築物の意匠工夫等をはじめ、施設整備費の高騰につながる。火葬場整備費は今後も傾向的に高額になって行くことは避けられず、火葬場運営費を検討する際の必須考慮事項である。

さて今回様々な手法を用いて、各地の火葬場の運営状況の資料を求め、解析を行った。そしてそれらを基に火葬使用料について分析を試みた。その結果であるが、料金の設定や改定がどのような科学的根拠に基づき、合理的に行われているかについて、納得できる材料を得ることはできなかった。

まず料金設定における標準的な考えといったものが見られない。火葬場のほとんどの設置主体は市町村（または一部事務組合）であるため、料金は市町村の条例によって定められる。議会の賛同を得るには合理的な根拠が必要であると考えられるところ、そうした提案における共通的な論拠はなかった。これは市町村の担当者も認めるところであり、アンケートやヒアリングによっても、標準的な考えがあれば知りたいというものが目立った。

墓理法制定当時の火葬率は低く、火葬方式も前近代的ないわゆる野焼き的なものを含め、地域性が極めて大きかったことは想像に難くない。そうした状況では料金の地域的差異も問題にならないであろう。また葬儀が大がかりな時期においては、そのうちに占める火葬使用料のウエイトは小さくなく、料金問題は目につかないものであったかもしれない。しかし状況は大きく変化している。そして現実の火葬使用料は、下は 2,000 円から上は 50,000 円と 20 倍以上の差異がある。加えて火葬使用料をまったく徴収しない無料のところもある。

（調査③）こうした状況についての整合性ある説明がされているとは言えないのではないだろうか。透明性、説明責任は昨今の行政に求められる必須事項である。自治体が設置運営する公共施設においても例外ではない。先般来、総務省では各自治体が有する各種公共施設をマネジメントの対象として、公共施設等総合管理計画などの策定や統一的な基準による地方公会計の運用等等を求めている。しかしながら、今回調査では、火葬場において統一的な基準による地方公会計の取組は十分徹底されているとは言えない状況である。ヒアリング調査中、担当者から火葬場は特別だからという説明を受けることが多かった。たしかに火葬場には他の公共施設とは異なる特殊性がある。しかしながらそれはマネジメント不要の

根拠にはならない。社会に欠かせない施設であればこそ、永続的な健全運営が必要なのである。火葬場の特殊性を見極め、それにふさわしいマネジメント方法を確立していかなければならない。

1-2 問題意識

公共施設として位置づけられている公営火葬場は総務省の通知等により、各自治体で公共施設マネジメントの対象として公共施設等総合管理計画等の策定や統一的な地方公会計の適用、また行政改革の一環で作成されている受益者負担基準等の対象になっている。

しかし、火葬場への浸透の実態は定かではない。

歴史的経緯や住民感情、議会判断等が複合的に作用する中で料金が形成されてきた結果、使用料と実際の費用構造との関係が明確でない事例が多いと考えられる。

火葬場使用料の議論は、しばしば「値上げの是非」という論点に収れんしがちである。しかし本質的には、火葬事業の費用構造が可視化されていないこと、将来更新費用を見通した制度設計が十分でないことが根底にある。

すなわち、問題は料金水準の高低ではなく、

- 費用（原価）構造の把握不足
- 財務基盤の未整備
- 改定プロセスの制度化不足

という制度基盤の問題である。

本研究では、この構造をアンケート調査、ヒアリング調査、各自治体公式ホームページからの行政資料検索等により火葬使用料等の実態把握を行い、火葬場行政の持続可能性確保に向けた基礎資料を提示する。

1-3 研究目的

本研究の目的は以下の三点である。

1. 全国自治体における火葬場使用料の実態を把握すること
2. 料金設定の考え方と費用構造の関係を整理すること
3. 持続可能な制度基盤整備に向けた政策方向を示すこと

これは、実態把握が進むにあたり火葬使用料の設定を単なる原価計算の問題として捉えるのではなく、火葬需要、施設能力、広域利用及び火葬サービスの質向上等との関係の中で整理し、火葬場の持続可能な運営構造を明らかにすることが本質的な問題であるという認識を共有し、持続可能な制度基盤整備に向けた政策方向を示すことである。

第2章 調査方法とデータの性質

はじめに

本研究は、火葬に関する制度、技術、運営実務、自治体行政、医療経営管理の各分野の専門家で構成する研究体制のもとで実施した。学識経験者だけでなく、実務に携わる関係者も参画し、現場の実態を踏まえた検討を行った。

調査方法は、次のような段階的な構成としている。

- (1) これまでに実施された調査や既存資料の整理・分析を行った。
- (2) 次に、従来から経年的に行っている全国約 1,400 か所の火葬場を対象とする施設機能アンケート調査により、火葬場の変化を把握した。
- (3) 加えて指定都市や中核市に限定して、使用料の設定状況、改定の有無、運営上の課題等を把握するためのアンケート調査により、火葬料等設定の現状把握を行った。
- (4) 火葬場のみを運営している事務組合の財務データをインターネット等で入手して分析した。
- (5) さらに重点的な調査対象としてアンケート回答自治体等から任意選定した自治体へのヒアリング調査により、料金改定や運営に関する実務上の課題を整理した。
- (6) そのほかにもアンケート回答で不明な点について直接電話紹介し、あるいは当該自治体の公式ホームページを検索して状況把握に努めた。

これらの結果を総合し、料金設定の考え方と費用構造の関係のみならず、火葬場の経営課題を分析している。このように複層的な調査を組み合わせることで、極力客観的で整合性ある情報収集に努めた。

その結果であるが、火葬場に焦点を当てた統一的な基準による地方公会計を採用している自治体はわずかであった。また採用している自治体においても、会計処理方法や費目の区分での統一性は見いだせなかった。したがって各自治体の会計書類をベースに火葬場の運営問題や料金の基準を議論することはできないことが判明した。

本研究は個別施設の厳密な原価算定を目的とするものではなく、制度全体の構造や傾向を把握するための実態整理（ケーススタディー）、いわゆる質的分析である。

2-1 全国火葬場へのアンケート調査（火葬場設備整備・維持管理等の実態調査）

本調査（調査①）は、研究者が所属する団体により定期的（おおむね5年ごと）に実施されているアンケート調査であり、稼働している民営施設を含むすべての火葬場を対象として実施した。本調査により、火葬場の機能構成および整備状況の実態を把握するとともに、大型化・高度化の傾向を明らかにすることを目的とする。

ただし、アンケート対象施設 1,392 に対して回収は 378 施設であった。回収率は 27.8% であり、回収率に課題が残った。

※なお、本調査に関しては過去からの連続性を踏まえ、調査資料①では「火葬手数料」として記述しているが、これは「火葬（炉）使用料」を指すものである。火葬使用料については、条例上「火葬炉使用料」「火葬室使用料」「火葬施設使用料」「火葬場使用料」等の用語が用いられているが、本稿では「火葬使用料」に統一する。

○調査項目は多岐にわたるため資料編で提示（調査①全国火葬場アンケート調査結果報告）

2-2 政令市及び中核市へのアンケート調査

本調査は、全国火葬場アンケート調査の特別版として火葬使用料の設定に関する考え方、将来の運営課題等を把握するため政令市・中核市の火葬場担当部局に対して行った。

政令市 20 市及び中核市 62 市の合計 82 市を対象に全国火葬場アンケートと同時に実施した。回収は 33 市で回収率は 40.2%であった。

結果として、総務省が示す公共施設マネジメントの観点に関する設問については無回答が多く、統計的に十分な議論が可能な資料とは言い難いものであった。しかし、この点は逆に、火葬場が置かれている課題を示すものとも解釈できる。例えば、市全体としては取り組みが進められている一方で、火葬場については十分に取り組まれていないとする回答がみられた。また、統一的な基準による地方公会計に関する問題意識がうかがえたほか、長期計画の策定がすでに行われている、あるいは策定に向けた意欲が示されている等の傾向も確認された。

○アンケート調査項目

政令市（n=20）及び中核市（n=63）に対して実施した主な調査項目は次のとおりである。

- ・ 区域内火葬使用料
- ・ 区域外火葬使用料
- ・ 料金改定履歴
- ・ 料金算定指針の有無
- ・ 費用増減要因の認識
- ・ 将来の運営課題

2-3 アンケート調査を踏まえた補足調査

アンケート結果で問題点ととらえた、受益者負担基準、公共施設等総合管理計画、統一的な基準による地方公会計への取組状況を把握するため、各自治体の公式ホームページを検索調査し、一定の資料を確保し分析対象とした。

また、火葬使用料の実態を広く把握するために、一般市を含めた人口 7 万人以上の都市の料金を各自治体の例規集等を検索し調査し分析した。

2-4 ヒアリング調査

アンケート調査に加え、実務上の運営実態や考え方をより具体的に把握するため、自治体へのヒアリング調査を実施した。ヒアリングは、火葬場の長期計画の策定状況、費用計上の考え方、料金設定の考え方、運営体制の課題等について、実務担当者から直接聞き取りを行うものであり、アンケート結果を補完することを目的としている。

ヒアリングの対象は、①長期計画を策定している、または策定を進めている自治体、②アンケート調査の結果について追加確認が必要な自治体、③火葬場運営に関して特色ある取組を行っている自治体や一部事務組合等である。大都市・中都市・小都市の規模バランスにも配慮し、複数の自治体および一部事務組合を選定した。

ヒアリングは、研究者および研究協力者が各自治体を訪問し、事前に提示した質問項目に基づき実施した。

主要な質問項目は、火葬需要の将来見通しと施設のひっ迫状況、火葬場職員の体制、専門人材の確保状況、火葬使用料の設定に関する考え方や指針の有無、減価償却費を含む費用計上への対応状況（建替への対応）、長期計画策定の有無とその背景、指定管理・受託等民間関与に関する契約条件や管理手法等であるが、ヒアリング対象により若干の内容を変えた場合もある。これらの聞き取りを通じて、各自治体における料金設定の考え方や費用管理の実態、制度運用上の課題を定性的に整理し、アンケート調査の結果とあわせて分析を行った。

2-5 データの性質と限界

本研究は各自治体の自己申告に基づくアンケート調査を基本にしており、財務データの定義や分類が必ずしも統一されていない。また、火葬使用料は議会決議を経た条例上の金額であり、総務省が紹介するセグメント分析における実際の費用との対応関係は自治体ごとに異なる。

調査資料編：調査①全国火葬場アンケート調査結果報告及びアンケート票、調査②政令市・中核市アンケート調査結果報告及びアンケート票、調査③人口 7 万人以上都市の火葬使用料実態調査結果、調査④中核市等平成 18 年・令和 7 年火葬使用料比較調査、調査⑤ヒアリング調査結果報告、調査⑥公共施設（火葬場）における受益者負担率に関する調査報告、調査⑦公共施設（火葬場）における公会計の報告事例調査、調査⑧公共施設（火葬場）整備計画等の調査、調査⑨全市町村火葬使用料調査（4 県の事例） 参照

第3章 火葬場使用料の実態分析

はじめに

「全国火葬場アンケート調査」結果報告（調査①）によれば、火葬場の炉の設置基数は、平均で4.8基、最大で30基、最小で1基である。内訳では、1基が10%、2基が24%、3基が17%、4基が15%、5基が6.9%、6～10基が19%、11基以上が8.5%となっている。

前回（令和2年実施）調査では、平均4.5基、最大46基。最小1基であり、内訳では、1基13%、2基が26%、3基が20%、4～5基が19%、6～10基が14%、11～20基が6.8%、21基以上が1.3%であり、前回に比べて今回は、平均基数が増加し、4基以上の施設が増加しており、近年の火葬場の大規模化の傾向を反映している。

大型化の背景としては、第一に、火葬場の立地に対する理解が得られにくいことから、公害対策を十分に講じた大規模施設の整備が要請されてきた点が挙げられる。第二に、広域化の進展である。政令市・中核市に対するアンケート調査においては、火葬需要への対応として広域斎場の整備を進めるとする回答がみられた。例えば、2市1町により広域事務組合を設立し、現在は2市合計で7炉であるところ、計画では11炉を備える火葬場へと再編する事例が確認されている。

日本の火葬場においては、火葬後の焼骨を遺族が中心になって収骨し、骨壺に納める作業が伴う。これは日本特有の習俗として言及されることが多く、これに対応する施設として収骨作業室の設置が不可欠である。そして収骨のために遺族が、火葬中には火葬場内で待機することになり、その待合室が必要になる。またその時間中の遺族相互の歓談等のための飲食提供施設も求められる。さらに遺族の気持ちの整理のために火葬場敷地内に散策用の広場や歩行路等も要望される。

このように遺族に寄り添う観点から、火葬場には火葬炉のほかに、さまざまな付帯施設が要請される。また昨今のように火葬場内で葬儀や通夜を行う希望が増えてくれば、それに相応の施設が必要になる。

この調査では、そうした付帯施設を「待合室」（以下、「待合」という）及び「葬儀式場」（以下、「葬儀」という）として、火葬と併せて聞いている。その結果では、火葬場の機能は、「火葬と待合」が71%、「火葬と待合と葬儀」が25%、「火葬」のみが3.7%となっており、待合機能を具備した火葬場が96%に達している。なお、前回調査では、火葬と待合が66%、火葬と待合と葬儀が28%、火葬だけが5.4%、待合機能を具備した火葬場が94%であり、火葬だけが若干減少している。

設備内容についても環境対策等の再燃焼炉、集塵装置、高度排ガス処理装置等高度化が進んでいると解釈できる結果となっている。

火葬場に待合等の機能が加わり、それを利用する者の場合、火葬場使用料にそれを含めるのか否かについて定義しないと、料金議論の論点があやふやになる。HPで見るところ

では、火葬使用料は有料であるが待合室は無料や、待合室利用料を区分することなく、火葬使用料として包括表示しているところも見られた。

3-1 使用料水準の全体分布

「全国火葬場アンケート調査」での火葬使用料（待合室利用料等を含まない純粋火葬のみの料金）の概要を示す。ほとんどの自治体が、管内（個人の死亡時に住民基本台帳に記載されているか火葬許可申請者が住民票を有する場合）と管外（上記以外）で使用料区分をしている。

そのうち管内の火葬使用料は、有料が 82.5%、無料が 17.5%であった。このうち有料では最高は 90,000 円、最低 2,000 円と格差が著しい。なお有料火葬場は単純平均で大人 14,291 円、小人 8,903 円である。ただし大人と子供の料金区分も 12 歳以上とするところが多いが、これも自治体ごとに異なる。（調査③）

管外の火葬使用料は、有料が 98.4%、記載なしが 1.6%である。記載なしは管外からの火葬実態がないか、あるいはそもそも利用を認めないということである。火葬使用料は、平均で大人 46,427 円、小人 29,898 円である。

一方、「人口 7 万人以上都市の火葬使用料実態調査」（調査③）においては、有料割合 77.7%、無料割合は 22.3%、となっている。政令市、中核市に限れば、有料 80.5%無料 19.5%であった。管外は 100%有料である。

有料、無料の区分については、自治体人口規模による顕著な傾向差は見られない。料金格差はこれら人口規模が大きい自治体間においても同様に極めて大きい。無料の市の存在も併せて考えれば、料金設定における自治体間の共通的な考えはない。

政令市、中各市では有料とする市での最高額は 35,000 円、最低は 2,000 円であり、該当市の使用料分布は資料のとおりである。（調査①②③参照）

この使用料分布から厳密な原価計算に基づいて設定されているのではなく、自治体ごと独自の政策的判断の結果であるということになる。その要素が何であるかを、簡単に歴史的経緯等を理由として挙げる例はあったが、論理的計数的に説明する回答は見られなかった。

一般社団法人日本火葬技術管理士会顧問（前会長）である三木求氏が同会集会で報告した本調査は中核市を対象とした横断調査と、和歌山県和歌山市の過去からの料金改定経緯を追っているところに特色がある。

本調査で報告されている平成 18 年と今回調査した令和 7 年の火葬使用料を比較（調査④）すると、火葬料使用料設定の説明理由には共通性がないことが分かる。それぞれの料金改定理由は、施設更新費用、広域利用推進の関係、住民優先の考え方、自治体財政上の判断、住民負担軽減の政策的判断等一様でなく、その都度、自治体ごとに何とか説明がつく根拠を考え出したのではないと思われる。しかしながら今後も恒久的に必要とされる火葬場の使用料であれば、施設運営の長期計画を基に算出される経費をベースに、利用数で按分したものが基本にあって、政策的要素として自治体一般財源からの財政補填といった考えが出てくるのではないだろうか。

例えば無料から有料にした場合の火葬使用料は0円から6,000円ないし12,000円程度に増加している。同様に令和8年4月より有料化を決定している自治体の火葬使用料も16,000円である。この金額で初期投資額を含む運営費を賄うことが可能であるのかについては、大きな疑問が残る。急激な料金改定は合理的でないため、暫定的な水準にとどめているとの考え方もあり得るが、その場合には将来的な再引き上げが不可避である。したがって、将来的に目指すべき料金水準についても、あわせて示すことが求められるのではないか。ただし、これは上記に示した例に限らず、調査対象とした自治体に共通してみられた。

傾向として、料金は無料から有料へ移行し、使用料も引上げの方向にある。一方で、これと逆の動きが存在しないわけではない。有料から無料へと移行した事例も確認されたが、改定前の火葬場使用料はいずれも4,000円および1,100円と低額であった。

3-2 管内・管外料金の差

管外料金は、管内料金より高く設定される傾向が確認されたが、その差の大きさは自治体により大きく異なる。例えば、管内料金12,000円、管外料金24,000円と差額が12,000円で、管外／管内比が2倍程度にとどまる事例がある一方で、管外料金50,000円、管内料金2,000円と約25倍の差を設けている事例もみられる。また、管外／管内比は約8倍であるものの、管外料金160,000円、管内料金20,000円といった高額な設定の事例も確認された。このように、管内・管外料金の設定には共通した基準や考え方はみられなかった。(調査③)

また、火葬場使用料の改定においては、管外料金のみを引き上げる事例が多く確認された。ただし、その引き上げ幅にも共通性はみられない。例えば、管内料金を無料のまま維持しつつ管外料金を大幅に引き上げた事例や、管内料金を据え置いたまま管外料金のみを引き上げた事例、さらに管内料金を小幅に引き上げる一方で管外料金を大幅に引き上げた事例など、多様な対応がみられる。なお、管内料金を無料化した事例においても、管外料金は高額に設定されている。これらの傾向は、管外利用者の利用抑制策になっている。

3-3 火葬使用料なしの自治体が約2割

アンケート（調査①や調査②）で見るように、2割内外の自治体で管内の火葬使用料を無料としている。現代の火葬は施設の建設、日常の運転や保守点検、職員の人件費等を必要とするようになっている。したがって使用料無料とは、本来利用者が負担すべき費用を自治体の一般財源で肩代わりしていることにほかならない。

また、火葬場の大型化・近代化は、関連経費の増大をもたらし、その結果、自治体の一般財源負担は増大せざるを得ない。また、人口高齢化の進展に伴い、これまで平均寿命の延伸の鈍化によって後ろ倒しとなっていた死亡時期は、今後は死亡数が増加する地域においては、自治体の財政負担は一層拡大することが見込まれる。

他方で、経済成長率の鈍化を背景として、自治体財政は全般に厳しさを増している。こうした状況のもと、火葬場使用料の有料化に踏み切る自治体が増加している。現在無料化を維持している自治体においても、今後、その方針の見直しを迫られる可能性が高い。

有料ではあるものの、その水準が他自治体と比較して著しく低い事例も同様に確認される。他方で、使用料改定に踏み切る自治体が存在する一方、長期間にわたり低額な使用料を維持し、改定が実施されていない自治体も少なくない。平成 18 年当時の火葬利用料と令和 7 年 10 月時点の利用料が、管内・管外とも全く変わっていない市が 37 都市中 10 都市もあった。(調査④) その理由として挙げられたのはおおむね、議会对策の苦労、住民反対の予想、計数的な説明資料の不備といったものであった。

3-4 料金政策類型

ここで火葬使用料(上述のように待合室等付帯設備の使用料を含まない)の料金を分類すると、次のように言えそうである。

管内無料化の自治体でも管外は有料が一般的である。ただしその設定の考えには共通性がなく、自治体間の火葬料使用料格差は大きい。

ヒアリング時に初期投資分を含めてその実費を使用料として設定し、それを管外使用料として設定すると説明する自治体も存在した。

管内使用料に関し、運営費を積算し、それを利用数で除して使用料を算出するが、政策的判断(住民負担の軽減)からその 2 分の 1 ないしは、4 分の 1 の額だけを徴収するとの説明もあった。受益者負担率を火葬使用料に適用したものと判断できる。ヒアリングにおいて、ある自治体では、火葬場使用料を原価の 25% と設定しているとの説明があった。その結果、管内火葬使用料を令和 8 年 4 月から 20,000 円を 25,000 円に引き上げるとしている。

ただしこの場合、最初の運営費の計算において初期投資分が含まれるのか否かについて、含まれるとするとところもあれば、除外するとところもあり、また判然としないところもあった。

それらの証明材料になるのが財務関連資料であるが、そこから明確に判断できる記述はほとんど見られなかった。

このことに関連するが、政令市・中核市アンケート(調査②)において、行政コスト計算等について「必要ない」「活用できない」等の回答も見られた。また指定管理者制度を採用している自治体においては、「事業者任せにしているので市では把握していない」というところも散見された。火葬場においては、指定管理者に運営を委託している場合においても使用料は自治体が決定するところとところがほとんどである。にもかかわらず事業者の会計帳簿について、自治体当局が把握していない事例もある。

3-5 料金改定の実態

以上から火葬場の運営コストの把握が厳格でないことが明らかになった。ではこれまで料金の設定や改定は、どういう根拠に基づいて行われてきたのだろうか。残念ながら明確な計画に基づくものではなく、いろいろの事情から改定することとなり、どの程度の料金ならば、各方面の理解を得られるかというところから、料金レベルが決定され、後から説明がつけられたというのが実情に近いとも考えられる。

政令市で火葬使用料を無料としていた北海道札幌市が有料化にかじを切り、その額を16,000円とした経緯の分析は、一つのモデルケースとなりうる。平成30年3月には「札幌市における墓地等のあり方の検討に向けた基礎調査研究事業報告書」を作成しており、墓地等となっているが火葬場についても市民アンケート、火葬需要推計等を実施している。

令和2年3月に公表された「札幌市火葬場・墓地のあり方基本構想」は、サブタイトルが～多死社会を不安なく迎えるために～となっており単に火葬場だけの問題だけではなく幅広い視点から火葬場の今後を検討している。

そのうえで、令和4年3月には「札幌市火葬場・墓地に関する運営計画」を策定している。外部のシンクタンクも起用したと思われるが担当職員の苦労が目につかぶ経緯である。

そして令和6年5月に「新たな火葬料制度の方向性」をまとめている。その後議会等の審議を経て令和7年3月に札幌市火葬条例の一部を改正する条例を公布した。

全ての自治体でこのような取り組みをすることは困難であろうが、様々な知見を集積する機関があり、それらの活用を図り、自治体を支援することで、改定の取組も現状より改善されると思われる事例である。

3-6 ヒアリング・自由記述にみる制度上の課題

この憶測を裏付けるのが、ヒアリング（調査⑤）やアンケート（調査②）での自由記述である。「値上げは政治的に難しい」「原価を説明できる資料が整っていない」等のニュアンスを含む発言・記述が見られた。先に挙げた火葬場は特殊なのだからコスト計算等はいらない、すべきでないといった回答は、客観的な説明資料を有していないことの反映とも受け止められる。そしてアンケート回答では、真摯に「料金改定の方法について知りたい」との要望が多く見られた。自治体担当者からの適切な情報を基にした合理的行政推進への熱意を感じた。

3-7 小括

言うまでもないが火葬場において基幹的構造は火葬炉とその運転設備である。言い換えれば本来火葬場の設計は、火葬炉回りから計画され、それに職員の動線や利用者の行動パターンを組み合わせで設計される。そして火葬に収骨を組み合わせることで成り立っているのがわが国の火葬であり、これは北海道から沖縄まで基本的に変わらない。

よって火葬炉の構造思想も基本的なところでは大違はない。その上で、全国的に利用料について差異が生じる理由については、どのように透明化、説明責任を果たすのかが重要である。

参考事例：火葬使用料を無料から有料にした事例

有料化実施：平成 29 年 市内大人 10,000 円（令和 8 年現在も同料金）

静岡市営斎場の使用料（火葬料）が有料になります

超高齢・多死社会の時代に入り、静岡市では平成 50 年まで火葬需要が増加していくことが予測されています。また、斎場運営のコストは、新清水斎場の供用開始、既存斎場の老朽化に伴い大幅な増加が見込まれます。このような状況にあって、将来にわたり斎場を安定的に運営し、質の高い行政サービスを提供するため、使用料（火葬料）が改定されました。

平成 29 年 9 月 1 日より、市民の使用料が有料化され、1 体につき 1 万円（12 歳未満は 6 千円）となります。



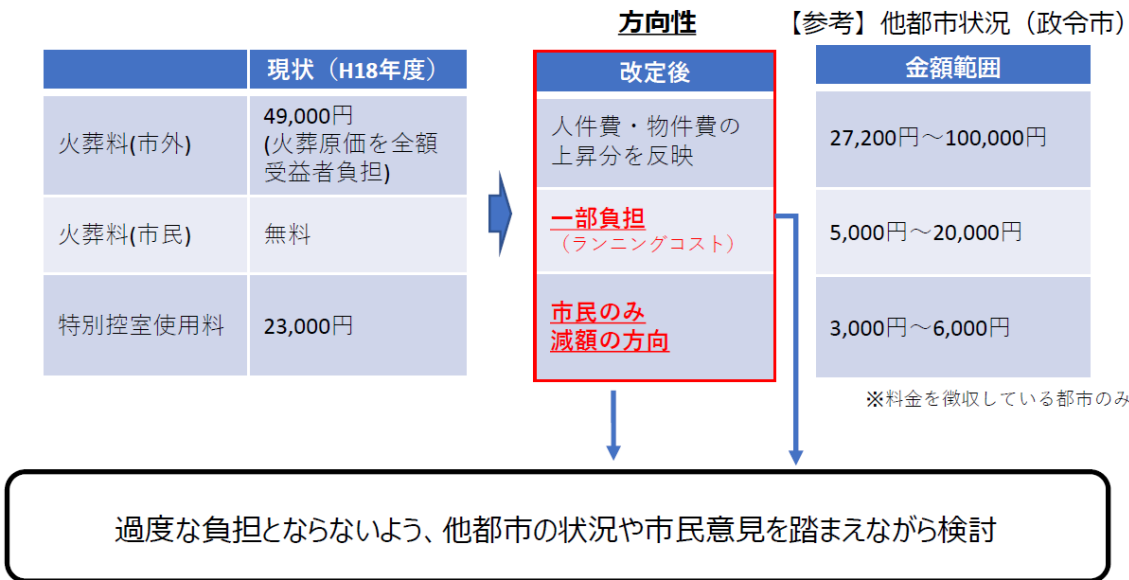


新清水斎場完成予想図 本年 9 月供用開始予定

		H29 年 9 月 1 日～	H29 年 8 月 31 日まで
静岡市民	12 歳未満	6,000 円	無 料
	12 歳以上	10,000 円	無 料
静岡市外	12 歳未満	26,000 円	24,000 円
	12 歳以上	44,000 円	40,000 円

参考事例

有料化実施時期：令和 8 年 4 月 市内大人：16,000 円



第4章 料金設定の実態と自治体の考え方

はじめに

ここでは「全国火葬場アンケート調査結果報告」（調査①）で得られた回答や記述からの抜粋をする。読み取れるのは、回答者（自治体）の考えに共通性がみられないことである。

まず、火葬使用料の在り方については、「これまでの経緯もあるので、相当の経費を一般会計で負担するのが妥当」が40%、「必要な経費に見合った料金を利用者に支払っていただく」が38%となっている。すなわち前者は、「これまでの経緯もあるので」との前提があるものの、できるだけ一般会計で火葬場運営費を負担し、利用者負担を可能な限り軽減することが望ましいという立場であると考えられる。

これに対し後者は、受益者負担の原則から住民といえども利用者として経費を負担して自治体一般財政への重荷を取り除くべきという考えであるから、できるだけ料金のみで運営できるように改革しなければならないということになる。したがって仮に火葬使用料の引き上げ問題がでてきた場合、前者の立場と後者の立場では、異なることになるという基本的なところで自治体の関係者の考えがまとまっていない。火葬使用料の基本問題である。

管外利用者の料金については、「管外の方の使用をできるだけ避けてもらうというもので、相当程度高くしてもよい」が59%、「妥当な料金の設定の考え方を決めるべき」が11%である。

墓埋法によれば、そもそも自治体には火葬場を自ら設置し、運営する義務はない。同法5条で住民に火葬（許可証取得）を義務づけていることの反対効果として、住民に火葬場利用機会を保障する責務が生じると解されるのである。その方法として、自ら設置することあれば、公営法人または宗教法人等のうち適格な者を誘致することもありうることだし、さらに交通事情が改善し、かつ葬儀参列者が濃密な関係者に限定されるようになると、自らの自治体領域内に火葬場が必ずなければならないということではなくなる。広域組合等で複数施設を統廃合する際に、このアクセス問題が出てくる。

管内、管外を区別し、管外利用を制限しようというのは自治体直営であることから生じる理屈である。そしてそれも火葬使用料がコストに見合わないで経費の多くをその自治体の一般財政が負担していることから生じる指摘である。そしてそれも使用料で全運営費を賄える構造になっているならば、必要性の乏しい議論であろう。ということで火葬使用料は火葬場の設置主体とも関連するのである。

火葬使用料については、「原価計算を行っている」が24%であり、「原価計算を行っていない」が43%の結果も注目される。原価計算の必要性については、総論的に反対することはできないのであろう。だが、各論では反対とか、できないという回答になる。担当職員が異動しても対応できるよう、標準的な経費算出基準を明確にすること、算定のマニュアルを示すこと、研修の機会を用意すること等により、現場での努力を促すことが求められているのではないかと考えられる。また、維持管理や建て替えの長期計画が策定され、あらかじめ準備することも、また重要な課題であろう。

ところで原価計算を行った場合の金額は、30,000 円以上 50,000 円未満が31%、次いで50,000 円以上 70,000 円未満が18%であった。火葬手法に大きな方法の差異がないのに、この金額差は何か。また本当に将来の再構築費までカウントしての原価計算なのか。そうした実態を踏まえ、自治体担当者向けの標準的計算方法の策定が望まれる。

火葬使用料見直しの考えについては、「火葬使用料の見直しを考えていない」が52%、「火葬使用料の見直しを考えている」の28%を上回っている。また、火葬使用料見直しの時期については、「現在検討中数年後に」が10%であるが、「分からない」、「回答なし」を合わせると74%に達している。ただしこれにもコメントが必要であろう。長期的な整備計画や運営計画がないのであれば、再築あるいは料金改定は突然、降って湧いてくるものと考えられる。そうすると「考えていない」とか「分からない」は、現時点での担当者の認識に過ぎないことになる。火葬場整備計画がなかった自治体で、その後に事業が始まった事例もある。

4-1 火葬使用料の金額設定の実務的背景

「ヒアリング調査結果報告」（調査⑤）から、火葬使用料の設定は、費用構造を把握したうえでの原価算定に基づく制度的手続きというよりも、その都度、過去の料金水準を基準としつつ、改定時の社会状況や住民負担感を考慮して決定されてきた経緯が確認された。

「政令市・中核市アンケート調査結果報告」（調査②）では、ある程度の割合の算定指針があるとの回答があるが、必ずしも火葬場に適した基準かどうかという問題や受益者負担割合をどう考えるか等考え方の違いもあり、専門家による指針作りが求められる。また、実際は関係各方面との調整に際し、前回提示の水準を踏襲する。近隣自治体との均衡を参考にするとといった実務慣行が用いられることが多いと考えられる。公共施設の利用料に関して受益者負担割合等の基準を定めている自治体も多くあるが、火葬使用料については自治体間の共通性は明確ではない。また火葬場で受けるサービスをひとくくりにしているケース、式場等併設施設分を別にしてしているケース、火葬炉、霊安室、待合室、式場等に細分化して、それら料金ごとに別々の割合を乗じるケース等実にさまざまである。（調査⑥）

地域性に関して言えば、県内ほぼ全域で有料という地域もあれば、県内のほぼ全市町村が無料というところもある。（調査⑨）

4-2 原価説明の困難性

ヒアリング（調査⑤）では、「原価を説明できる資料が整備されていない」との指摘が複数見られた。各市で実施したヒアリングの概要も資料編に掲載しているので参照されたい。

減価償却費等の算定に当たっては固定資産台帳の整備が必要であるが、この整備が出来ていないようである。また固定資産台帳に計上する基準も50万円であったり、100万円であったりと自治体によって異なっていた。

また減価償却費や更新費見込みが明確に整理されていない場合が多かったが、料金改定に際して費用増加の合理的説明が困難となる。

こうした状況から、料金改定が自治体財政を念頭に置いた政策論ではなく、各方面の調整手法が前面に出る構造となりやすいことを示している。

多くの自治体資料では火葬1件当たりの原価という表現で記述されているが、この場合の遺体数をどのように算定しているのか。年間死亡者数は推計できるが、死亡数には季節差等の時期変動がある。地域によっては、いわゆる「火葬待ち」が生じる場合がある。だがこ

れは利用者の立場からは本来あってはならないことであろう。会葬者は取る者もとりあえず駆けつけるのが葬儀であり、その一環としての火葬である。火葬を含む葬儀の日程は、主たる遺族の意向に沿わなければならない。

しかし火葬待ちを起こさないようにするには、火葬場のキャパシティを拡充しなければならない。すると炉数対遺体数の比率は変わるわけで、火葬使用料にも影響する。

なお、ここで論じているのは平時における火葬場運営問題であり、国家非常事態への対応はこれとは別途、構築されていなければならない。

4-3 議会对応と住民感情

自治体が設置し、自ら運営している火葬場においては、火葬使用料の決定や改定は条例で規定し、議会審議を要する事項とされている。そのとおりであり、疑問の余地はない。（地方自治法 225 条、228 条）

指定管理の場合は地方自治法 244 条の 2 では、利用料金は指定管理者が定めてよいことになっている。ただし設置自治体の承認を前提としている。火葬場も当然この規定の適用になるが、火葬場の場合は公共の福祉の要素が特に強いことから（墓理法の法目的にも「公共の福祉」と明記されている）、二重の意味で設置自治体の料金承認が必要と考えられる。

そしてこのうちの後者の理由は、設置主体が地方自治体以外の場合であっても同様の扱いになるはずである。許可事業者の経営基盤が危うければ、法目的に沿ったサービス提供をできないのであるから、許可事業者の経済状況も許可での重要審査事項でなければならない。

根拠法令条文：地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（使用料）

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（略）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

ここで墓埋法の事業者許可については墓埋法 19 条に「許可の取り消し」があり、その前提として許可官庁（知事＝町村の場合、又は市長）職員は適宜立ち入って、施設、帳簿、書類の検査等ができるとなっている。いきなり許可取り消しということになれば、利用者も含めて重大な影響を受けることになるから、それを避けるための定期的審査が有効である。

もう一点は許可事業者の範囲である。設置主体は当然、許可が必要であり、市が設置者である場合、市長が市長からの許可申請を審査することになり、実務上も当然そのように運用されている。ところで事業者許可の根拠条項は墓埋法 10 条であるのだが、そこでは「火葬場を営もうとする者は…」となっている。指定管理者のような形態の場合はどうなるのだろう。これまでは設置者ということで、先のように市長が許可申請者であるが、自治体の担当者が指定管理者に任せっきりで、会計帳簿も自らは作成しないといったことは適切ではなく、設置者として自治体がチェックすべきである。

4-4 現場における課題認識

そのほか自由記述やヒアリングからは、

- 火葬場は「（経営状況が）見えにくい施設」である
- 料金改定は政治的判断に依存する
- 原価に基づく議論の土台が不足している

といった認識が示され、制度基盤整備を自らの判断で行う前提条件が満たされていないとの認識が通底していることが確認された。

4-5 小括

本章では、第 3 章で示した料金のばらつきと、第 5 章で示すことになる費用構造の特殊性を踏まえ、料金設定や改定の困難性に対処するには、火葬場を通じての全国的問題があることを認識し、火葬体制に関わる制度的問題として理解する必要があると痛感する。

第5章 火葬場の原価構造と将来費用

5-1 火葬場費用の全体像

火葬場の運営費用は、設備費、建物維持費、人件費、委託費、光熱水費等から構成される。この点では他の公共施設と共通するが、火葬場には独自の特殊性がある点への注目が必要である。

まず施設の急速な近代化である。野焼きスタイルから恒常的施設での火葬へと転換した。これは国民の感情への配慮に基づくものであるが、経済的に見れば、集落共同体等での相互共済作業から、専門家によるサービス提供に転嫁したわけで、無償の労力提供から経費支払いを伴う形態に移行したことを意味する。つまり火葬実施が事業に転換したわけである。そしてその後も火葬施設は、集約化、大型化の一途である。

次にこれも国民感情（立地周辺住民）への配慮に基づくものであるのだが、この大型化した施設を周囲の視線から目立たなくさせたり、緩衝緑地を設けたりする配慮への要請が一貫して高まっている。これも施設経営に伴う経費を増高させる。また施設が大型化すれば、燃烧に伴う環境規制への必要性がより強調されることになり、これも経費の増高要因になる。

一方、火葬は遺族にとっては、親族の肉体との最期の別れになるわけで、それが事業として行われることになれば、事業者やその職員の遺体への配慮や遺族への思いやり等への要求水準は高まっていく。

火葬場の経営経費は大きく、施設の初期投資と日常の運営やメンテナンス経費に分けられる。一般的に前者をイニシャルコスト、後者をランニングコストと称するのであるが、火葬場の場合、イニシャルコストは施設ごとの金額差が極めて大きい。最近の整備事例として、横浜市の公表資料によれば、東部方面斎場（仮称）は16基の火葬炉を備え、延べ床面積約20,000㎡に及ぶ大型かつ高度化の先端を行く施設である。その整備事業費は当初180億円であったが、物価高騰や土壌汚染対策費の増加等により、221億円に拡大する見込みと報告されている。

このように事業費が増大する中で、減価償却費の負担も極めて大きくなると考えられる。火葬費用の観点からみた場合、1炉当たりの整備事業費の適正水準はいかなるものか、改めて検討する必要がある。また、平成24年度に供用開始したA市では、火葬炉6基（将来増設予定2基）で延床面積約6700㎡の施設の総事業費は約60億円とされている。

利用者への配慮事項やその火葬場の特色等から生じるものではあるが、イニシャルコストはその後の使用期間中に計画的に償還していくものである。イニシャルコストが大きければ、その償還金額（減価償却額）も大きくなる。アンケートやヒアリングではイニシャルコストについて有効な資料を得られなかった。そのため自治体公式ホームページからデータ収集（調査⑦）を行っている。

それによると火葬場の費用構造に占める減価償却分の経常費用対比率は8.5%～23.6%であった。

ランニングコストは日々の運営に関する経費と日常的な点検や補修費用が大部分である。先にも挙げたように遺族にとっては肉親の遺体との最後の別れになる場であり、そのときの精神的満足感には後に尾を引く。その点で火葬場職員には国民の葬送感情への深い理解が求められる。後でも触れるが、アンケート、ヒアリングにおいて、職員の高い資質確保の必要性が指摘されている。

また、本調査（調査⑦）では火葬場の経費構造に占める職員給与費は計上費用対比 10.5%～28.1%であった。ここでも差異が大きい。ただ少々注釈すれば、職員人件費はいわゆる正規職員分のことであると思われる。

例えばある市の火葬場（火葬炉 6 基）では、職員給与費の対象が 1 名でのみであった。その火葬場は民間事業者運営に委託しており、当該職員とは市から唯一派遣されている場長であると判断された。委託を受けている指定管理者の職員の雇用、労働契約の詳しい実態調査が求められる。特に自治体職員のみで運営する直営形態が減少し、指定管理形態が増えていることから、指定管理者等をも対象とした調査が求められる。調査手法を含めた今後の要検討事項として挙げておく。

なお、関連データは調査⑦を参照されたい。

5-2 固定費構造の特殊性

火葬場の経営は固定施設に巨費を要すること、売上げは区域人口に関連し、瞬発的急増や競合者出現による壊滅的減少等はないこと、その裏腹で需要に応じられるよう一定の供給余力が必要であること、パンデミックや大災害といった通常予測外の事態に対しては政府主導の対応への即応が求められること等である。

しかし、それら以上に重要なのは、火葬場で働く職員の資質である。施設や設備の大型化・高度化に伴い、高度な火葬技術が求められるだけでなく、収骨や遺族対応における細やかな配慮など、対人サービスの質も重要性を増している。また、災害時やパンデミック時には火葬需要が急増することから、平時から専門性と対応力を備えた人材を確保・育成しておくことが不可欠である。

5-3 設備更新費と減価償却

火葬場のメイン装置は火葬炉である。火葬炉は火葬場の建築物よりは短期に更新時期が来る。また、わが国特有とされる収骨のために、火葬炉内温度を急激に上げたり下げたりを繰り返すことによる使用期間の短縮化への考慮が必要である。諸外国での火葬炉と比較して、火葬炉関連経費が割高になるといった点への配慮を忘れてはならない。

以上の理由から、火葬場経費の積み上げでは、施設の特色に応じた要素を正しく組み込んでいく必要がある。しかしながら、施設数の少なさ、各施設間の規模や内容の違いの大きさ、経営問題として数値を幅広く収集分析している機関がどこにもない状況にある。そのような状況の中でも、現場担当者は原価計算方法を工夫して実施している現状もある。後述する

ケースは原価計算をして得た数字と、様々な制約により結果は原価計算の数字は参考値にとどまっている。今後、関係者を含めて理解を広げていくために、どうすべきか、本研究はそのための資料を収集するために行われたものであるが、今後とも関係者の議論と、共通理解を進めるための検討が求められていると考える。

火葬場使用料は、すべての経費を計算し、しかる後に必要と考える自治体が、政策的判断からその一定部分を一般財政による負担肩代わりを検討すべきであるにもかかわらず、そもそもの出発点である経費計算の素地ができていないのである。

ここで火葬炉を典型とする設備の更新費用について補足しておこう。火葬炉設備は一定周期で更新が必要であり、排ガス処理設備等も含めると更新費用は高額となる。これらは単年度の支出としてではなく、減価償却費として平準化して捉える必要があるが、財務管理上明確に整理されていない場合がある。減価償却費を考慮しない料金体系では、将来更新時に財政負担が急増する構造となり、持続可能性に課題を生じる。

具体事例での料金検討経緯を紹介する。首都圏近郊の中規模自治体である。火葬需要の増加に対応するため、適正な受益者負担の原則に基づき火葬施設使用料の見直しが検討開始された。当該自治体では「受益者負担見直し基本方針」により、公の施設を4類型に分類し、火葬施設は「必需サービスでありつつ民間提供が可能な施設」と整理され、受益者負担率50%が適用されている。

その際、管外料金についてはおおむね減価償却費を含めた原価計算通りの料金としたが、管内料金については据え置きとされ計算結果の反映はされなかった。

5-4 人件費と技能コスト

火葬業務は専門的技能を要する業務であり、熟練度の蓄積が必要である。全般的労働力不足が叫ばれる中、火葬場職員の技能やモラルの維持にはふさわしい処遇が必要である。環境規制強化や設備高度化に伴い、技術的対応能力の向上が求められているのであるからなおさらであろう。

指定管理者制度を導入している自治体では費用計上が指定管理料、あるいは火葬業務委託では委託料として一括計上されていて、人件費評価がなされているか不明である点はすでに述べたとおりである。自治体直営から民間委託へ切り替える際に、運営の合理化を追求するのは当然であるが、職員の処遇にしわ寄せする等はもってのほかである。

ここで指摘しておかなければならない点がある。遺族と寄り添う点が火葬場の一大特色であり、他産業での従業経験がそのまま通用することは多くない。このため火葬場事業領域での高いレベルの職員の養成・研修が求められることになる。そして修得すべき事項や内容は、火葬場の近代化、大型化と軌を一にして深まらざるを得ない。民間資格として、特定非営利活動法人日本環境斎苑協会による「火葬技術管理士及び統括火葬技術管理士資格付与」があるのみである。

火葬の歴史は長いが、恒久的火葬場が整備され、専業従事者の雇用が始まったのは古くない。地域社会での相互労力提供方式では現代的意味での報酬は支払われていなかった。つまり火葬従事者が専門職として認知されてからの歴史は浅いのである。このためあるべき報酬水準について合意は必ずしも明確ではない。

従事する職務の重要性に応じた適正報酬という考えは、火葬場ではまだ十分に浸透していないのである。そしてこの分野で労働市場の狭さである。火葬場の構築物は大型化しているが、従事する職員数はきわめて少ない。そのためせっかく能力を高めても、職場内での地位向上の機会が少なく、他火葬場への転職機会も少ない。これでは閉塞状態に陥ってしまう。その意味においても火葬場職員としての能力向上のための仕組み（資格制度を含む）のほか、この領域に潜在能力ある者を吸引するための処遇改善が必要なのである。

火葬事業における真の人件費比率の現状がいかほどなのかは、先に述べたように、雇用の実態すら明瞭でない状況では不明と言わざるを得ない。経費算出においてはあるべき職員報酬レベルを設定すべきであることを忘れてはならないであろう。繰り返すが、故人の葬送のために参集している遺族は火葬場職員の対応に敏感なのである。

5-5 将来の費用増加要因

今後は、

- 設備の大型化・高度化
- 災害時対応能力の強化
- 技能人材確保費用

等が必要になると見込まれる。自治体直営から委託や指定管理者など民営を活用した運営が増加する傾向にある。定期異動を繰り返す公務員よりも、専門技術を習得した民間従業者の方が作業効率向上になるという点が多々あるということへの異論はないであろう。

しかしながらもう一つの委託の目的を忘れてはならない。それは利用者へのサービスレベルを向上させ、施設の存在意義を高めることである。それが職員の資質向上の意義にほかならない。そして良いサービスを提供する者は、良い報酬を受けべきである。そうすると委託によってサービスの向上をも同時に達成しようとする場合、直営時代に比べて人件費に関しては下がるとは限らないことになる。経費節減は事業の合理化、近代化、複合化等によって実現すべきなのである。

5-6 原価と料金が連動しない理由

これまで述べてきたように、現実の使用料は原価構造と連動していない。そしてそれには触れてきたような様々な要素が絡んでいる。火葬場にふさわしい原価計算の手法を検討確立することから始める必要がある。

5-7 小括

火葬場の費用構造は固定費性が高く、将来の更新費用を内包する長期的視点が不可欠である。しかし、現行の料金体系はこれらを必ずしも反映していない。本章で示した構造的特徴は、第7章で述べる制度基盤整備の必要性の根拠となる。

つまり本研究では、火葬場の大型化・高度化及び火葬需要の増加を踏まえた適切な料金設定の在り方について検討するため、火葬施設の配置状況、火葬サービスの利用関係、施設規模及び料金制度の実態について整理を行ったのである。

今後死亡者数が増加する地域では火葬需要が増加する。この意味においても、火葬場の必要量整備は国家的課題でもある。そして火葬場の大部分が自治体によって設置される現状に鑑みれば、その整備費の工面は自治体財政上の課題であり、火葬場の近代化、大型化、サービス向上と相まって、自治体の財政負担増加要因になっている。そこで利用者からの料金徴収強化が検討されることになるのだが、その際には、まず火葬場の経費の正しい認識と計数化が必須となる。自治体の本来責任は、墓埋法（5条）で住民に火葬許可申請を義務づけていることから生じる火葬場利用機会の確保責任である。そして必要なのはその使用料を住民の過重負担にさせないための手立てなのである。

その点から火葬場の原価計算が必要になるのである。原価計算値が高ければ、自治体の一般財政からの出費が免れない。一般財源を利用する以上、透明化、説明責任が必要となる。

火葬場利用数は死亡数から導かれる。ということは必要火葬能力も人口動態が基盤になる。火葬場の原価計算は、火葬場ごとにではなく、一定の区域（自体領域あるいは一定の人口規模の領域＝二次医療圏的な意味合い）での算定が望ましいとも言えよう。この点、複数火葬場を有する自治体において、使用料は同一額とされているのがほとんどであった。

ただし、ある自治体では、2つの火葬場を開設しているものの、それぞれで料金体系が異なっており、さらに構成市町村の住民であっても、利用する施設によって適用料金が異なるという特異な事例が確認された。料金設定を火葬場ごとに算定すべきか、それとも区域単位で共通化すべきかについては、考え方の整理が必要な課題である。

第6章 収益確保策と事業モデル転換

火葬場運営を持続可能なものとする基本は、火葬場を事業として認識することである。火葬使用料の無料は、警察等治安対策や義務教育と同等とみなすことで初めて浮かび上がる概念である。墓埋法は火葬の公益性を強調したうえで、事業体としては許可の形態をとっているのであるが、長期継続的な経営のために、火葬場の経営においては原価計算の必要があり、同時に事業運営の計画性も明確であることが必要になる。

以上を前提としたうえで、自治体が住民負担軽減の観点から一定の一般財政投入を住民同意（議会同意）のうえで政策的に導入することの可否が論じられることになる。そしてその場合には、料金の軽減（自治体が運営主体の場合）のほか、利用者への料金補填（管外等当該自治体運営でない火葬場を住民が利用する場合等）が考えられることになる。

そしてその延長で自治体以外が運営主体である火葬場に対する自治体からの経費支援（補助金等）もあり得ないことではないことになる。

加えて、事業運営の合理性、効率性の追求も必要になり、自治体運営の場合では財務管理の徹底により、本来の利用料金を高騰させず、むしろ適正化させることが必要になる。しかし運営主体が自治体でない場合にはこの手法を取れない。そこで許可官庁が許可事業者の財務内容や料金設定の妥当性についても監督することが必要となり、令和7年10月31日「衛生衛発10312第2号火葬場の経営・管理に関する指導監督について」が発出された。

さてここで火葬場の原価計算数値は上がらざるを得ないのかとの疑問が生じるであろう。狭義の火葬部門に限定すれば施設建築費、火葬炉まわりの近代化等上昇要因が目につく。しかし少し視野を広げるならば、全体的に原価を下げる要素がないことはない。

収益増の観点では、火葬場での収益サービスの拡充である。第3章で紹介したように火葬場では付帯設備の併設が原則化、一般化している。利用者の便宜のために設けるものであり、利用の促進は火葬場、利用者双方にとって便益である。

収骨後のお骨は墓地内の墳墓への埋蔵、納骨堂への収蔵等ということになる。近年では樹木葬あるいは合葬墓としてお骨を特定せず集合的に埋蔵する形態が人気になっている。そしてこれらは墳墓が整然と並ぶ伝統的な墓地と違って、広大な面積を必要としない。ヒアリング等では火葬場の併設施設になっているものもある。（調査⑤）

利用希望に沿って合葬墓を火葬場の事業の組み込む等も火葬場の単位原価を下げることにつながるはずである。これに関連して収骨量についても議論が必要であろう。東日本は全国収骨、西日本は部分収骨と一括されることが多いが、実際にはさほど明瞭な区分ではない。遺族が求める収骨量は実のところはどのようなのだろうか。明確な分析はないようである。

逆に火葬場の経費を抑える方策も真剣に考える必要がある。例えば副葬品の制限である。持ち込み品によっては遺族に棺への投入を断る事例があるが、拒否反応はないようである。

そうした中にいわゆる火葬待機問題がある。既に論じたように火葬待ちは遺族側に余分な経費的、時間的、精神的負担を強いるもので、本来あってはならない。そのために火葬場受け入れ能力に余裕を持たせる必要が生じる。しかし火葬施設を増やさなくても工夫でき

る要素がないわけではない。死亡者数には季節的変動がある。ならば火葬炉の運転時間や休業点検サイクルを季節調整することが誰でも思いつく。その際必要なのは、利用者側との調整である。対応できる受付システムを構築する等、火葬場の共同検討で乗り越えられるはずである。同時に火葬場職員の就業時間帯を柔軟化させる必要があるが、これは給与等の処遇改善と一体の問題になる。

以上挙げたのは例示である。指摘したいのは火葬場事業の形態はまだまだ確立途上にあるということであり、それは工夫改善できる余地は相当に広く大きいということである。利用者サービスを向上させつつ、経費を削減していく。火葬場ではその可能性が大きいのではないかということである。知恵は必要から生まれる。火葬場が事業として認識され、原価計算を基に合理的経営を目指すことになれば、現場からもさまざまな提案が生まれてくることになる。そしてそれは料金問題にも好影響をもたらすことになる。

第7章 制度整備と政策方向

7-1 問題の本質の整理

前章までの分析により明らかになったことは、火葬使用料問題を論ずる前提が満たされていないということであった。火葬場はわが国においては欠くことのできない基盤的社会インフラである。そうであるがゆえに事業の永続性を確保する財政基盤の確保が求められ、その一環として火葬使用料が設定されることになる。

そのために原価構造を精緻に分析していなければならないのであるが、これがそもそもなされていないか、きわめて不十分である。イニシャルコストを経費に盛り込んでいかなければ、果たして原価計算の用を果たせるのかの疑問すら生じる。

火葬場に求められる基幹サービスは全国的に共通している。そうであれば例えば財務諸表の作成方式にも共通性があるべきと思われるが、実態はそうではない。また財務諸表は事業運営にあたる受託事業者が作成すればよいとする自治体も見られた。

まとめれば原価構造の可視化不足、財務情報の標準化の不在、料金見直しの制度化不足といった言葉で一括される。問題を認識している自治体も見られたが、総じて関心は低いと言わざるを得ない状況であった。

7-2 財務情報基盤の整備

今後、自治体が火葬場事業運営の透明化や計画化に本格的に取り組んでいくことが期待される。財務情報が的確なものであれば、利用料改定も受け入れられるはずである。各自治体の火葬部局相互間での財務関連情報の共同利用ができる体制が必要であろう。アンケートでもヒアリングでも、他自治体の財務対策を知りたいという声が多かった（調査⑤）。この種の情報は、技術分野と違って、秘匿性は高くないはずである。本調査もその一貫として考えられるが、国（厚労省）に関連情報を収集して共同利用に供することが有効な方法になり得る。あるいは同様なことを特定の団体を指定して実施させる方法も有効であると考えられる。国からの支援という点、補助金や助成金が想像されがちであるが、そうした直接的財政支援よりも火葬場運営が合理的に行われるよう各自治体が必要情報を取得できる体制づくりをする方が、効率的であり必要資金も巨額にならない。情報面、制度面といった技術的支援も重要と考えられる。

7-3 利用者負担を軽減するための自治体の一般財源負担について

利用者負担を軽減する観点から自治体の政策として利用料の軽減を行い、それに必要な限りで当該自治体の一般財源を支弁することはなんら問題ない。ただしその根拠、説明は明確で説得性があるものでなければならない。この点においても他自治体の考えを知りたいという声が多くあった。（調査⑤）本研究の目的の一つであるが、情報の集約が重要である。

7-4 国及び都道府県の役割

火葬場行政は自治体事務であるが、技術的支援、データ整備、標準モデル提示等については国及び都道府県の関与を求める声が多かった。特に財務管理手法や運営効率化に関する技術支援体制の整備は急務である。これにどう応えるか。なお日本環境斎苑協会による『火葬場の建設・維持管理マニュアル』があるが、財政運営面の内容を充実したうえで普及活用策を講じるのも一法であろう。

墓地埋葬法に規定する事務は自治体事務であるが、葬送方式の地域性を考えれば、ある意味合理性があると理解できる。

ただし火葬の場合、大規模近代的火葬場として集約化が進んでおり、遺体を焼骨にする工程での地域差はあまりない。遺族による収骨も、国際的には特殊であるようだが、国内では方式はほぼ共通している。こうした火葬事業の変遷を踏まえれば、少なくとも墓理法に基づく火葬場に対する許可や監督について共通指針を示すことが望ましい。

7-5 事業視点の導入

火葬場を単なる施設ではなく事業として捉え、利用料以外の収入確保、運営手法の改善等により持続可能性を高める視点が求められる。

7-6 長期運営計画の策定

設備更新周期、将来費用見通し、財源構成等を含む長期運営計画を策定することが必要である。

火葬事業は、一定の設備を適切に維持管理、適宜的確な修繕に加え、長期的には建て替え等につなげていく、長期の事業であり、大きな費用を要する施設と考えるべきである。

また、そのためには、人手不足が進む中で、適切な機材と人材、とりわけ専門的人材を確保することも重要であり、財政当局との意思疎通、議会の理解の増進も不可欠と考えられる。また、火葬事業は、市民や所在地周辺の地域住民の理解も欠かせない。

こうした観点から、最近では、火葬場に関する長期構想、長期計画を策定する自治体が少しずつ増加しており、こうした流れを推進することも大きな課題と考えられる。

火葬場の経営者及び火葬場管理者は、火葬場と火葬炉の維持管理の重要性を十分に理解することにより環境保全並びに施設・設備等の保全対策、これに伴う必要な予算の確保、的確な職員の確保・配置等を包括した計画を策定する必要がある。

7-7 火葬場を基盤とする葬送サービス標準モデルの可能性（案）

本研究で示したとおり、火葬場は事業停止が許されない基礎的行政サービスであり、我が国においては公営施設が多数を占め、公益性の高い制度基盤として機能している。この制度基盤を活用し、葬送に関わるサービスの標準化を図ることは、利用者保護および費用透明性の観点から検討に値する。

近年、葬儀サービスに関しては、料金体系の複雑さや契約内容の不明確さを背景とするトラブルが指摘されている。葬儀は利用者が経験に乏しく、判断能力が一時的に低下する状況下で行われることが多いため、情報の非対称性が大きい分野である。この点は、料金説明や契約手続きの標準化が十分でない場合、利用者に不利な取引が生じやすい構造的要因となり得る。

一方で、我が国の葬送の中心的工程は①火葬②遺族による収骨③遺骨の収蔵であり、火葬場はこのうち①と②の基盤機能を担う公共施設である。この特性を踏まえ、火葬場を葬送サービスの基軸とする運営モデルを制度的選択肢として整理することが考えられる。具体的には、火葬業務に加え、一定の範囲で関連サービスの紹介・連携を行うことにより、利用者が標準的な費用水準やサービス内容を把握しやすい環境を整備する方向である。③についても火葬場敷地内での合葬墓併設等は有効策である。

7-8 結論

火葬場使用料の課題は、制度設計と財務基盤整備の問題である。持続可能な運営のためには、財務情報基盤の整備、料金見直し制度のための長期運営計画の策定。国等の支援体制構築が不可欠である。

提言 1 火葬事業に関する財務情報基盤の整備

火葬事業について、減価償却費、更新費見込み、人件費等を含む標準的財務情報様式を整備し、原価構造の可視化を図るべきである。これにより、料金見直しの議論の基礎が形成される。

提言 2 定期的な財政検証及びこれを踏まえた見直し

料金改定を個別判断に委ねるのではなく、一定周期で財政検証を行う制度を設けることが望ましい。定期的な財政検証を行うことにより、必要に応じ、データに基づき一般会計と利用者負担のあり方を見直し、適切な対応を検討することができる。

提言 3 国及び都道府県による支援体制の整備

財務管理手法、運営効率化、データ整備等について、国及び都道府県等が技術的支援を行う等、体制を制度的に充実することが必要である。

提言 4 長期運営計画の策定

各地方自治体において、設備更新周期、将来費用見通し、財源構成を含む長期運営計画を策定し、将来負担を見据えた運営管理を行うべきである。

提言 5 火葬場を基盤とする葬送サービス標準モデルの検討

火葬場は公益性の高い基礎行政施設であり、公営比率も高い。この制度基盤を活用し、葬送サービスの費用透明性および利用者保護の観点から、火葬場を基軸とした標準的サービスモデルを制度的選択肢として検討することが考えられる。

具体的には、

- 火葬場を中心とした関連サービスの紹介・連携の整理
- 標準的な費用水準やサービス内容の可視化
- 公的給付制度と葬送サービスの関係の整理

等が検討課題となる。

この提言は、火葬場行政の直接の範囲を超える要素も含むが、利用者保護および費用透明性向上の観点から、火葬場という公的基盤を活用する制度的方向性の一つとして位置付けられる。

以上のとおり、火葬場の健全な運営がすべての出発点である。しかし、その過程においては、減価償却費や更新費の顕在化に伴い、利用者負担の増加が避けられない側面がある。

したがって、火葬に関する費用およびその負担の全体像を把握することが必要である。本調査では、火葬場を設置していない自治体において火葬料に対する補助金を交付する事例を示したほか、市民福祉葬等の制度により相当額を負担している自治体も確認された。また、身寄りのない死亡人や行旅死亡人等の火葬費用についても、自治体が負担している。さらに、生活保護受給者に対しては葬祭扶助制度が設けられている。

このような状況を踏まえ、火葬に関する財政規模はどの程度となるか、またその負担の在り方をどのように位置づけるべきかという観点からも、火葬場使用料の問題を検討する必要がある。

調査資料編 目次

① 全国火葬場アンケート調査結果報告	30
全国火葬場アンケート調査票	97
② 政令市・中核市アンケート集計結果	136
政令市・中核市アンケート調査票	150
③ 人口7万人以上都市の火葬使用料実態調査結果	164
④ 中核市等平成18年・令和7年火葬使用料比較調査	180
⑤ ヒアリング調査結果報告	182
ヒアリング依頼文書	184
⑥ 公共施設（火葬場）における受益者負担率に関する調査報告	188
⑦ 公共施設（火葬場）における公会計の報告事例調査	197
⑧ 公共施設（火葬場）整備計画等の調査	203
⑨ 全市町村火葬使用料調査（4県の事例）	205

全国火葬場アンケート調査結果報告

1 調査の概要

本調査は、本年度厚生労働科学特別研究「火葬場の大型化・高度化と火葬需要の増加を踏まえた適切な料金設定の考え方に関する研究」の一環として、全国の火葬場を対象として、別紙調査票に基づき、火葬場の設置管理に関しアンケート調査を行った。同調査は、令和7年8月18日に配布し、9月25日までに回収を行い、火葬場の設置、管理に関するマニュアルの改訂を行う指針を策定することを目的として、その実態を把握するため、実施したものである。

2 調査票回収状況

対象施設数 1,392 施設に対し、回収票数 378 施設で、回収率は 27.2%である。

3 報告の主な内容

(1) 火葬場の設置主体

火葬場の設置主体は、市町村が 75%、一部事務組合等が 24%、企業が 1.6%であり、ほとんどの施設は地方自治体が設置している。

(2) 火葬場の運営形態

火葬場の運営管理形態は、直営が 17%、一部委託が 31%、全面委託が 18%、指定管理が 29%、PFI が 1.9%である。前回調査では、直営が 19%、一部委託が 33%、全面委託が 19%、指定管理が 27%であり、直営、一部委託、全面委託が少しずつ減り、指定管理、PFI が増えている。

(3) 火葬場の炉の設置基数

火葬場の炉の設置基数は、平均で 4.8 基、最大で 30 基、最小で 1 基である。

内訳では、1 基が 10%、2 基が 24%、3 基が 17%、4 基が 15%、5 基が 6.9%、6～10 基が 19%、11 基以上が 8.5%となっている。

前回調査では、平均 4.5 基、最大 46 基。最小 1 基であり、内訳では、1 基が 13%、2 基が 26%、3 基が 20%、4～5 基が 19%、6～10 基が 14%、11～20 基が 6.8%、21 基以上が 1.3%であり、前回に比べて今回は、平均基数が増加し、4 基以上の施設が増加しており、近年の火葬場の大規模化の傾向を反映している。

(4) 火葬場の竣工年

火葬場の竣工年は、建築基準法の耐震基準が改正された 1981 年（昭和 56 年）年から設計及び工事期間を考慮し、1984 年（昭和 59 年）以前が 28%、それ以降が 72%である。前回調査では、1 年ほど集計期間が異なっているが、1983 年（昭和 58 年）以前が 28%、1984 年（昭和 59 年）以降が 72%となっており、ほぼ同じである。

(5) 火葬場の機能、周辺環境等

火葬場の機能は、火葬と待合が 71%、火葬と待合と葬儀が 25%、火葬だけが 3.7%となっており、待合機能を具備した火葬場が 96%に達している。なお、前回調査では、火葬と待合が 66%、火葬と待合と葬儀が 28%、火葬だけが 5.4%、待合機能を具備した火葬場が 94%であり、火葬だけが若干減少している。

周辺環境は、山林が 66%、墓地が 30%、農地が 25%、住居が 23%である。前回調査では、山林が 70%、墓地が 31%、農地が 27%、住居が 22%であり、若干ではあるが、住宅が増え、山林、墓地、農地が減っている。

火葬場の至近住居までの距離は、500m以上が 31%、100～200m未満が 17%、300～500m未満が 14%である。前回調査では、500m以上が 28%、100～200m未満が 18%、300～500m未満が 17%であり、住居から遠くにある傾向は強くなっている。

周辺住民からの苦情は、「あり」が 8.5%、「無し」が 90%であり、苦情内容は、ばい煙が 56%、霊柩車の走行が 25%、悪臭が 19%となっている。前回調査では、「あり」が 9.4%、「無し」が 89%であり、苦情内容は、ばい煙が 75%、悪臭が 42%であり、苦情ありが若干増え、苦情内容として霊柩車の走行が増えている。ばい煙、悪臭の苦情に対しては、設備面での再燃焼炉を含めた排ガス処理設備の強化が必要であり、運営面での柩への副葬品の混入防止対策の強化が望まれる。

(6) 火葬場の建替え等

火葬場の建替えや部分改修については、「必要あり」が 58%、「必要なし」が 40%である。「必要あり」の内訳は、部分改修が 68%、建替えが 32%であった。前回調査では、「必要あり」が 48%、「必要なし」が 49%とほぼ同程度であり、「必要あり」の内訳で部分改修が 66%、建替えが 33%であり、「必要あり」が増えている。建替え又は部分改修の理由は、施設老朽化が 90%、故障が多く修理費がかさむが 19%であり、前回調査での施設老朽化が 99%とほぼ同じ状況と言える。

(7) 火葬場の能力

火葬場の能力については、「不足している」が 15%、「不足していない」が 81%である。不足しているという理由は、施設の老朽化が 52%、死亡者の増加（火葬件数の増加）が 50%である。前回調査では、「不足している」が 13%、「不足していない」が 84%であり、「不足していない」が若干増えている。また、不足の理由は、施設の老朽化が 53%、死亡者増加が 50%であり、ほぼ同程度である。

不足への対応については、新施設の検討が 32%、稼働日を増やすが 23%、増設の検討が 14%である。前回調査では、新施設の検討が 41%、増設の検討が 20%であり、新施設や増設という整備より稼働日を増やすというソフト面での対応が増えていると言える。

(8) 火葬場の設備内容

ア 主燃焼炉

使用燃料は、灯油が 80%、都市ガスが 15%、プロパンガスが 2.4%、重油が 0.5%である。前回調査では、灯油が 81%、都市ガスが 14%、重油が 1.8%であり、灯油、重油が減少し、都市ガスが増加している。なお、前回調査ではプロパンガスという回答は見られなかった。

火葬中のデレッキ操作は、「行っている」が 73%、「行っていない」が 20%となっている。行っている理由は、遺体の燃焼促進が 81%、副葬品の除去が 51%であ

る。前回調査では、デレッキ操作を「行っている」が71%、「行っていない」が26%であり、行っている理由が、遺体の燃焼促進が81%、副葬品の除去が58%であり、副葬品の除去が若干減っており、副葬品制限の対策の効果がみられる。

イ 再燃焼炉

再燃焼炉の有無については、「有り」が96%、「無し」が4.5%である。前回調査では、「有り」が94%、「無し」が4.0%であり、再燃焼炉付火葬炉が増加している。排ガスのダイオキシン類削減対策の強化が少しずつ現れていると言える。

ウ 排ガス処理装置

火葬炉と排ガス処理装置の関係は、「各炉が単独で火葬できる」が50%、「各炉が単独に火葬できない」が33%である。複数炉を設けた火葬場では、災害時等の対応を考慮して、「各炉が単独で火葬できる」システムが必要である。なお、前回調査では「各炉が単独で火葬できる」が58%、「各炉が単独に火葬できない」が27%であり、各炉の単独火葬可能が減っている。回答した施設の違いによると判断する。

排ガスの排気方式は、強制排気方式が79%、自然排気方式が11%である。前回調査では、強制排気方式が80%、自然排気方式が14%であり、自然排気方式の減少が見られる。

排ガスの冷却装置は、「有り」が68%、「無し」が25%である。前回調査では、「有り」が64%、「無し」が31%であり、冷却装置の普及が見られる。

冷却方式は、空気混合希釈方式が81%、空冷式熱交換器方式が20%である。前回調査では、空気混合希釈方式が78%、空冷式熱交換器方式が17%であり、空冷式熱交換器方式が若干増えている。

集じん装置は、「有り」が69%、「無し」が26%である。前回調査では、「有り」が65%、「無し」が31%であり、集じん装置の普及が見られる。

集じん装置の種類は、バグフィルタが47%、バグフィルタ以外のフィルタが24%、電気集じん器が8.2%である。前回調査では、バグフィルタが43%、電気集じん器が12%であり、バグフィルタが増えて、電気集じん器が減っている。排ガスのダイオキシン類削減対策が強化されれば、電気集じん器やその他の集じん装置が減り、バグフィルタが増加することとなる。

エ 排ガス測定

排ガス測定の実施については、ダイオキシン類が32%、ばいじん等が23%である。一方、全く行っていないが34%、施設完成時の引渡性能試験のみが19%であり、ほとんど測定していない施設及び施設完成時の1回だけの施設が53%となっている。前回調査では、ダイオキシン類が27%、ばいじん等が20%であり、全く行っていないが43%、施設完成時の引渡性能試験のみが16%であった。定期的に測定する施設が増えていると言える。

(9) 残骨灰、集じん灰等の処理

ア 残骨灰と集じん灰の分別

分別しているが46%、分別していないが50%である。「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」（平成12年3月）に示す「集じん灰については、残骨灰と分別し適正に処理すること」が遵守されない火葬場が多いことを示している。なお、前回調査では、分別しているが41%、分別していないが55%であり、分別している施設の増加が見られる。

イ 残骨灰の処理処分

専門業者に委託しているが79%、自らで処理処分しているが1.6%、その他が16%となっている。専門業者への委託の場合、処理処分状況の確認は、書面で確認が65%、工場や処分地まで確認しているが22%である。なお、前回調査では、専門業者への委託86%、自らで処理処分が2.2%であり、専門業者への委託の場合の処理処分状況の確認は、工場・処分地までの確認が73%、書面で確認が31%であり、書面での確認が大きく増加し、工場・処分地までの確認を逆転している。

専門業者の選考方法は、随意契約が45%、競争入札が32%であり、委託費用は、有償（処理費用を支払っている）が50%、無償（処理費用を支払っていない）が50%である。なお、前回調査では、選考方法が、随意契約が49%、競争入札が21%であり、委託費用は、有償が54%、無償が46%である。

含有する有価物については、「委託費に含まれると考え返納させていない」が44%、「含まれる有価物相当額がわからないので返納させられない」が19%、「有価物相当額を返納させている」が18%である。前回調査では、委託費に含むので返納させていないが53%、有価物相当額がわからないので返納させられないが21%、有価物相当額の返納が4.9%である。

ウ 残骨灰、集じん灰の分析

自らの責任で「定期的にダイオキシン類を測定している」が7.4%、同様に「定期的に六価クロムを測定している」が5.3%であるが、「委託業者に分析させ報告を受けている」が23%、「まったく行っていない」が55%であり、有害物質を含む残骨灰、集じん灰の排出者責任が全く果たされていないと言える。前回調査でも、ダイオキシン類測定が9.2%、六価クロム測定が4.5%であり、委託業者の分析・報告が27%、行っていないが51%であり、今回と同様であった。

(10) 大規模災害時の火葬炉の運転

ア 各種資材に関する協定

市町村が締結する各種資材に関する協定については、葬儀資材が27%、火葬燃料が23%、柩が24%である。前回調査では、葬儀資材が21%、火葬燃料が22%、柩が19%であり、あまり大きな変動は見られない。

イ 大規模災害時の人的協力体制

災害時の人的協力体制については、「火葬場 OB の応援」が 3.4%と低い、「火葬炉メーカーの支援」が 44%、同じ都道府県内の「他の火葬場からの支援」が 37%である。前回調査でも、火葬場 OB の応援が 7.4%と低く、火葬炉メーカーの支援が 47%、他の火葬場からの支援が 34%であり、同じような傾向である。

ウ 大規模災害時の火葬炉の運転

災害時対応指針（事業継続計画等）の策定については、「策定している」が 32%、「策定していない」が 57%である。災害時に備えた定期的な訓練の実施は、「実施している」が 33%、「実施していない」が 58%である。前回調査では、災害時対応指針の策定は策定しているが 31%、策定していないが 60%であり、同じような傾向である。

災害時に備えた定期的な訓練の実施は、「実施している」が 33%、「実施していない」が 58%である。前回調査では、訓練の実施が 30%、実施していないが 62%であり、これも同じような傾向である。

(11) 公害対策・労働安全対応

「排気筒が低い場合、排ガスの拡散効果が期待できない」といわれていることに対して、「排ガス処理装置があり、問題ない」が 36%、「基準がないので問題としていない」が 16%であり、「分からない」が 22%である。火葬場が大気汚染物質の排出源であるという認識の欠如を示すものである。なお、前回調査では「排ガス処理装置があり、問題ない」が 27%、「基準がないので問題としていない」が 9.0%、「分からない」が 43%であり、「分からない」という回答の減少に意識の改善が見られると思いたい。

「残骨灰の処理基準がないが、どのように対応しているか」については、「有害物質が含まれているので溶融処理など適正に処理すべき」が 20%であるが、「気にしていない」が 20%、「基準がないので問題にしていない」が 21%、「分からない」が 17%であり、厚生労働省課長通知（健衛発 0729 第 1 号、平成 22 年 7 月 29 日）における残骨灰に対して「当該灰に含まれる有害化学物質を定期的に測定し、有害物質が多く含まれる場合は、溶解処理や不溶化処理等の報告書に示されている対策も参考として、生活環境保全上支障がないよう適切に処理する必要があること。」の不徹底を示すものである。なお、前回調査でも、今回と同様に、「有害物質が含まれているので溶融処理など適正に処理すべき」が 19%で、「気にしていない」が 16%、「基準がないので問題にしていない」が 17%、「分からない」が 28%である。

火葬従事者の作業場所の環境測定は、「したことがある」が 14%、「したことがない」が 76%であり、「したことがある」場合の環境測定の項目は、粉じんが 63%、臭気が 31%、騒音が 43%、アスベストが 22%である。これまでも火葬従事者の作業環境の悪さを指摘しているが、一向に改善されないことを示すものとなっている。なお、前回調査でも、「したことがある」が 12%、「したことがない」が 63%、「したこ

とがある」場合の測定項目は、粉じんが63%、臭気が41%、騒音が46%、アスベストが25%である。

(12) 指定管理者制度について

指定管理者制度の導入状況は、「導入している」が31%、「導入していない」が63%である。導入してよかったと思われる点は、市民サービスの向上が71%、トラブルの減少、トラブル対応の迅速化が38%、経費節減が51%である。導入後の問題は、「特になし」が85%である。導入していない施設の今後の導入については、「導入を考えている」が11%、「導入を考えていない」が86%である。「導入を考えている」場合の導入により期待することは、「市民サービスの向上」が68%、「経費削減」が76%である。「導入を考えていない」場合の理由は、「市民サービス状況を把握できない」が25%、「職員の専門性、火葬への理解度の向上が困難」が16%、「運営上のトラブルが把握しにくい」が21%である。

(13) 最近の諸問題への対応

ア ペースメーカー装着遺体の火葬

ペースメーカー装着遺体への火葬については、「葬祭業者に届出をお願いしている」が63%、「遺族に届出をお願いしている」が37%であるが、「事前にペースメーカーの取り外しをお願いしている」が23%である。火葬作業に当たっては、「ペースメーカー装着の届出の有無にかかわらず、一定時間が経過するまでは、点検口を開かないようにしている」が25%、「ペースメーカー装着の届出の有無にかかわらず、一定時間が経過するまでデレッキ操作をしないようにしている」が12%である。前回調査では、葬祭業者の届出が61%、遺族の届出が36%であり、事前の取り外しが32%であり、事前の取り外しが少し減っている。

ペースメーカー装着のデータベース化、ペースメーカーの破壊力の低下等の取り組みを業界に引き続き要請する必要がある。

イ 感染症への対応

感染症への対応については、「葬儀業者との連携」が60%、「保健所との連携」が25%、「職員の教育」が37%である。前回調査では、葬儀業者との連携が66%、保健所との連携が41%、職員の教育が39%であり、保健所との連携がやや減り、葬儀業者との連携や職員の教育での対応がやや増えている。

ウ 副葬品の制限

副葬品の制限については、「行っている」が82%、「行っていない」が14%である。行っている場合の方法は、「葬儀業者への協力要請」が81%、「チラシなどによる遺族への協力要請」が64%、「柩内のチェック」が10%である。前回調査では、制限を行っているが85%、行っていないが13%であり、制限の方法は、葬儀業者への協力要請が85%、チラシなどによる遺族への協力要請が60%、「柩内のチェック」が12%であり、葬儀業者への協力要請が増えている。

エ 放射線治療器具の装着遺体の火葬

放射線治療器具の装着遺体の火葬については、「注意が必要であるなど」と聞いたことがありますか」との問いに対して、「聞いたことがある」が15%、「聞いたことがない」が79%である。前回調査では、聞いたことがあるが14%、聞いたことがないが81%であり、若干ではあるが、聞いたことがあるが増えている。

(14) 火葬場のイメージ向上のための方策

火葬場のイメージ向上のため、「アンケート、意見箱などの設置」が35%、「ホームページでの利用方法の適切な開示」が29%、「葬祭業者との定期的なミーティング、情報交換の実施」が17%であるが、「実施していない」が40%である。前回調査では、アンケート、意見箱が31%、ホームページが30%、葬祭業者とのミーティングが19%であり、実施していないが47%であり、実施していないが若干減っている。

火葬従事者の職場環境の改善、地位の向上を図ることを目的として取り組む活動や実践事例等は、「職場環境向上に向けての現地調査や業者への指導等」が21%、「委託事業者から適切な賃金が支払われている等の実態調査」が4.2%であるが、「実施していない」が64%である。前回調査では、現地調査や業者への指導が14%、適切な賃金の支払い等の実態調査が4.5%であり、実施していないが70%であり、実施していないが若干減ったが、ほぼ同じような傾向である。

(15) 特定非営利活動法人日本環境斎苑協会に関する事項

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会については、「知っているし、各種活動に参加している」が14%であるが、「知っているが特に対応していない」、「全く知らない」が合わせて79%である。

同協会が実施している職員表彰制度については、「よく知っており対象職員がいれば推薦したい」が16%、「今まで知らなかったが詳細を知り対象職員を推薦したい」が5.6%であるが、「全く知らない」62%である。

同協会が実施している研修会等について、厚生労働省後援「火葬場管理者研修会」では、「受けたことがある」が8.7%、「受けてみたいと思っている」が3.2%であり、「聞いたことがある」が44%、「全く知らない」が37%である。

資格認定証交付「火葬技術管理士通信教育（1級、2級）」では、「受けたことがある」が8.5%、「受けてみたいと思っている」が1.1%であり、「聞いたことがある」が45%、「全く知らない」が37%である。

表彰制度、研修会等については、広報活動の強化と魅力あるカリキュラムの作成が必要である。

第1章 調査結果

第1節 火葬場の概要

1 全国の火葬場数

全国の火葬場数は、表 1-1、図 1-1 に示すとおり、令和 7 年 9 月現在で 1,392 施設である。火葬炉・排気筒（煙突）・建物の 3 要素を有している火葬場は昭和 63 年度の 1,921 施設から令和 7 年度の 1,392 施設に 529 施設（昭和 63 年度に対して 27.5%）の減少である。

表 1－1 全国の火葬場数

年度	昭和63 (1988) 年度	平成7 (1995) 年度	平成20 (2008) 年度	平成25 (2013) 年度	平成30 (2018) 年度	令和2 (2020) 年度	令和7 (2025) 年度
火葬場数	1,921	1,607	1,563	1,500	1,457	1,438	1,392

注 1：火葬炉・排気筒（煙突）・建物の3要素を備えた施設であり、野焼き施設を含まない。

注 2：日本環境斎苑協会作成の全国火葬場リストに基づく。

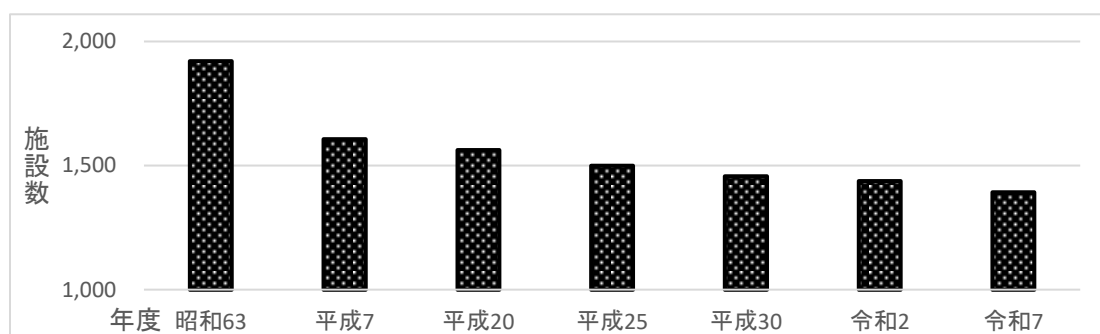


図 1－1 全国の火葬場数の推移

2 地方別の火葬場数

地方別の火葬場数は、表 1-2、図 1-2 に示すとおり、中部地方が 264 施設で最も多く、次いで中四国地方の 242 施設と続き最も少ないのは関東地方の 160 施設である。

表 1－2 地方別の火葬場数

地方別	北海道	東北地方	関東地方	中部地方	関西地方	中四国 地方	九州沖縄 地方
火葬場数	172	166	160	264	184	242	204
割合%	12.4	11.9	11.5	19.0	13.2	17.4	14.7

注 1：三重県は中部地方とした。

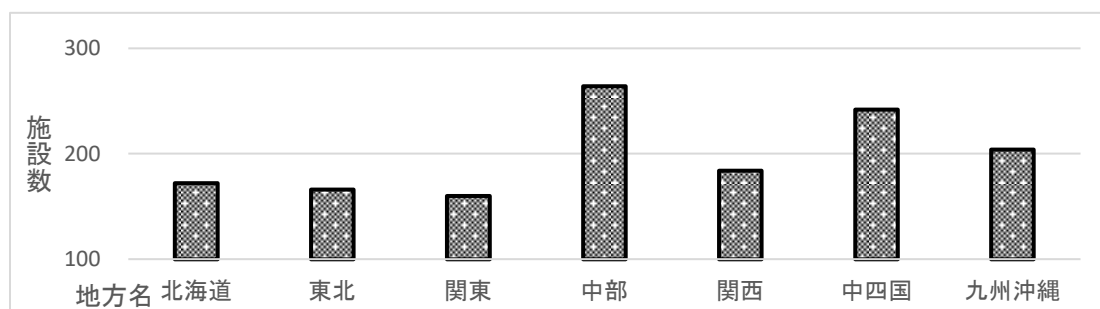


図 1－2 地方別の火葬場数

3 火葬場の設置主体

火葬場の設置主体については、表 1-3、図 1-3～4 に示すとおり、都・市町村が 792 (74.2%、内訳は都 1、市 481、町 273、村 37)、一部事務組合が 231 (21.6%)、宗教・財団法人が 4 (0.4%)、民間企業が 10 (0.9%)、自治会等が 30 (2.8%) であり、都・市町村、一部事務組合を合計した公設分は 1,023 (95.9%) である。

設置主体別の火葬場数は、都・市町村が 1,082 (77.7%、内訳は都 1、市 732、町 310、村 39)、一部事務組合が 261 (18.8%)、宗教・財団法人が 4 (0.3%)、民間企業が 15 (1.1%)、自治会等が 30 (2.2%) であり、都・市町村、一部事務組合を合計した公設分は 1,343 (96.5%) と、設置主体数、施設数ともに 95%以上を占めている。

表 1－3 設置主体数、設置主体別の火葬場数

項目		設置主体数	割合 (%)	施設数	割合 (%)
設置主体	都・市町村	792	74.2	1,082	77.7
	内訳				
	都	1	0.1	1	0.1
	市	481	45.1	732	52.6
	町	273	25.6	310	22.3
	村	37	3.5	39	2.8
	一部事務組合	231	21.6	261	18.8
	公設分小計	1,023	95.9	1,343	96.5
	うち P F I	—	—	23	1.7
	宗教・財団法人	4	0.4	4	0.3
	民間企業	10	0.9	15	1.1
	自治会等	30	2.8	30	2.2
	合計	1,067	100.0	1,392	100.0

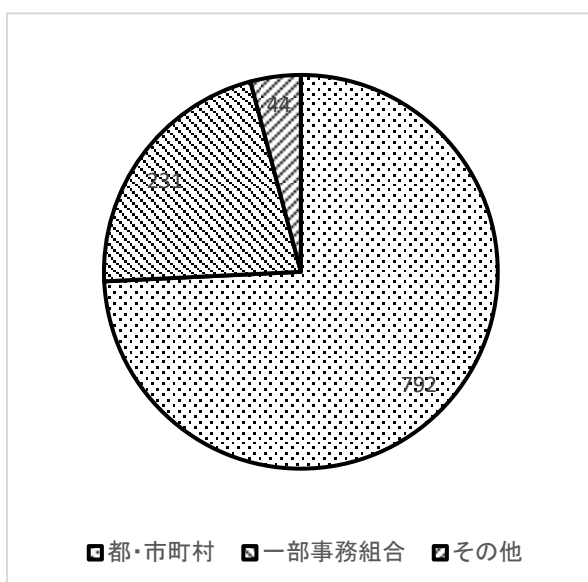


図 1－3 火葬場の設置主体数

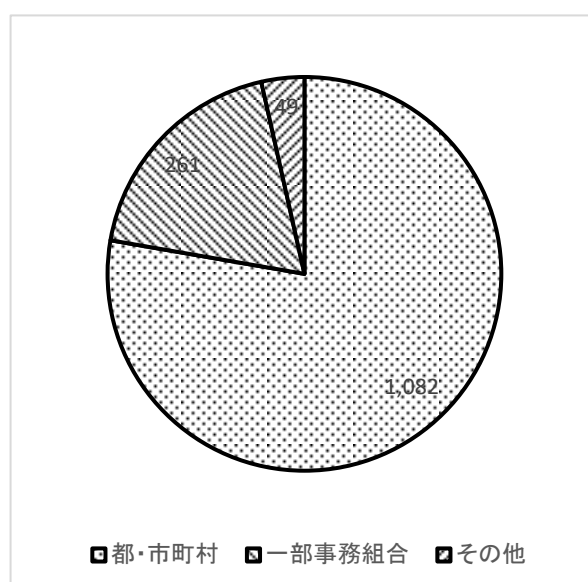


図 1－4 設置主体別の火葬場数

4 火葬場の設備

火葬場の設備については、火葬炉（人体炉）、汚物炉、動物炉及び式場について調査した。

(1) 火葬炉（人体炉）設置基数

火葬場の火葬炉（人体炉）設置基数は、表 1-4、図 1-5 に示すとおり、1～2 基が 608 施設（43.7%）、3～5 基が 529 施設（38.0%）、6 基以上が 250 施設（18.0%）である。経年的に見ると、1～2 基の小規模施設の減少が著しく、3～5 基の中規模施設が昭和 63～平成 20 年度が増加傾向でそれ以降やや減少傾向にあり、6 基以上の大規模施設は増加傾向にある。基数合計としては、平成 20 年度以降であるが、令和 2 年度まで増加傾向にあり、令和 7 年度は若干減っている。

表 1－4 火葬場の火葬炉（人体炉）設置基数

年度 区分	昭和63年度		平成7年度		平成20年度		平成30年度		令和2年度		令和7年度	
	施設数	割合（%）	施設数	割合（%）	施設数	割合（%）	施設数	割合（%）	施設数	割合（%）	施設数	割合（%）
1基	786	40.9	409	25.5	326	20.9	258	17.7	236	16.4	214	15.4
2基	542	28.2	537	33.4	468	29.9	416	28.6	422	29.3	394	28.3
1～2基の小計	1,328	69.1	946	58.9	794	50.8	674	46.3	658	45.8	608	43.7
3基	235	12.2	277	17.2	296	18.9	285	19.6	280	19.5	274	19.7
4基	136	7.1	132	8.2	164	10.5	166	11.4	164	11.4	164	11.8
5基	84	4.4	86	5.4	94	6.0	93	6.4	92	6.4	91	6.5
3～5基の小計	455	23.7	495	30.8	554	35.4	544	37.3	536	37.3	529	38.0
6～10基	98	5.1	120	7.5	158	10.1	171	11.7	171	11.9	179	12.9
11基以上	40	2.1	44	2.7	52	3.3	63	4.3	68	4.7	71	5.1
6基以上の小計	138	7.2	164	10.2	210	13.4	234	16.1	239	16.6	250	18.0
不 明	0	0.0	2	0.1	5	0.3	5	0.3	5	0.3	5	0.4
合 計	1,921	100.0	1,607	100.0	1,563	100.0	1,457	100.0	1,438	100.0	1,392	100.0
基数合計	—		—		5,298基		5,340基		5,358基		5,328基	

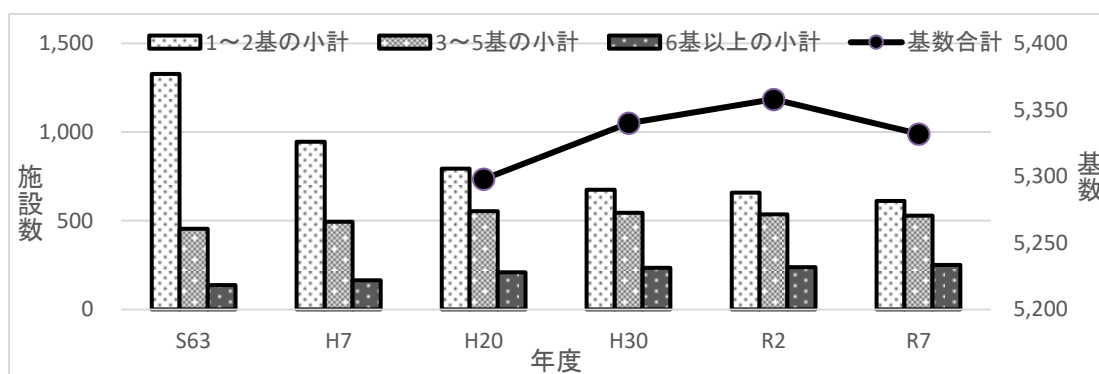


図 1－5 火葬場の火葬炉（人体炉）設置基数の推移

(2) 火葬場の汚物炉、動物炉、式場の設置

火葬場の汚物炉、動物炉、式場の設置状況は、表 1-5、図 1-6 に示すとおり、令和 7 年度で、汚物炉が 386 施設（27.7%）、動物炉が 248 施設（17.8%）、式場が 318 施設（22.8%）である。経年的に見ると、汚物炉が減少傾向、動物炉が増加傾向、式場が微増傾向にある。

表 1－5 火葬場の汚物炉、動物炉、式場の設置状況

区分 \ 年度		平成20年度	平成30年度	令和2年度	令和7年度
施設総数		1,563	1,457	1,438	1,392
汚物炉 設置施設	施設数	507	429	427	386
	割合(%)	32.4	29.4	29.7	27.7
	最大基数	2	2	2	2
動物炉 設置施設	施設数	197	231	233	248
	割合(%)	12.6	15.9	16.2	17.8
	最大基数	3	3	3	3
式場 併設施設	施設数	310	313	315	318
	割合(%)	19.8	21.5	21.9	22.8
	最大室数	10	10	10	15

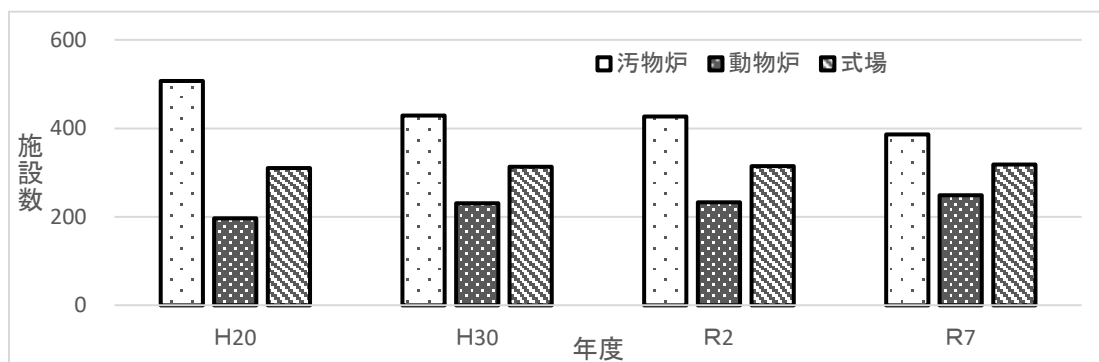


図 1－6 火葬場の汚物炉、動物炉、式場の設置状況の推移

5 火葬場の経過年数（建設年代）

現在稼働している火葬場の竣工からの経過年数は、表 1-6、図 1-7 に示すとおり、31～40 年が 391 施設（28.1%）で最も多く、21～30 年が 305 施設（21.9%）、41～50 年が 274 施設（19.7%）、11～20 年が 160 施設（11.5%）、51 年以上が 125 施設（9.0%）、10 年以下が 112 施設（8.0%）であり、建築物の耐用年数 50 年を超える施設及び耐用年数が迫っている施設（ここでは 41 年以上とし、不明も含む。）が 424 施設（30.5%）となっている。

表 1－6 火葬場の建設年代

建設年	不明	昭和49年以前	昭和50～59年	昭和60～平成6年	平成7～16年	平成17～26年	平成27年以降	合計
経過年数	—	51年以上	41～50年	31～40年	21～30年	11～20年	10年以下	—
施設数	25	125	274	391	305	160	112	1,392
割合（%）	1.8	9.0	19.7	28.1	21.9	11.5	8.0	100.0

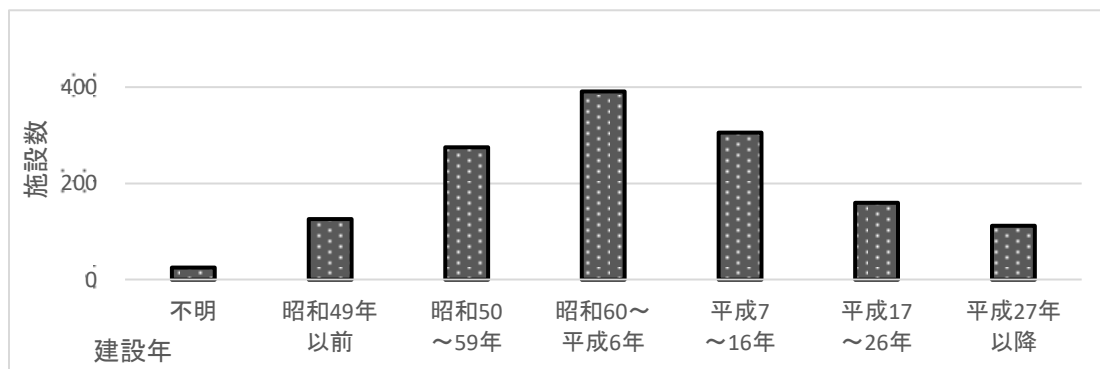


図 1－7 火葬場の建設年代

第2章 アンケート調査結果

第1節 アンケート回収状況

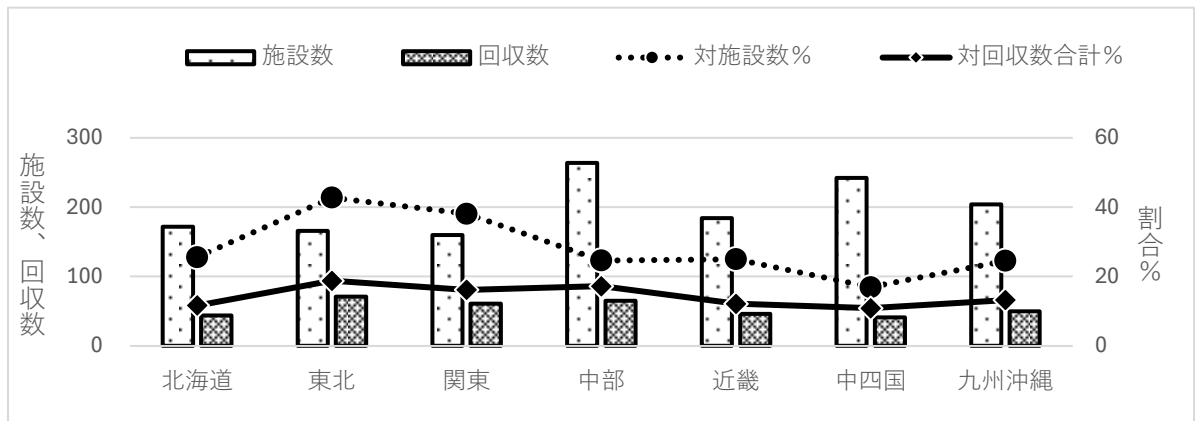
アンケートの回収状況は、表 2-1、図 2-1 に示すとおり、対象施設数 1,392 に対して回収数 378、回収率 27.2%である。地方別にみると、対施設数では東北が 42.8%、関東が 38.1%で多く、対回収数合計では東北が 18.8%、中部が 17.2%と多い。

表 2-1 アンケートの回収状況

区分		北海道	東北	関東	中部	近畿	中四国	九州 沖縄	合計
項目	施設数	172	166	160	264	184	242	204	1,392
	回収数	44	71	61	65	46	41	50	378
	対施設数%	25.6	42.8	38.1	24.6	25.0	16.9	24.5	27.2
	対回収数合計%	11.6	18.8	16.1	17.2	12.2	10.8	13.2	100.0

注：施設数は、日本環境斎苑協会の施設リストによる。

図 2-1 アンケートの回収状況



第2節 行政区域内の埋火葬

【設問 4】都道府県で広域火葬計画の策定を行っていますか。

都道府県における広域火葬計画の策定状況の質問に、自らの自治体での策定と勘違いがあったものと判断する。実際には、全都道府県で策定済である。

表 2-2-1 都道府県での広域火葬計画

区分	策定している	策定していない	記載なし	合計
項目				
回答数	243	113	22	378
割合%	64.3	29.9	5.8	100.0

調査資料①

【設問 5】 災害時を想定して各種資材の協定はどのようにしていますか。(複数回答可)
葬儀資材、火葬燃料、柩ともに 20% 台の協定締結である。

表 2-2-2 各種資材の協定

項目 \ 区分	葬儀資材	火葬燃料	柩	その他
回答数	102	86	89	57
対回収数合計%	27.0	22.8	23.5	15.1

【設問 6】 災害時の人的協力体制についてお答えください。

災害時の人的応援体制は、火葬炉メーカーの支援がやや進んでおり、次いで他火葬場の支援体制であり、火葬場 OB の応援体制はあまり進んでいない。

表 2-2-3 災害時の人的協力体制

項目 \ 区分		あり	なし	記載なし	合計
火葬場OBの 応援体制	回答数	13	347	18	378
	割合%	3.4	91.8	4.8	100.0
火葬炉メーカー の支援体制	回答数	168	192	18	378
	割合%	44.4	50.8	4.8	100.0
他火葬場の 支援体制	回答数	140	211	27	378
	割合%	37.0	55.8	7.1	100.0

第3節 火葬場の概要、経緯、構成、機能

【設問 8】 経営（設置、管理、運営）主体はどれですか。

今回のアンケートの回収は、市町村が約 75%、次いで一部事務組合等で、民間企業は 1 企業 6 施設である。

表 2-3-1 火葬場の経営主体

項目 \ 区分	市町村	一部事務 組合等	企業	合計
回答数	282	90	6	378
割合%	74.6	23.8	1.6	100.0

【設問 11】火葬炉基数

火葬炉の設置基数は、平均で 4.8 基、最大で 30 基、最小で 1 基であり、火葬炉基数は、全体的に平均的な分布である。

表 2-3-2 火葬炉基数

項目 区分	設置基数	
	人体炉	うち大型炉
データ数	378	139
平均	4.8	3.7
最大	30	16
最小	1	1

表 2-3-3 火葬炉基数の分布

項目 区分	人体炉				うち大型炉	
	対象施設数	割合%	回収施設数	割合%	回収施設数	割合%
1基	214	15.4	39	10.3	40	28.8
2基	394	28.3	91	24.1	32	23.0
3基	274	19.7	63	16.7	14	10.1
4基	164	11.8	55	14.6	17	12.2
5基	91	6.5	26	6.9	7	5.0
6～10基	179	12.9	72	19.0	24	17.3
11基以上	71	5.1	32	8.5	5	3.6
不明	5	0.4	—	—	—	—
合計	1,392	100.0	378	100.0	139	100.0

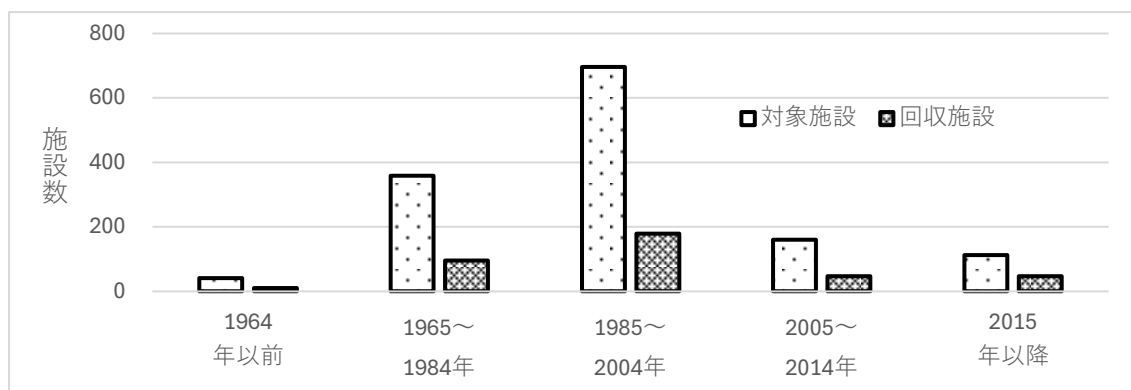
【設問 12】現在の火葬場の建物の竣工年月

建物の竣工年は、全国の対象施設とほぼ同じ傾向で、1985～2004 年（22～41 年経過）が 47.4%と最も多く、次いで 1965～1984 年（42～61 年経過）である。

表 2-3-4 火葬場の竣工年

項目 区分	項目	建 物 竣 工 年					合計
		1964 年以前	1965～ 1984年	1985～ 2004年	2005～ 2014年	2015 年以降	
対 施 象 設	施設数	41	358	696	160	112	1,367
	割合%	3.0	26.2	50.9	11.7	8.2	100.0
回 施 収 設	回答数	10	95	179	47	47	378
	割合%	2.6	25.1	47.4	12.4	12.4	100.0

図 2-3-1 火葬場の竣工年



【設問 13】現在の火葬場の建設は建替えでしたか、新設でしたか。

建替えと新設が 48% 台でほぼ同程度である。

表 2-3-5 現在の火葬場の建設

項目 区分	現在の火葬場の建設			合計
	建替え	統廃合	新設	
回答数	182	13	183	378
割合%	48.1	3.4	48.4	100.0

【設問 14】建替え・既存施設と近隣施設との統廃合建替えの場合の建設場所についてお答えください。

建替え・既存施設と近隣施設との統廃合建替えの場合の建設場所は、既存敷地内が最も多く、次いで近接地である。

表 2-3-6 建替えの場合の建設場所

項目 区分	建 替 え の 場 合 の 建 設 場 所					合計
	既存敷地	隣接地	近接地	移転	その他	
回答数	107	13	40	3	1	164
割合%	65.2	7.9	24.4	1.8	0.6	100.0

【設問 15】建替え、既存施設解体後の跡地利用についてお答えください。

建替え、既存施設解体後の跡地利用は、駐車場が最も多く、次いで緑地公園と公共施設である。

表 2-3-7 建替え、既存施設解体後の跡地利用

項目 区分	建 替 え 、 既 存 施 設 解 体 後 の 跡 地 利 用							合計
	駐車場	緑地公園	公共施設	存置	更地	売却	その他	
回答数	74	17	17	10	13	5	46	182
割合%	40.7	9.3	9.3	5.5	7.1	2.7	25.3	100.0

【設問 16】現在の建物は、設問 12 の竣工以降に増築・改築しましたか。

竣工時から現在までに増築・改築したのは 21%である。

表 2-3-8 竣工以降の建物の増築・改築

項目 区分	増 築 ・ 改 築		合計
	した	していない	
回答数	79	299	378
割合%	20.9	79.1	100.0

【設問 18】現在の火葬炉は、設問 12 の竣工以降に増設、更新しましたか。

竣工時から現在までに火葬炉を増設・更新したのは 26%である。

表 2-3-9 竣工以降の火葬炉の増設・更新

項目 区分	増 設 ・ 更 新		回答 なし	合計
	した	していない		
回答数	98	274	6	378
割合%	25.9	72.5	1.6	100.0

【設問 21】都市計画決定はしましたか。

都市計画決定をした施設としていない施設が 40%台でほぼ同程度である。

表 2-3-10 都市計画決定

項目 区分	決 定		回答 なし	合計
	した	していない		
回答数	175	160	43	378
割合%	46.3	42.3	11.4	100.0

【設問 22】敷地面積、建築面積等

敷地面積は平均 33,500 m²、火葬炉 1 基当り 4,000 m²であり、建築面積は平均 12,000 m²、火葬炉 1 基当り 2,000 m²であり、延床面積は平均 9,000 m²、火葬炉 1 基当り 1,500 m²である。

表 2-3-11 敷地面積、建築面積等

項目 区分	敷地面積		建築面積		地上地下の階数		延床面積	
	面積m ²	1基当り	面積m ²	1基当り	地上	地下	面積m ²	1基当り
データ数	350	350	325	325	337	20	339	339
平均	33,548	3,946	12,124	1,979	1.7	1.1	8,930	1,506
最大	4,286,864	198,003	2,072,005	345,334	4	2	941,563	226,023
最小	31	31	36	32	1	1	45	32

項目 区分	駐車場面積		駐車場台数		庭園等 面積m ²	緩衝緑地 面積m ²
	面積m ²	1基当り	大型車	乗用車		
データ数	153	153	197	283	88	42
平均	1,586	391	5	57	2,566	5,250
最大	10,000	2,381	50	386	21,750	53,019
最小	4	2	1	4	20	20

表 2-3-12 敷地面積の分布

項目 区分	1,000 m ² 以下	1,001～ 5,000m ²	5,001～ 10,000m ²	10,001～ 20,000m ²	20,001～ 30,000m ²	30,001 m ² 以上	合計
回答数	14	118	89	76	23	30	350
割合%	4.0	33.7	25.4	21.7	6.6	8.6	100.0

表 2-3-13 火葬炉 1 基当りの敷地面積の分布

項目 区分	1,000 m ² 以下	1,001～ 2,000m ²	2,001～ 3,000m ²	3,001～ 4,000m ²	4,001～ 5,000m ²	5,001 m ² 以上	合計
回答数	88	121	56	39	15	31	350
割合%	25.1	34.6	16.0	11.1	4.3	8.9	100.0

表 2-3-14 建築面積の分布

項目 区分	500 m ² 以下	501～ 1,000m ²	1,001～ 1,500m ²	1,501～ 2,000m ²	2,001～ 2,500m ²	2,501 m ² 以上	合計
回答数	85	64	55	33	29	59	325
割合%	26.2	19.7	16.9	10.2	8.9	18.2	100.0

表 2-3-15 火葬炉1基当りの建築面積の分布

項目 区分	200 m ² 以下	201～ 400m ²	401～ 600m ²	601～ 800m ²	801～ 1,000m ²	1,001 m ² 以上	合計
回答数	111	147	52	7	2	6	325
割合%	34.2	45.2	16.0	2.2	0.6	1.8	100.0

表 2-3-16 建物の階数（地上）の分布

項目 区分	地 上 階 数				合計
	1階	2階	3階	4階	
回答数	125	202	9	1	337
割合%	37.1	59.9	2.7	0.3	100.0

表 2-3-17 建物の階数（地下）の分布

項目 区分	地 下 階 数		合計
	1階	2階	
回答数	18	2	20
割合%	90.0	10.0	100.0

表 2-3-18 延床面積の分布

項目 区分	500 m ² 以下	501～ 1,000m ²	1,001～ 1,500m ²	1,501～ 2,000m ²	2,001～ 2,500m ²	2,501 m ² 以上	合計
回答数	88	68	45	32	27	79	339
割合%	26.0	20.1	13.3	9.4	8.0	23.3	100.0

表 2-3-19 火葬炉 1 基当りの延床面積の分布

項目 区分	200 m ² 以下	201～ 400m ²	401～ 600m ²	601～ 800m ²	801～ 1,000m ²	1,001 m ² 以上	合計
回答数	111	140	62	10	5	11	339
割合%	32.7	41.3	18.3	2.9	1.5	3.2	100.0

表 2-3-20 駐車場面積の分布

項目 区分	500 m ² 以下	501～ 1,000m ²	1,001～ 1,500m ²	1,501～ 2,000m ²	2,001～ 2,500m ²	2,501 m ² 以上	合計
回答数	48	22	25	17	11	30	153
割合%	31.4	14.4	16.3	11.1	7.2	19.6	100.0

表 2-3-21 火葬炉 1 基当りの駐車場面積の分布

項目 区分	200 m ² 以下	201～ 400m ²	401～ 600m ²	601～ 800m ²	801～ 1,000m ²	1,001 m ² 以上	合計
回答数	36	25	22	22	6	42	153
割合%	10.6	7.4	6.5	6.5	1.8	12.4	45.1

【設問 23】建物の構造は次のどれですか。（複数回答可）

鉄筋コンクリート造が 68%と最も多く、次いで鉄筋鉄骨コンクリート造の 7%である。

表 2-3-22 建物の構造

項目 区分	鉄筋コン クリート造	鉄骨コン クリート造	鉄筋鉄骨 コンク リート造	鉄骨造	簡易耐火 構造	木造	その他	合計
回答数	301	11	33	58	3	26	14	446
割合%	67.5	2.5	7.4	13.0	0.7	5.8	3.1	100.0

【設問 24】建物内の施設は次のどれに該当しますか。

火葬と待合が 71%と最も多く、次いで火葬と待合と葬儀の 25%である。

表 2-3-23 施設の構成

項目 区分	火葬だけ	火葬と 待合	火葬と待合 と葬儀	合計
回答数	14	270	94	378
割合%	3.7	71.4	24.9	100.0

【設問 25】 主な施設の有無

1 火葬部門

1-1 炉室（火葬炉が設置された部屋）

炉室は、1 階が 99%である。

表 2-3-24 火葬炉室の位置

項目 区分	火 葬 炉 室			合計
	1 階	2 階	地下 2 階	
回答数	374	3	1	378
割合%	98.9	0.8	0.3	100.0

1-2 機械室（排ガス処理装置等が設置された部屋）

機械室は、1 階、2 階が同程度（40%台）である。

表 2-3-25 機械室の位置

項目 区分	機 械 室				合計
	1 階	2 階	地下 1 階	複数階	
回答数	188	176	2	12	378
割合%	49.7	46.6	0.5	3.2	100.0

1-3 告別室（遺体と最後のお別れをする部屋）

告別室は、有りが 75%であり、1～2 室が 81%である。

表 2-3-26 告別室の有無

項目 区分	告 別 室			合計
	有り	無し	回答なし	
回答数	285	83	10	378
割合%	75.4	22.0	2.6	100.0

表 2-3-27 告別室の室数

項目 区分	告 別 室					回答 なし	合計
	1 室	2 室	3 室	4～5 室	6 室以上		
回答数	164	68	20	13	14	6	285
割合%	57.5	23.9	7.0	4.6	4.9	2.1	100.0

1-4 収骨室（火葬後、遺族等が焼骨を骨壺等に納める部屋）

収骨室は、有りが 80% であり、1～2 室が 80% である。

表 2-3-28 収骨室の有無

項目 区分	収 骨 室			合計
	有り	無し	回答なし	
回答数	302	60	16	378
割合%	79.9	15.9	4.2	100.0

表 2-3-29 収骨室の室数

項目 区分	収 骨 室					回答 なし	合計
	1 室	2 室	3 室	4～5 室	6 室以上		
回答数	134	106	27	19	9	7	302
割合%	44.4	35.1	8.9	6.3	3.0	2.3	100.0

2 待合室（火葬中に遺族等が待つ部屋）

待合室は、有りが 96% である。和室は 2 室が 42% で最も多く、次いで 1 室 28% である。洋室は 1 室が 37% で最も多く、次いで 2 室 18% である。

表 2-3-30 待合室の有無

項目 区分	待 合 室			合計
	有り	無し	回答なし	
回答数	364	14	0	378
割合%	96.3	3.7	0.0	100.0

表 2-3-31 待合室（和室）の室数

項目 区分	待 合 室 （ 和 室 ）					回答 なし	合計
	1 室	2 室	3 室	4～5 室	6 室以上		
回答数	65	98	32	29	8	1	233
割合%	27.9	42.1	13.7	12.4	3.4	0.4	100.0

表 2-3-32 待合室（洋室）の室数

項目 区分	待 合 室 （ 洋 室 ）					回答 なし	合計
	1 室	2 室	3 室	4～5 室	6 室以上		
回答数	86	43	21	30	51	4	235
割合%	36.6	18.3	8.9	12.8	21.7	1.7	100.0

3 式場（葬儀を行う部屋）

式場は、有りが 25%、無しが 75%であり、1 室が 55%、2 室が 20%である。

表 2-3-33 式場の有無

項目 区分	葬 儀 式 場			合計
	有り	無し	回答なし	
回答数	94	284	0	378
割合%	24.9	75.1	0.0	100.0

表 2-3-34 式場の室数

項目 区分	式 場					回答 なし	合計
	1 室	2 室	3 室	4～5 室	6 室以上		
回答数	52	19	11	7	5	0	94
割合%	55.3	20.2	11.7	7.4	5.3	0.0	100.0

【設問 26】施設の延命化のための部分改修として、次の内容は実施しましたか。（複数回答可）

照明の LED 化、屋根、屋上の防水修繕、トイレの洋式化が 40%前後で多くなっている。

表 2-3-35 施設の延命化のための部分改修

項目 区分	施 設 の 延 命 化 の た め の 部 分 改 修						回収数 合計
	照明の LED 化	屋根、 屋上の 防水修繕	バリアフ リー 化対策	待合室の 洋式化	トイレの 洋式化	その他	
回答数	168	143	70	77	145	31	378
回収数に 対する割合%	44.4	37.8	18.5	20.4	38.4	8.2	100.0

【設問 27】火葬場の休場日（条例等に定められた公休日）

1 休場日（令和 6 年度実績）の日数

令和 6 年度の休場日は平均 31 日であり、5 日以下が 45%で最も多く、次いで 31～60 日の 19%である。

表 2-3-36 休場日（令和 6 年度実績）の日数

項目 区分	休場日
データ数	327
平均	30.7
最大	365
最小	0

表 2-3-37 休場日（令和 6 年度実績）の日数の分布

項目 区分	5日以下	6～30日	31～60日	61～100日	101～200日	201日以上	回答なし	合計
回答数	169	29	71	47	7	4	51	378
割合%	44.7	7.7	18.8	12.4	1.9	1.1	13.5	100.0

2 休場日の内訳

休場日は年始が 88%と最も多く、次いで友引日の 42%である。

表 2-3-38 休場日の内訳

項目 区分	休場日の規定がない	年末	年始	友引日	日曜日	祝祭日	お盆	その他	回収数合計
回答数	38	26	331	159	18	17	20	48	378
回収数に対する割合%	10.1	6.9	87.6	42.1	4.8	4.5	5.3	12.7	—

2-1、2 年末・年始の休場日

年末の休場日は 12 月 31 日が 100%であり、年始は 1 月 1 日が 99%である。

表 2-3-39 年末・年始の休場日

項目 区分	年 末				年 始			
	12月29日	12月30日	12月31日	回収数	1月1日	1月2日	1月3日	回収数
回答数	7	7	26	26	328	130	75	331
回収数に対する割合%	26.9	26.9	100.0	—	99.1	39.3	22.7	—

2-3～5 友引日・日曜日・祝祭日の休場日

友引日は全てが 76%、日曜日は一部が 78%、祝祭日は一部が 59%、すべてが 41%である。

表 2-3-40 友引日・日曜日・祝祭日の休場日

項目 区分	友 引 日			日 曜 日			祝 祭 日		
	全ての 友引日	友引日 の一部	回収数	全ての 日曜日	日曜日 の一部	回収数	全ての 祝祭日	祝祭日 の一部	回収数
回答数	120	39	159	4	14	18	7	10	17
回収数に対する割合%	75.5	24.5	100.0	22.2	77.8	100.0	41.2	58.8	100.0

2-6 お盆の休場日

お盆は 8 月 16 日が 50% と最も多い。

表 2-3-41 お盆の休場日

項目 区分	お 盆					回収数
	8月13日	8月14日	8月15日	8月16日	8月17日	
回答数	5	2	6	10	6	20
回収数に対する割合%	25.0	10.0	30.0	50.0	30.0	100.0

【設問 28】火葬場の周辺環境は次のどれでしょうか。（複数回答可）

周辺環境は、山林が 66% で最も多く、次いで墓地 30%、農地 25%、住宅 23% である。

表 2-3-42 火葬場の周辺環境

項目 区分	墓地	山林	農地	住宅	工場	その他	合計
回答数	114	250	95	86	40	33	378
回収数に対する割合%	30.2	66.1	25.1	22.8	10.6	8.7	—

【設問 29】火葬場から最も近い住宅までの距離は次のどれに該当しますか。

最も近い住宅までの距離は 500m 以上が 31% と最も多く、次いで 100～200m 未満が 17% である。

表 2-3-43 火葬場から最も近い住宅までの距離

項目 区分	火葬場から最も近い住宅までの距離							合計
	50m 未満	50～100 m 未満	100～200 m 未満	200～300 m 未満	300～500 m 未満	500m 以上	回答なし	
回答数	44	44	63	44	54	118	11	378
割合%	11.6	11.6	16.7	11.6	14.3	31.2	2.9	100.0

【設問 30】現在の火葬場に対して周辺住民からの苦情はありますか。

周辺住民からの苦情は、有りが9%である。原因は、煤煙・黒煙が56%と最も多く、次いで施設が古い34%である。

表 2-3-44 周辺住民からの苦情

項目 区分	周辺住民からの苦情		回答なし	合計
	有り	無し		
回答数	32	339	7	378
割合%	8.5	89.7	1.9	100.0

表 2-3-45 苦情の原因

項目 区分	悪臭	煤煙、 黒煙	騒音、 振動	交通 公害	施設が 古い	霊柩車 の走行	その他	回収数
回答数	6	18	5	4	11	8	7	32
回収数に対する割合%	18.8	56.3	15.6	12.5	34.4	25.0	21.9	—

【設問 31】現在の火葬場に対して、建替え、部分改修の必要性はありますか。

建替え、部分改修について、必要があるが58%であり、そのうち部分改修が68%である。理由は、施設の老朽化が90%である。施設の延命化のための部分改修の内容は、照明のLED化が77%、屋根、屋上の防水修繕が74%で多く、次いでバリアフリー化対策の31%である。

表 2-3-46 建替え、部分改修の必要性の有無

項目 区分	建替え、部分改修の必要性			合計
	必要がある	必要ない	回答なし	
回答数	219	150	9	378
割合%	57.9	39.7	2.4	100.0

表 2-3-47 必要がある場合の建替えか部分改修か

項目 区分	建替えか、部分改修か		合計
	建替え	部分改修	
回答数	71	148	219
割合%	32.4	67.6	100.0

表 2-3-48 建替えまたは部分改修の理由

項目 区分	建替えまたは部分改修の理由				回収数 合計
	施設の 老朽化	能力不足	故障が多く 修理費がかさむ	その他	
回答数	197	18	41	21	219
回収数に 対する割合%	90.0	8.2	18.7	9.6	—

表 2-3-49 施設の延命化のための部分改修の内容

項目 区分	施設の延命化のための部分改修の内容						回収数 合計
	照明の LED化	屋根、屋上 の防水修繕	バリアフ リー化対策	待合室の 洋式化	トイレの 洋式化	その他	
回答数	114	110	46	39	31	38	148
回収数に 対する割合%	77.0	74.3	31.1	26.4	20.9	25.7	—

【設問 32】自治体（一部事務組合等を含む）の火葬場として過不足はありますか。

火葬場が不足しているとの回答は 15%であり、不足の理由は死亡者数の増加、施設の老朽化が 50%以上であり、その対応は新施設の検討が 32%、稼働日を増やすが 23%である。

表 2-3-50 自治体の火葬場として過不足の有無

項目 区分	自治体の火葬場として過不足の有無			合計
	不足して いない	不足して いる	回答なし	
回答数	306	56	16	378
割合%	81.0	14.8	4.2	100.0

表 2-3-51 不足している理由

項目 区分	不足している理由			回答数合計
	死亡者数 の増加	施設の 老朽化	機能の 劣化	
回答数	28	29	20	56
回答数に 対する割合%	50.0	51.8	35.7	—

表 2-3-52 不足の場合の対応

項目 区分	不足の場合の対応				回答数 合計
	増設の検討	新施設 の検討	稼働日 を増やす	その他	
回答数	8	18	13	18	56
回答数に 対する割合%	14.3	32.1	23.2	32.1	—

第4節 火葬場の利用実績（令和6年度）

【設問33】年間の火葬場の利用人数、利用目的別人数をお答えください。

年間の火葬場の利用人数、利用目的別人数は、平均で、管内が約6,000人、管外が約350人である。ただし、データ数が少なく、あまり集計されていないようである。

表2-4-1 年間の火葬場の利用人数、利用目的別人数

項目 区分	管 内			
	ご遺体の火葬	動物の火葬	その他	利用者数計
データ数	196	45	93	182
平均	3,712.9	710.6	62.7	5,958.4
最大	94,224	5,650	1,457	137,882
最小	1	12	1	1
項目 区分	管 外			
	ご遺体の火葬	動物の火葬	その他	利用者数計
データ数	136	23	39	125
平均	299.7	29.6	30.0	347.6
最大	6,878	123	553	6,878
最小	1	1	1	1
項目 区分	管 内 管 外 合 計			
	ご遺体の火葬	動物の火葬	その他	利用者数計
データ数	200	45	93	192
平均	4,908.9	735.6	77.6	7,557.6
最大	129,101	5,650	1,501	137,882
最小	1	4	1	1

表 2-4-2 年間の火葬場の利用人数の分布

項目 区分	管内利用者数						回答なし	合計
	500人 以下	501～ 1,000 人以下	1,001～ 3,000 人以下	3,001～ 5,000 人以下	5,001～ 10,000 人以下	10,001 人以上		
回答数	56	18	49	17	13	29	196	378
割合%	14.8	4.8	13.0	4.5	3.4	7.7	51.9	100.0
項目 区分	管外利用者数						回答なし	合計
	100人 以下	101～200 人以下	201～300 人以下	301～400 人以下	401～500 人以下	501 人以上		
回答数	72	15	10	4	2	22	253	378
割合%	19.0	4.0	2.6	1.1	0.5	5.8	66.9	100.0
項目 区分	管内管外合計利用者数						回答なし	合計
	500人 以下	501～ 1,000 人以下	1,001～ 3,000 人以下	3,001～ 5,000 人以下	5,001～ 10,000 人以下	10,001 人以上		
回答数	56	16	50	19	15	36	186	378
割合%	14.8	4.2	13.2	5.0	4.0	9.5	49.2	100.0

【設問 34】 ご遺体の火葬件数、稼働日数等をお答え下さい。

火葬件数は、最大 15,000 件から最小 0 件までばらつきが大きい。管内管外を比較すると、管外が平均で 6.4%であり、1～5%が 47%で最も多い。なお、最大は 74%である。

回転数（1 日 1 炉当りの件数）は、0.6～1 回転が 48%で最も多く、次いで 1.1～1.5 回転が 21%である。なお、最大は 2.8 回件である。

稼働率は平均 48%であり、時間帯割合は 11～13 時 40%、13～15 時 32%と昼頃を中心に多い。

表 2-4-3 火葬件数、稼働日数

項目 区分	火葬件数					稼働日 あたり	稼働日 数	回転数
	火葬 件数	管内 件数	管外		1日 あたり			
			件数	割合%				
データ数	361	357	347	353	378	334	341	334
平均	1,605	1,521	110	6.4	4.2	5.3	265.3	0.9
最大	15,319	13,781	2,055	73.9	42.0	45.1	365	2.8
最小	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0.0

表 2-4-4 火葬件数のうち管外の割合

項目 区分	管 外 割 合						合 計
	0%	1～5%	6～10%	11～20%	21%以上	回答なし	
回答数	40	177	67	49	20	25	378
割合%	10.6	46.8	17.7	13.0	5.3	6.6	100.0

表 2-4-5 回転数（1日1炉当りの火葬件数）

項目 区分	回 転 数 （ 1 日 1 炉 火 葬 件 数 ）						合 計
	0.5回転 以下	0.6～1 回転	1.1～1.5 回転	1.6～2 回転	2.1回転 以上	回答なし	
回答数	44	182	78	21	9	44	378
割合%	11.6	48.1	20.6	5.6	2.4	11.6	100.0

表 2-4-6 稼働率、時間帯割合

項目 区分	稼働 日数	年間稼働時間		稼働率 %	時 間 帯 割 合				
		時間数	稼働可能 時間数		9～11 時%	11～13 時%	13～15 時%	15～17 時%	その他 %
データ数	341	229	230	224	249	235	239	180	13
平均	265.3	3,026	6,854	48	28.4	39.5	31.5	8.6	0.5
最大	365	165,215	524,160	100	100.0	100.0	100.0	34	2.0
最小	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0.0

【設問 35】動物炉の火葬件数、稼働日数等をお答え下さい。

動物炉の稼働日数は平均で 235 日、稼働率は 35.3%、1 日当り最大 3.5 件である。

表 2-4-7 動物炉の稼働

項目 区分	動物炉火葬件数				稼動 日数	年間稼働時間		稼働率 %	1日あたりの最大 受入件数
	火葬 件数	管内	管外			時間数	稼働可能 時間数		
		件数	件数	割合%					
データ数	86	82	77	78	70	46	45	43	44
平均	669	653	25	6.2	234.5	788	2,101	35.3	3.5
最大	2,853	2,853	387	72.3	365	7,785	25,840	100.0	15
最小	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0

第5節 火葬場の火葬炉設備（人体炉についてのみ）

【設問 36】 保冷库（ご遺体を火葬する前に冷やして保管する装置）についてお聞きします。

保冷库は、有りが35%、数量は平均2.6体分であり、最大48体分である。火葬までの待機日数は平均3.3日、最大14日である。

表2-5-1 保冷库の有無

項目 区分	保 冷 庫			合 計
	有り	無し	回答なし	
回答数	131	239	8	378
割合%	34.7	63.2	2.1	100.0

表2-5-2 火葬までの待機日数と保冷库の数量

項目 区分	火葬までの 待機日数	保冷库数
データ数	77	127
平均	3.3	2.6
最大	14	48
最小	0.1	1.0

【設問 37】 主燃焼炉についてお聞きします。

1 火葬1体当たりの平均燃焼時間は何分程度ですか。

火葬1体当たりの平均燃焼時間は、平均65分であり、51～60分が50%で最も多く、次いで61～70分が15%である。

表2-5-3 火葬1体当たりの平均燃焼時間

項目	平均燃焼時間 (分)
データ数	339
平均	65.0
最大	150
最小	30

表2-5-4 平均燃焼時間の分布

項目 区分	平 均 燃 焼 時 間							合 計
	50分以下	51～60分	61～70分	71～80分	81～90分	91分以上	回答なし	
回答数	38	190	57	17	19	18	39	378
割合%	10.1	50.3	15.1	4.5	5.0	4.8	10.3	100.0

調査資料①

2 前室（冷却室）はありますか。（複数回答可）

2-1 平均的な冷却時間は何分程度ですか。

2-2 目安とする冷却温度は何℃程度ですか。

前室は、有りが58%であり、基数が5.5基である。冷却時間は平均19.9分、11～15分が21%、10分以下が18%である。冷却温度は夏冬ともに211℃である。

表2-5-5 前室の有無

項目 区分	前 室 （ 冷 却 室 ）				合計
	有り	無し	有り無し両方	回答なし	
回答数	220	135	2	21	378
割合%	58.2	35.7	0.5	5.6	100.0

表2-5-6 前室の有り無しの基数

項目 区分	基 数	
	前室有り	前室無し
データ数	217	43
平均	5.5	3.9
最大	30	30
最小	1	1

表2-5-7 前室での冷却時間

項目	平均冷却 時間（分）	冷 却 温 度	
		夏期（℃）	冬期（℃）
データ数	236	144	143
平均	19.9	211.3	211.4
最大	110	500	500
最小	5.0	10	10

表2-5-8 前室での冷却時間の分布

項目 区分	平 均 冷 却 時 間							合計
	10分以下	11～15分	16～20分	21～25分	26～30分	31分以上	回答なし	
回答数	67	78	38	9	23	21	142	378
割合%	17.7	20.6	10.1	2.4	6.1	5.6	37.6	100.0

3 主燃焼炉の型式は何ですか。（複数回答可）

4 台車式の場合、炉内台車の上面耐火材は分割式ですか。（複数回答可）

調査資料①

4-1 上面耐火材の種類は何ですか。

4-2 枢支持台の材質は何ですか。

5 ロストル式の場合、ロストルの材質は何ですか。

主燃焼炉の型式は台車式が93%でほとんどであり、ロストル式は7%である。

台車式の炉内台車の上面耐火材は、分割式でないが44%、分割式が39%である。

上面耐火材の種類はキャストブル耐火材が80%である。枢支持台の材質はステンレス製が41%、鉄製が22%である。

ロストル式のロストルの材質はステンレス製が52%である。

表 2-5-9 主燃焼炉の型式

項目	主 燃 焼 炉 の 型 式		
	台 車 式	ロストル式	そ の 他
データ数	351	27	7
平均	4.9	4.9	1.2
最大	30	12	2
最小	1	1	1

表 2-5-10 炉内台車の上面耐火材（台車式の場合）

項目 区分	炉 内 台 車 の 上 面 耐 火 材				合計
	分割式	分割式でない	両方ある	回答なし	
回答数	149	168	9	25	351
割合%	39.4	44.4	2.4	6.6	92.9

表 2-5-11 上面耐火材の種類（台車式の場合）

項目 区分	上 面 耐 火 材 の 種 類					合計
	キャストブル耐火物	一般耐火レンガ	中性耐火レンガ	その他	回答なし	
回答数	280	44	1	5	21	351
割合%	79.8	12.5	0.3	1.4	6.0	100.0

表 2-5-12 枢支持台の材質（台車式の場合）

項目 区分	枢 支 持 台 の 材 質						合計
	ステンレス製	鉄製	耐火レンガ	カーボランダム製	その他	回答なし	
回答数	144	78	41	4	55	29	351
割合%	41.0	22.2	11.7	1.1	15.7	8.3	100.0

表 2-5-13 ロストルの材質（ロストル式の場合）

項目 区分	ロ ス ト ル の 材 質				合計
	ステン レス製	鉄製	その他	回答なし	
回答数	14	7	6	0	27
割合%	51.9	25.9	22.2	0.0	100.0

6 主燃焼炉の使用燃料は何ですか。

6-1 主燃焼炉と再燃焼炉の燃料は同じですか。

主燃焼炉の使用燃料は、灯油が 80%と最も多く、次いで都市ガスの 15%である。

主燃焼炉と再燃焼炉の燃料が違うのは 1 件だけである。

表 2-5-14 主燃焼炉の使用燃料

項目 区分	主 燃 焼 炉 の 燃 料					合計
	灯油	重油	都市ガス	プロパン ガス	回答なし	
回答数	303	2	55	9	9	378
割合%	80.2	0.5	14.6	2.4	2.4	100.0

表 2-5-15 主燃焼炉と再燃焼炉の燃料は同じか違うか

項目 区分	主 燃 焼 炉 と 再 燃 焼 炉 の 燃 料			合計
	同じ	違う	回答なし	
回答数	365	1	12	378
割合%	96.6	0.3	3.2	100.0

※違うという 1 件は、主燃焼炉が灯油、再燃焼炉がプロパンガスである。

7 火葬 1 体当りの平均燃料使用量（主燃・再燃の合計）はどの程度ですか。

火葬 1 体当りの燃料使用量は、灯油が 53.0L、都市ガスが 37.3m³である。

表 2-5-16 燃料使用量

項目 区分	燃 料 使 用 量			
	灯油 (L)	重油 (L)	都市ガス (m ³)	プロパン ガス (m ³)
データ数	190	85	8	55
平均	53.0	59.2	37.3	43.0
最大	250	300	47	86.5
最小	20	27.5	20.0	0.005

8 主燃焼炉の温度計は設置されていますか。

主燃焼炉の温度計は、設置しているが69%である。

表 2-5-17 主燃焼炉の温度計の設置

項目 区分	主 燃 焼 炉 の 温 度 計 の 設 置			合計
	設置している	設置していない	回答なし	
回答数	259	87	32	378
割合%	68.5	23.0	8.5	100.0

9 火葬中のデレッキ操作（炉裏側の点検口からデレッキ棒を入れる）を行っていますか。

9-1 行っている場合、デレッキ操作の目的は何ですか。（複数回答可）

火葬中のデレッキ操作は、行っているが73%であり、行っていないの20%を上回っている。デレッキ操作の目的は、遺体の燃焼促進が81%、副葬品等の除去が51%である。

表 2-5-18 火葬中のデレッキ操作

項目 区分	火 葬 中 の デ レ ッ キ 操 作			合計
	行っている	行っていない	回答なし	
回答数	275	76	27	378
割合%	72.8	20.1	7.1	100.0

表 2-5-19 デレッキ操作の目的

項目 区分	デ レ ッ キ 操 作 の 目 的			回収数 合計
	副葬品等 の除去	遺体の 燃焼促進	その他	
回答数	140	222	15	275
回収数に対する割合%	50.9	80.7	5.5	100.0

【設問 38】再燃焼炉についてお聞きします。

- 1 再燃焼炉はありますか。（複数回答可）
- 2 再燃焼炉の容量、最大排ガス発生時での滞留時間を知っていますか。
 - 2-1 容量は
 - 2-2 最大排ガス発生時での滞留時間
- 3 再燃焼炉の温度計は設置されていますか。
- 4 再燃焼バーナは設置されていますか。

調査資料①

4-1 再燃焼バーナの点火はいつですか。

4-2 再燃焼バーナの消火はいつですか。

再燃焼炉は有りが96%である。再燃焼炉の容量、滞留時間については、知らないが58%で、知っているの20%を大きく上回っている。容量は平均2.6m³、滞留時間は平均1.3秒である。温度計は85%が設置であり、バーナは93%が設置である。バーナの点火は、主燃焼炉点火前が68%、平均5.2分である。バーナの消火は、主燃焼炉消火後が60%、平均18分である。

表 2-5-20 再燃焼炉の有無

項目 区分	再 燃 焼 炉 の 有 無			合計
	有り	無し	回答なし	
回答数	361	17	0	378
割合%	95.5	4.5	0.0	100.0

表 2-5-21 再燃焼炉の容量、滞留時間

項目 区分	再 燃 焼 炉 の 容 量 、 滞 留 時 間					合計
	知っている	容量は知っているが、滞留時間は知らない	滞留時間は知っているが、容量は知らない	知らない	回答なし	
回答数	74	5	24	218	57	378
割合%	19.6	1.3	6.3	57.7	15.1	100.0

表 2-5-22 再燃焼炉の容量、滞留時間の数値

項目 区分	再燃焼炉の容量、滞留時間の数値	
	容 量 (m ³)	滞 留 時 間 (秒)
データ数	71	99
平均	2.6	1.3
最大	7.33	3
最小	0.6	0.41

表 2-5-23 再燃焼炉の温度計の設置

項目 区分	再 燃 焼 温 度 計 の 設 置			合計
	設置	設置していない	回答なし	
回答数	308	26	27	361
割合%	85.3	7.2	7.5	100.0

表 2-5-24 再燃焼バーナの設置

項目 区分	再燃焼バーナの設置			合計
	設置	設置していない	回答なし	
回答数	335	3	23	361
割合%	92.8	0.8	6.4	100.0

表 2-5-25 再燃焼バーナの点火

項目 区分	再燃焼バーナの点火				合計
	主燃焼炉 点火前	主燃焼炉 点火後	主燃焼炉 点火と同時	回答なし	
回答数	256	8	57	57	378
割合%	67.7	2.1	15.1	15.1	100.0

項目 区分	再燃焼バーナの点火	
	点火前 時間（分）	点火後 時間（分）
データ数	239	9
平均	5.2	8.1
最大	30	20
最小	0	1

表 2-5-26 再燃焼バーナの消火

項目 区分	再燃焼バーナの消火					合計
	主燃焼炉 点火後	主燃焼炉 消火前	主燃焼炉 消火後	主燃焼炉 消火と同時	回答なし	
回答数	228	27	14	47	62	378
割合%	60.3	7.1	3.7	12.4	16.4	100.0

項目 区分	再燃焼バーナの消火		
	点火前 時間（分）	点火後 時間（分）	点火後 時間（分）
データ数	222	21	11
平均	18.4	19.9	15.8
最大	60	30	30
最小	1	1	0

【設問 39】 排ガス処理装置についてお聞きします。

- 1 火葬炉と排ガス処理装置の関係はどれですか。
- 2 大規模災害時（非常時）を前提として、同時に運転できるのは何炉までですか。
- 3 排ガスの排気方式は何ですか。（複数回答可）

4 排ガス冷却装置はありますか。

4-1 有りの場合、排ガス冷却装置 1 基につき再燃焼炉 _____ 基が対応している。

4-2 排ガス冷却装置の方式は何ですか。(複数回答可)

5 集じん装置はありますか。

5-1 有りの場合、その型式は何ですか。(複数回答可)

5-2 集じん装置における排ガス温度は何℃で管理していますか。

5-3 その温度測定箇所はどこですか。集じん装置の前ですか、後ですか。

5-5 集じん装置の清掃は誰が行いますか。

6 集じん装置の後に高度排ガス処理装置がありますか。

6-1 「有り」の場合、その方式は何ですか。(複数回答可)

火葬炉と排ガス処理装置の関係は、各炉が単独に火葬できるが 50%、単独に火葬できないが 33%である。大規模災害時（非常時）に同時運転できる炉数は平均 3.5 基である。排ガスの排気方式は強制排気方式が 79%である。排ガス冷却装置は、有りが 68%、無しが 25%である。排ガス冷却装置の再燃焼炉との対応は、排ガス冷却装置 1 基につき対応できる再燃焼炉は平均 1.9 基である。

排ガス冷却装置の方式は、空気混合希釈方式が 81%、水冷式熱交換方式が 20%である。集じん装置は、有りが 69%、無しが 26%である。集じん装置の型式は、バグフィルタが 47%、バグ以外のフィルタ方式が 24%、電気集じん器が 8%、マルチサイクロンが 7%である。集じん装置の温度管理は、平均温度 223℃である。

集じん装置の後の高度排ガス処理装置は、有りが 26%、無しが 71%であり、方式は触媒が 94%、活性炭吸着が 4%である。

表 2-5-27 火葬炉と排ガス処理装置の関係

項目 区分	火葬炉と排ガス処理装置の関係				合計
	各炉が単独に火葬できる	各炉が単独に火葬できない	分からない	回答なし	
回答数	190	125	26	37	378
割合%	50.3	33.1	6.9	9.8	100.0

表 2-5-28 大規模災害時（非常時）に同時運転できる炉数

項目 区分	大規模災害時（非常時）に同時に運転できる炉数
データ数	321
平均	3.5
最大	29
最小	1

表 2-5-29 排ガスの排気方式

項目 区分	排 ガ ス の 排 気 方 式				合計
	強制排気 方式	自然排気 方式	その他	回答なし	
回答数	297	40	7	34	378
割合%	78.6	10.6	1.9	9.0	100.0
項目 区分	強制排気 方式炉数	自然排気 方式炉数	その他 炉数		
データ数	286	36	7		
平均	4.2	2.3	3.3		
最大	30	6	8		
最小	1	1	1		

表 2-5-30 排ガス冷却装置の有無

項目 区分	排 ガ ス 冷 却 装 置 の 有 無			合計
	有り	無し	回答なし	
回答数	255	95	28	378
割合%	67.5	25.1	7.4	100.0

表 2-5-31 排ガス冷却装置の再燃焼炉との対応

項目 区分	排ガス冷却装置1基につき 対応できる再燃焼炉数
データ数	226
平均	1.9
最大	12
最小	1

表 2-5-32 排ガス冷却装置の方式

項目 区分	排　　ガ　　ス　　冷　　却　　方　　式				対象施設数
	空気混合 希釈方式	水冷式 熱交換方式	空冷式 熱交換方式	その他	
回答数	207	2	51	11	255
割合％	81.2	0.8	20.0	4.3	－
項目 区分	空気混合 希釈炉数	水冷式 熱交換炉数	空冷式 熱交換炉数	その他炉数	
データ数	199	2	42	4	
平均	4.2	1.0	4.7	4.7	
最大	30	1	30	6	
最小	1	1	1	3	

表 2-5-33 集じん装置の有無

項目 区分	集 じ ん 装 置 の 有 無			合 計
	有り	無し	回答なし	
回答数	262	97	19	378
割合%	69.3	25.7	5.0	100.0

表 2-5-34 集じん装置の型式

項目 区分	集 じ ん 装 置 の 型 式					対象施設数
	バグ フィルタ	電気 集じん器	マルチ サイクロン	バグ以外の フィルタ方式	その他	
回答数	120	21	17	60	46	262
割合%	47.1	8.2	6.7	23.5	18.0	—

項目 区分	バグフィル タ基数	電気集じん 器基数	マルチサイ クロン基数	バグ以外のフィ ルタ方式基数	その他 基数
データ数	119	15	18	58	43
平均	4.2	3.1	4.5	3.3	3.3
最大	30	6	10	16	16
最小	1	1	1	1	1

表 2-5-35 集じん装置の温度管理

項目 区分	集じん装置における 排ガス温度の管理
データ数	186
平均	222.7
最大	560
最小	20

表 2-5-36 集じん装置の温度の測定箇所

項目 区分	集 じ ん 装 置 の 温 度 測 定 箇 所			合 計
	装置の前	装置の後	回答なし	
回答数	146	62	54	262
割合%	55.7	23.7	20.6	100.0

表 2-5-37 集じん装置の清掃の頻度

項目 区分	集 じ ん 装 置 の 清 掃 実 施 者				合 計
	専門業者	火葬場管理職員	その他	回答なし	
回答数	161	49	39	13	262
割合%	61.5	18.7	14.9	5.0	100.0

表 2-5-38 集じん装置の後の高度排ガス処理装置の有無

項目 区分	集じん装置の後の高度排ガス処理装置			合計
	有り	無し	回答なし	
回答数	68	185	9	262
割合%	26.0	70.6	3.4	100.0

表 2-5-39 高度排ガス処理装置の方式

項目 区分	高度排ガス処理装置の方式				対象施設数
	触媒	活性炭吸着	湿式洗浄	その他	
回答数	64	3	2	2	68
割合%	94.1	4.4	2.9	2.9	100.0

【設問 40】排気筒（煙突）についてお聞きします。

排気筒は、平均 3.3 本、GL から 10.8m である。

表 2-5-40 煙突の数量と高さ

項目 区分	煙	突
	数量（本）	GLからの高さ（m）
データ数	348	270
平均	3.3	10.8
最大	30	30
最小	1	1

【設問 41】排ガスの測定は行っていますか。（複数回答可）

排ガス測定は、ダイオキシン類が 32%、ばいじん等が 23% であるが、まったく行っていないが 34%、施設完成時のみが 19% である。

表 2-5-41 排ガスの分析の実施

項目 区分	排ガスの分析の実施						回収 施設数
	ダイオキシン類	水銀・六価クロム	ばいじん等	施設完成時のみ	全く行っていない	その他	
回答数	119	22	85	71	130	28	378
割合%	31.5	5.8	22.5	18.8	34.4	7.4	100.0

第6節 残骨灰、集じん灰等の処理

【設問 42】残骨灰と集じん灰を分別していますか。

残骨灰と集じん灰の分別は、分別しているが46%、分別していないが50%である。

表2-6-1 残骨灰と集じん灰の分別

項目 区分	残 骨 灰 と 集 じ ん 灰 の 分 別			合 計
	分別している	分別していない	回答なし	
回答数	172	188	18	378
割合%	45.5	49.7	4.8	100.0

【設問 43】残骨灰、集じん灰の発生量を把握していますか。

- 1 把握している場合、それぞれの発生量をお答え下さい。

残骨灰、集じん灰の発生量の把握は、把握しているが43%、把握していないが53%である。把握している発生量は、残骨灰が5,980kg/年、集じん灰が917 kg/年である。

表2-6-2 残骨灰と集じん灰の発生量の把握

項目 区分	残 骨 灰、集 じ ん 灰 の 発 生 量 の 把 握			合 計
	把握している	把握していない	回答なし	
回答数	162	202	14	378
割合%	42.9	53.4	3.7	100.0

表2-6-3 把握している残骨灰と集じん灰の発生量

項目 区分	把握している発生量 (kg/年)	
	残 骨 灰	集 じ ん 灰
データ数	129	47
平均	5,980.2	917.0
最大	99,821.0	6,853.6
最小	31.5	10.0

【設問 44】残骨灰はどのように処理処分していますか。

- 1 「専門業者に委託している」場合、処理処分状況の確認はしていますか。
- 2 専門業者の選考方法は何ですか。
 - 2-1 委託費用は有償ですか、無償ですか。
 - 2-2 有償の場合の金額はどのようなですか。
- 3 含有する有価物についてはどのようにしていますか。

残骨灰の処理処分方法は、専門業者に委託が 79%である。確認方法は、書面で確認が 65%で最も多く、次いで工場、処分地まで確認が 22%である。専門業者の選考方法は、随意契約が 45%、競争入札が 32%である。専門業者の委託費用は有償、無償いずれも 50%である。有償の金額は、入札の最低価格が 24%、1 円が 19%である。有価物への対応は、委託費用に含まれると考え未返納が 44%、含まれる相当額が分からないので未返納が 19%であり、相当額を返納は 18%である。

表 2-6-4 残骨灰の処理処分方法

項目 区分	残 骨 灰 の 処 理 処 分				合計
	専門業者に委託	自ら処理	その他	回答なし	
回答数	298	6	62	12	378
割合%	78.8	1.6	16.4	3.2	100.0

表 2-6-5 専門業者に委託している場合の処理処分状況の確認方法

項目 区分	専 門 業 者 に 委 託 の 場 合 の 確 認					合計
	工場、処分地まで確認	工場は確認、処分地は未確認	書面で確認	確認していない	その他	
回答数	72	9	208	20	12	321
割合%	22.4	2.8	64.8	6.2	3.7	100.0

表 2-6-6 専門業者の選考方法

項目 区分	専 門 業 者 の 選 考 方 法			合計
	競争入札	随意契約	その他	
回答数	96	136	71	303
割合%	31.7	44.9	23.4	100.0

表 2-6-7 専門業者の委託費用

項目 区分	専門業者の委託費用		合計
	有償	無償	
回答数	151	152	303
割合%	49.8	50.2	100.0

表 2-6-8 有償の場合の金額

項目 区分	有 償 の 場 合 の 金 額				対象回答数
	入札の最低 価格を設定	1 円	その他	回答なし	
回答数	36	29	81	5	151
割合%	23.8	19.2	53.6	3.3	100.0

表 2-6-9 有価物への対応

項目 区分	専 門 業 者 の 委 託 費 用					対象回答数
	相当額 を返納	委託費に含 まれると考 え未返納	含まれる相当 額が分からな いので未返納	その他	回答なし	
回答数	27	66	29	25	4	151
割合%	17.9	43.7	19.2	16.6	2.6	100.0

【設問 45】「残骨灰を自ら処理している」場合、処理方法は何ですか。

残骨灰を自ら処理している場合の処理方法は、そのまま埋立が 83%である。

表 2-6-10 残骨灰を自ら処理している場合の処理方法

項目 区分	残 骨 灰 を 自 ら 処 理 の 場 合 の 処 理 方 法					合計
	安定化処理	高温処理	そのまま埋立	その他	回答なし	
回答数	0	0	5	1	0	6
割合%	0.0	0.0	83.3	16.7	0.0	100.0

【設問 46】集じん灰はどのように処理処分していますか。

- 1 「専門業者に委託している」場合、処理処分状況の確認はしていますか。
- 2 委託費用はどのようにしていますか。

集じん灰の処理処分は、専門業者に委託が 68%である。専門業者に委託している場合の処理処分状況の確認方法は、書面で確認が 62%、工場まで確認が 16%であるが、確認していないが 14%になっており、残骨灰より意識が低いと思われる。集じん灰処理の委託費用は、処分料に含むが 72%である。

表 2-6-11 集じん灰の処理処分

項目 区分	集 じ ん 灰 の 処 理 処 分				合計
	専門業者に委託	自ら処理処分	その他	回答なし	
回答数	255	6	64	53	378
割合%	67.5	1.6	16.9	14.0	100.0

表 2-6-12 専門業者に委託している場合の処理処分状況の確認

項目 区分	専 門 業 者 に 委 託 の 場 合 の 確 認					合計
	工場まで確認	書面で確認	確認していない	その他	回答なし	
回答数	41	158	36	13	7	255
割合%	16.1	62.0	14.1	5.1	2.7	100.0

表 2-6-13 集じん灰処理の委託費用

項目 区分	集 じ ん 灰 処 理 の 委 託 費 用				合計
	処分料に含む	処分料と別に支払う	その他	回答なし	
回答数	183	12	57	3	255
割合%	71.8	4.7	22.4	1.2	100.0

【設問 47】「集じん灰を自ら処理している」場合、処理方法は何ですか。

集じん灰を自ら処理している場合の処理方法は、そのまま埋立が 50%である。

表 2-6-14 集じん灰を自ら処理している場合の処理方法

項目 区分	集 じ ん 灰 を 自 ら 処 理 の 場 合 の 処 理 方 法					合計
	安定化処理	高温処理	そのまま埋立	その他	回答なし	
回答数	0	0	3	3	0	6
割合%	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	100.0

【設問 48】残骨灰、集じん灰の分析は行っていますか。(複数回答可)

残骨灰、集じん灰の分析は、委託業者の分析が 23%であるが、全く行っていないが 55%である。

表 2-6-15 残骨灰、集じん灰の分析

項目 区分	残 骨 灰 、 集 じ ん 灰 の 分 析 の 実 施						回収施設数
	ダイオキシン類	六価クロム	委託業者が分析	全く行っていない	その他	回答なし	
回答数	28	20	88	209	18	15	378
割合%	7.4	5.3	23.3	55.3	4.8	4.0	100.0

第7節 風習、慣習等について

【設問 49】葬儀の流れの中で、告別式と火葬の順序はどのようなですか。

告別式と火葬の順序は、告別式が先が 63%、火葬が先が 11%、どちらもあるが 23%である。

表 2-7-1 告別式と火葬の順序

項目 区分	告 別 式 と 火 葬 の 順 序					合計
	告別式が先	火葬が先	どちらもある	その他	回答なし	
回答数	237	42	86	3	10	378
割合%	62.7	11.1	22.8	0.8	2.6	100.0

【設問 50】火葬後に収骨する際に、遺骨を乗せておく容器は何ですか。

火葬後に収骨する際に、遺骨を乗せておく容器は、台車・骨受け皿が 77%、収骨専用トレイが 16%、どちらもあるが 1%である。

表 2-7-2 収骨する際の遺骨を乗せておく容器

項目 区分	火 葬 後 の 遺 骨 を 乗 せ て お く 容 器					合計
	台車・骨受け皿	収骨専用トレイ	どちらもある	その他	回答なし	
回答数	292	62	5	2	17	378
割合%	77.2	16.4	1.3	0.5	4.5	100.0

【設問 51】火葬後の収骨方法に大きく 2 通りの方法がありますが、どちらですか。

火葬後の収骨方法は、全部収骨が 54%、部分収骨が 27%、どちらもあるが 14%である。

表 2-7-3 火葬後の収骨方法

項目 区分	火 葬 後 の 収 骨 方 法					合計
	全部収骨	部分収骨	どちらもある	その他	回答なし	
回答数	204	102	51	6	15	378
割合%	54.0	27.0	13.5	1.6	4.0	100.0

第8節 火葬場の整備費

【設問 52】整備工事の内容はどれに該当しますか。

- 1 整備工事の概算工事費をお聞かせ下さい。
- 2 財源についてお聞かせ下さい。

整備工事の内容は、他の敷地に新設と同じ敷地内に新設がどちらも 26%であり、改築が 14%、火葬炉の入替が 13%である。概算工事費は平均 14 億 6 千万円である。この財源は、平均で、起債が 12 億円、一般財源が 4 億 2 千万円、補助金が 2 億円である。

表 2-8-1 整備工事の内容

区分 項目	他の敷地に新設	同じ敷地内に新設	増築	改築	火葬炉の入替	その他	合計
回答数	24	24	4	13	12	15	92
割合%	26.1	26.1	4.3	14.1	13.0	16.3	100.0

表 2-8-2 整備工事の概算工事費

区分 項目	総工事費	内 訳		
		用地費	建物工事費	火葬炉関連工事費
回答数	72	18	51	51
平均（千円）	1,463,732	735,227	1,156,407	417,776
最高（千円）	17,204,988	6,115,763	8,037,240	4,686,120
最低（千円）	3,039	8,180	3,039	7,766

表 2-8-3 整備工事費の財源

区分 項目	起債	一般財源	補助金	その他
回答数	43	55	5	12
平均（千円）	1,205,008	424,640	204,747	339,570
最高（千円）	10,813,048	6,391,940	544,134	1,328,458
最低（千円）	2,446	36	3,000	30,500

第9節 火葬場の収入、支出（令和6年度実績でご記入下さい。）

【設問53】 年間の火葬手数料、施設使用料等の収入額はいくらですか。

いずれも平均で、火葬手数料は10億2千万円、施設利用料は20億3千万円である。

【設問54】 年間の支出額合計はいくらですか。

【設問55】 設問54の支出額の内訳をお聞かせ下さい。

いずれも平均で、支出額合計は9億9千万円、内訳は、人件費・委託費が3億3千万円、燃料費が5,600万円、修理費が4,500万円、保守点検費が1,200万円、管理費が5億6千万円、公債費が2,500万円、その他が6,000万円である。

【設問56】 設問54の支出額に対する一般会計からの費用負担額はいくらですか。

いずれも平均で、負担額は20億円、支出額に対する一般会計からの費用負担額の割合は87%である。

表2-9-1 年間の火葬手数料、施設使用料等の収入額（令和6年度実績）

区分 項目	火葬手数料		
	管内	管外	小計
回答数	261	268	290
平均（千円）	747,809	374,544	1,019,158
最高（千円）	22,997,450	43,800,000	58,985,000
最低（千円）	3	5	5
区分 項目	施設利用料		
	管内	管外	小計
回答数	134	89	137
平均（千円）	1,905,976	262,605	2,034,837
最高（千円）	141,987,050	14,593,400	144,285,770
最低（千円）	1	3	1
区分 項目	合計		
	管内	管外	小計
回答数	291	286	309
平均（千円）	1,548,381	432,691	1,858,668
最高（千円）	164,984,500	58,393,400	169,126,220
最低（千円）	3	5	5

表 2-9-2 年間の支出額合計及び内訳（令和 6 年度実績）

区分 項目	支出額合計 【A】	支 出 額 の 内 訳		
		人件費 ・委託料	燃料費	修理費
回答数	315	312	274	272
平均（千円）	986,006	331,815	56,084	45,391
最高（千円）	134,339,872	54,971,840	6,328,555	3,746,059
最低（千円）	295	17	22	5
区分 項目	支 出 額 の 内 訳			
	保守点検費	管理費	公債費	その他支出額
回答数	230	260	28	123
平均（千円）	11,970	562,160	25,386	60,146
最高（千円）	1,188,000	106,691,526	126,699	2,358,592
最低（千円）	24	16	4	11

表 2-9-3 支出額に対する一般会計からの費用負担額

区分 項目	一般会計負担額	
	負担額 【B】	B / A %
回答数	300	285
平均（千円）	2,000,019	87.1
最高（千円）	332,559,093	100.0
最低（千円）	295	0.1

第 10 節 火葬手数料、施設利用料

【設問 57】管内利用者の火葬手数料は有料ですか、無料ですか。

【設問 58】管外利用者の火葬手数料は有料ですか、無料ですか。

管外の火葬手数料は、有料が 82.5%、無料が 17.5%であり、平均で大人 14,291 円、小人 8,903 円である。なお、大人小人の区分は 12.2 歳である。

管外の火葬手数料は、有料が 98.4%、記載なしが 1.6%である。記載なしは管外からの火葬がないということである。火葬手数料は、平均で大人 46,427 円、小人 29,898 円である。なお、大人小人の区分は管内と同様に 12.2 歳である。

表 2-10-1 管内利用者の火葬手数料の有料、無料

項目 区分	管 内 利 用 料 金			合計
	有料	無料	記載なし	
回答数	312	66	0	378
割合%	82.5	17.5	0.0	100.0

表 2-10-2 管内利用者の火葬手数料

項目 区分	管 内 利 用 料 金						
	大人	大人小人 区分(歳)	小人	死産児	汚物	身体の一部	動物
回答数	309	293	304	297	192	290	78
平均	14,291	12.2	8,903	4,880	3,392	4,247	7,872
最高	90,000	16	51,000	30,000	20,000	20,000	53,000
最低	2,000	5	400	800	100	100	700

表 2-10-3 管外利用者の火葬手数料の有料、無料

項目 区分	管 外 利 用 料 金			合計
	有料	無料	記載なし	
回答数	372	0	6	378
割合%	98.4	0.0	1.6	100.0

表 2-10-4 管外利用者の火葬手数料

項目 区分	管 外 利 用 料 金						
	大人	大人小人 区分(歳)	小人	死産児	汚物	身体の一部	動物
回答数	373	351	370	361	215	323	64
平均	46,427	12.2	29,898	17,669	11,688	14,420	21,346
最高	120,000	16	78,000	76,000	60,000	80,000	100,000
最低	5,000	5	3,000	1,800	130	200	2,510

【設問 59】施設利用料

1 待合室

待合室の利用料は、有料が 27.2%、無料が 69.0%であり、料金は平均で、管内が 7,713 円、管外が 13,487 円である。

表 2-10-5 待合室の有料、無料

項目 区分	待 合 室 料 金			合計
	有料	無料	記載なし	
回答数	103	261	14	378
割合%	27.2	69.0	3.7	100.0

表 2-10-6 待合室の料金

項目 区分	待 合 室	
	管内	管外
回答数	98	97
平均	7,713	13,487
最高	74,360	148,720
最低	500	800

2 霊安室、保冷库、保管料等

霊安室、保冷库の利用料は、有料が 36.0%、無料が 19.8%であり、料金は平均で、管内が 3,860 円、管外が 9,411 円である。

表 2-10-7 霊安室の有料、無料

項目 区分	霊 安 室 料 金			合計
	有料	無料	記載なし	
回答数	136	75	167	378
割合%	36.0	19.8	44.2	100.0

表 2-10-8 霊安室の料金

項目 区分	霊 安 室	
	管内	管外
回答数	128	121
平均	3,860	9,411
最高	20,000	62,120
最低	0	100

3 葬儀式場

葬儀式場の利用料は、有料が 96.0%、無料が 0%であり、料金は平均で、管内が 50,442 円、管外が 93,513 円である。

表 2-10-9 葬儀式場の有料、無料

項目 区分	葬 儀 式 場 料 金			合計
	有料	無料	記載なし	
回答数	97	0	4	101
割合%	96.0	0.0	4.0	100.0

表 2-10-10 葬儀式場の料金

項目 区分	葬 儀 式 場	
	管内	管外
回答数	96	83
平均	50,442	93,513
最高	286,000	502,730
最低	1,000	2,000

【設問 60】火葬使用料の在り方についての考え方をお聞かせください。

「これまでの経緯もあるので、相当の経費を一般会計で負担するのが妥当」が 40%、「必要な経費に見合った料金を利用者に支払っていただく」が 38%である。

【設問 61】管外利用者の料金についての考え方をお聞かせください。

「管外の方の使用をできるだけ避けてもらうという意味で、相当程度高くしてもよい」が 59%、「妥当な料金の設定の考え方を決めるべき」が 11%である。

【設問 62】火葬使用料について原価計算を行っていますか。

「原価計算を行っている」が 24%であり、「原価計算を行っていない」の 43%を下回っている。

【設問 63】原価計算を行った場合、火葬使用料はどの程度となりますか。

原価計算を行った場合の金額は、30,000 円以上 50,000 円未満が 31%、次いで 50,000 円以上 70,000 円未満が 18%である。

【設問 64】火葬使用料見直しの考えはありますか。

火葬使用料見直しの考え方については、「火葬使用料の見直しを考えていない」が 52%、「火葬使用料の見直しを考えている」の 28%を上回っている。

【設問 65】火葬使用料見直しの時期はいつ頃と考えていますか。

火葬使用料見直しの時期については、「現在検討中数年後に」が 10%であるが、「分からない」、「回答なし」を合わせると 74%に達する。

表 2-10-11 火葬使用料の在り方

区分 項目	必要な経費に見合った料金を利用者に支払っていただくのがよい。	低所得者のことを考慮し、設備費などは一般会計で負担した方がよい。	これまでの経緯もあるので、相当の経費を一般会計で負担するのが妥当である。	その他	回答なし	合計
回答数	144	25	152	29	28	378
割合%	38.1	6.6	40.2	7.7	7.4	100.0

表 2-10-12 管外利用者の料金についての考え方

区分 項目	火葬場は、住民の税金で作られた施設であるので、管外の方の使用をできるだけ避けてもらうという意味で、相当程度高くしてもよい。	管外の方の料金については、管内の方の料金よりあまり高くするのはよくない。妥当な料金の設定の考え方を決めるべきである。	その他	回答なし	合計
回答数	224	40	73	41	378
割合%	59.3	10.6	19.3	10.8	100.0

表 2-10-13 火葬使用料について原価計算

区分 項目	原価計算を行っている	原価計算を行っていない	分からない	回答なし	合計
回答数	92	163	98	25	378
割合%	24.3	43.1	25.9	6.6	100.0

表 2-10-14 原価計算を行った場合の火葬使用料

区分 項目	10,000円未満	10,000円以上～30,000円未満	30,000円以上～50,000円未満	50,000円以上～70,000円未満	70,000円以上～90,000円未満	90,000円以上	合計
回答数	12	14	26	15	8	8	83
割合%	14.5	16.9	31.3	18.1	9.6	9.6	100.0

表 2-10-15 火葬使用料見直しの考え

区分 項目	火葬料金の見直しを考えている	火葬料金の見直しを考えていない	分からない	回答なし	合計
回答数	104	197	53	24	378
割合%	27.5	52.1	14.0	6.3	100.0

表 2-10-16 火葬使用料見直しの時期

区分 項目	火葬場(火葬炉)新築(更新)の後	できるだけ早急に	現在検討中 数年後に	分らない	その他	回答なし	合計
回答数	21	6	39	61	34	217	378
割合%	5.6	1.6	10.3	16.1	9.0	57.4	100.0

第 11 節 大規模災害時の火葬炉の運転

【設問 66】 災害時対応指針（事業継続計画等）は策定していますか。

災害時対応指針（事業継続計画等）の策定については、策定しているが 32%、策定していないが 57%である。

表 2-11-1 災害時対応指針（事業継続計画等）の策定

区分 項目	災害時対応指針（事業継続計画等）の策定				合計
	策定している	策定していない	その他	回答なし	
回答数	120	217	14	27	378
割合%	31.7	57.4	3.7	7.1	100.0

【設問 67】 職員の災害時に備えた定期的な訓練を実施していますか。

職員の災害時に備えた定期的な訓練の実施については、実施しているが 33%、実施していないが 60%である。

表 2-11-2 災害時に備えた定期的な訓練の実施

区分 項目	災害時に備えた定期的な訓練の実施				合計
	実施している	策定していない	その他	回答なし	
回答数	124	219	14	21	378
割合%	32.8	57.9	3.7	5.6	100.0

第12節 火葬場の運営管理、職員数、休日等

【設問 68】火葬場の運営管理形態は次のどれに該当しますか。

火葬場の運営管理形態は、一部委託が31%で最も多く、次いで指定管理者の29%、全面委託18%、直営17%である。

表 2-12-1 火葬場の運営管理形態

項目 区分	火 葬 場 の 運 営 形 態							合計
	直 営	全 面 委 託	一 部 委 託	指 定 管 理 者	P F I	そ の 他	回 答 な し	
回答数	65	66	117	109	7	3	11	378
割合%	17.2	17.5	31.0	28.8	1.9	0.8	2.9	100.0

【設問 69】火葬場の職員数、種別（直営、委託、嘱託）

火葬場の職員数は、合計で総数7.6人、直営4.0人、委託7.0人、嘱託3.2人である。火葬業務では総数4.3人、直営3.5人、委託4.3人、嘱託2.3人である。管理業務では総数3.4人、直営2.7人、委託3.3人、嘱託2.7人である。サービス業務では総数5.2人、直営2.8人、委託5.4人、嘱託2.7人である。

表 2-12-2 火葬場の職員数

項目 区分	合 計				火 葬 業 務			
	総数	直 営	委 託	嘱 託	総数	直 営	委 託	嘱 託
データ数	342	112	263	30	328	61	259	14
平均	7.6	4.0	7.0	3.2	4.3	3.5	4.3	2.3
最大	94	28	94	10	50	18	50	5
最小	1	1	1	1	1	1	1	1

項目 区分	管 理 業 務				サ ー ビ ス （ 湯 茶 等 ）				その他
	総数	直 営	委 託	嘱 託	総数	直 営	委 託	嘱 託	
データ数	299	105	189	26	75	6	63	5	30
平均	3.4	2.7	3.3	2.7	5.2	2.8	5.4	2.4	3.2
最大	27	9	34	10	51	8	51	6	10
最小	1	1	1	1	1	1	1	1	1

【設問 70】現在の職員体制で、火葬作業（炉裏での火葬炉操作）ができる職員数は何人ですか。

- 1 上記の火葬作業ができる職員のうち、火葬技術を統括的に管理できる人はいますか。

調査資料①

火葬作業ができる職員数は、平均 4.0 人である。火葬作業ができる職員数の分布をみると、4～5 人が 21%、2 人が 18%、3 人が 17%である。

火葬技術を統括的に管理できる人については、いるが 66%、いないが 17%である。火葬技術を統括的に管理できる人の人数は、平均で 1.8 人である。

表 2－12－3 火葬作業ができる職員数

項目 区分	火葬作業が できる職員数
データ数	318
平均	4.0
最大	27
最小	1

表 2－12－4 火葬作業ができる職員数

項目 区分	火 葬 作 業 が で き る 職 員 数							合計
	1人	2人	3人	4～5人	6～7人	8人以上	回答なし	
回答数	38	69	65	79	44	23	60	378
割合%	10.1	18.3	17.2	20.9	11.6	6.1	15.9	100.0

表 2－12－5 火葬技術を統括的に管理できる人の有無

項目 区分	火 葬 技 術 の 統 括 的 に 管 理 で き る 人				合計
	いる	いない	その他	回答なし	
回答数	249	65	6	58	378
割合%	65.9	17.2	1.6	15.3	100.0

表 2－12－6 火葬技術を統括的に管理できる人がいる場合の人数

項目 区分	いる場合 の人数
データ数	243
平均	1.8
最大	7
最小	1

【設問 71】 職員の休日（火葬場の休場日とは別に、職員の休日についてお聞きします。）

1 令和 6 年度の年間休日数（最大取得可能数）

調査資料①

2 国民の休日（国民の祝日に関する法律（祝日法）第3条第3項で定められた休日の通称）以外の特別な休日を設定していますか。

3 「4週8休制度」は導入されていますか。

4 休日は次のどれに該当しますか。（複数回答可）

年間休日数は、平均で92.5日である。特別な休日の設定については、設定しているが13%、設定していないが64%である。4週8休制度の導入については、導入しているが43%、導入していないが31%である。休日の種類は、年末年始が33%、休場日が28%。友引日が27%、火葬のない日が20%である。

表2-12-7 令和6年度の年間休日数（最大取得可能数）

項目 区分	職員の年間休日数 （令和6年度）
データ数	209
平均	92.5
最大	356
最小	0

表2-12-8 特別な休日の設定の有無

項目 区分	特別な休暇の設定			合計
	設定している	設定していない	回答なし	
回答数	48	240	90	378
割合%	12.7	63.5	23.8	100.0

表2-12-9 4週8休制度の導入

項目 区分	4週8休制度の導入				合計
	導入している	導入していない	その他	回答なし	
回答数	161	117	22	78	378
割合%	42.6	31.0	5.8	20.6	100.0

表2-12-10 休日の種類

項目 区分	職員の休日							回答数 合計
	休場日	火葬のない日	日曜・祝祭日	年末・年始	お盆	友引日	その他	
回答数	106	75	44	126	12	97	138	378
回答数に対する割合%	28.0	19.8	11.6	33.3	3.2	25.7	36.5	—

【設問 72】 職員の部内、部外での教育訓練はどのように取り組んでいますか。(複数回答可)

職員の部内、部外での教育訓練については、事務職員への研修が 25%、民間団体での講習会参加が 22%、管理職への技術研修が 16%である。

表 2-12-11 職員の部内、部外での教育訓練

項目 区分	職員の部内、部外での教育訓練				回答数 合計
	管理職への 技術研修	事務職員 への研修	民間団体での 講習会参加	その他	
回答数	61	96	83	44	378
回答数に 対する割合%	16.1	25.4	22.0	11.6	—

【設問 73】 火葬場の管理監督体制として火葬場管理者以外に管理責任者を選任していますか。

火葬場管理者以外に管理責任者の選任については、選任しているが 34%、選任していないが 55%である。

表 2-12-12 火葬場管理者以外に管理責任者の選任

項目 区分	火葬場管理者以外に管理責任者の選任				合計
	選任 している	選任し ていない	その他	回答なし	
回答数	127	207	5	39	378
割合%	33.6	54.8	1.3	10.3	100.0

【設問 75】 管理監督体制の一環として部内ミーティングを実施していますか。

部内ミーティングの実施については、実施しているが 38%、実施していないが 43%である。

表 2-12-13 部内ミーティングの実施

項目 区分	部内ミーティングの実施				合計
	実施 している	実施し ていない	その他	回答なし	
回答数	145	164	14	55	378
割合%	38.4	43.4	3.7	14.6	100.0

【設問 76】 火葬場利用者の方々に火葬場のイメージ向上を目指した活動、取組事例等がありますか。(複数回答可)

火葬場のイメージ向上を目指した活動、取組事例等は、アンケート、意見箱等の設置が 35%、ホームページでの情報開示が 29%、葬祭業者とのミーティング、情報交換が 17%であるが、実施していないが 40%もある。

表 2-12-14 火葬場のイメージ向上を目指した活動、取組事例等

項目 区分	利用者のイメージ向上を目指した活動、取組事例等							回答数 合計
	アンケート、意見箱等の設置	広報誌等を利用して各種啓蒙活動	葬祭業者とのミーティング、情報	地域自治会との意見交換会の開催	ホームページでの情報開示	実施していない	その他	
回答数	133	16	63	22	109	151	16	378
回答数に対する割合%	35.2	4.2	16.7	5.8	28.8	39.9	4.2	—

【設問 77】火葬従事者の職場環境の改善、地位の向上を図ることを目的として取り組む活動や実践事例等がありますか。(複数回答可)

職場環境の改善、地位の向上のための活動や実践事例等は、職場環境向上に向けての調査、指導等が 21%であるが、実施していないが 64%もある。

表 2-12-15 職場環境の改善、地位の向上のための活動や実践事例等

項目 区分	職場環境改善、地位向上等を目指した活動等				回答数 合計
	賃金等の実態調査	職場環境向上に向けての調査、指導等	実施していない	その他	
回答数	16	79	242	16	378
回答数に対する割合%	4.2	20.9	64.0	4.2	—

【設問 78】最近、火葬場が大型化し、運営も高度化する傾向があります。住民の理解を得るうえで、適切な運営管理が必要となっており、火葬技術の専門家に管理を委ねるところも広がっていると思われます。これについて、お考えをお聞かせください。

火葬技術の専門家に管理を委ねることへの考えについては、専門技術者を配置すべきが 28%、専門技術者を採用しているが 15%であるが、特に考えていないが 22%である。

表 2-12-16 火葬技術の専門家に管理を委ねることへの考え

項目 区分	火葬技術の専門家に管理を委ねることへの考え					合計
	専門技術者を配置すべき	専門技術者を採用している	特に考えていない	その他	回答なし	
回答数	104	58	84	81	51	378
割合%	27.5	15.3	22.2	21.4	13.5	100.0

第 13 節 公害対策・労働安全関連

【設問 79】排気筒が低い場合、排ガスの拡散効果が期待できないと言われていることに対してどう思いますか。

排ガスの拡散効果が期待できないとの考えについては、排ガス処理装置があるので問題ないが36%、基準が無いので問題としていないが16%であるが、分からないが22%もある。

表2-13-1 排気筒が低いので排ガスの拡散効果が期待できないとの考えについて

項目 区分	排気筒が低いので排ガスの拡散効果が期待できないことについて								合計
	排ガス処理装置があるので問題ない	排ガス量が少ないので問題ない	基準値が低いので問題ない	基準が無いので問題としていない	排気筒は大気汚染防止法と同様に高くするよう指導すべき	分からない	その他	回答なし	
回答数	136	15	10	62	16	83	26	30	378
割合%	36.0	4.0	2.6	16.4	4.2	22.0	6.9	7.9	100.0

【設問 80】 残骨灰の処理基準が無いが、どのように対応していますか。

残骨灰の処理基準が無いことへの対応については、基準が無いので問題としていないが21%、有害物質が含まれているので溶融処理など適正に処理すべきが20%であるが、特に気にしていないも20%ある。

表2-13-2 残骨灰の処理基準が無いことへの対応

項目 区分	残骨灰の処理基準が無いことへの対応							合計
	特に気にしていない	六価クロムなどの有害物質は濃度が低いので問題ない	基準が無いので問題としていない	有害物質が含まれているので溶融処理など適正に処理すべき	分からない	その他	回答なし	
回答数	77	19	78	74	62	40	28	378
割合%	20.4	5.0	20.6	19.6	16.4	10.6	7.4	100.0

【設問 81】 火葬従事者の作業場所の環境測定はしていますか。

1 「したことがある」とお答えの方、環境測定の項目は何ですか。(複数回答可)

作業場所の環境測定については、したことがあるが14%であるが、したことがないが76%もある。環境測定の項目は、粉じんが63%、騒音が43%、臭気が31%である。

表2-13-3 火葬従事者の作業場所の環境測定

項目 区分	火葬従事者の作業場所の環境測定				合計
	したことがある	したことがない	その他	回答なし	
回答数	51	288	11	28	378
割合%	13.5	76.2	2.9	7.4	100.0

表 2-13-4 環境測定的项目

項目 区分	環 境 測 定 の 項 目						回答数 合計
	粉じん	臭気	騒音	アスベスト	分からない	その他	
回答数	32	16	22	11	4	11	51
回答数に対する割合%	62.7	31.4	43.1	21.6	7.8	21.6	—

第 14 節 指定管理者制度について

【設問 82】 あなたの火葬場では指定管理者制度を導入していますか。

- 1 導入してよかったと思われる点は何ですか。(複数回答可)
- 2 導入した後、何か問題となった点がありますか。(複数回答可)
- 3 「導入していない」とお答えの方、今後導入を考えていますか。
- 4 「導入を考えている」とお答えの方、導入により期待することは何ですか。(複数回答可)
- 5 「導入を考えていない」とお答えの方、その理由は何ですか。(複数回答可)

指定管理者制度については、導入しているが 31%であるが、導入していないが 63%である。導入してよかったことは、市民サービスが向上が 71%、経費節減が 51%、トラブルが減った、対応が迅速が 38 である。導入して問題となったことは、行政との意思疎通がうまくいっていないが 4%であるが、特になしが 85%である。導入していない場合の今後導入の考えについては、導入を考えているが 11%、導入を考えていないが 86%である。導入を考えている場合に期待することは、経費節減を図りたいが 76%、市民サービスを向上させたいが 68%、トラブルを減らしたいが 32%である。導入を考えていない理由については、市民サービスの状況を的確に把握できないが 25%、運営上のトラブルを把握しにくいのが 21%、職員の専門性、火葬への理解度を向上することが困難が 16%である。

表 2-14-1 指定管理者制度の導入

項目 区分	指 定 管 理 者 制 度 の 導 入						合計
	導入している	条例では規定導入していない	導入していない	導入を計画している	その他	回答なし	
回答数	118	3	238	2	6	11	378
割合%	31.2	0.8	63.0	0.5	1.6	2.9	100.0

表 2-14-2 導入してよかったと思われる点

項目 区分	導入してよかったと思われる点					回答数 合計
	市民サービスが向上	トラブルが減った、対応が迅速	経費節減	特になし	その他	
回答数	84	45	60	9	9	118
回答数に対する割合%	71.2	38.1	50.8	7.6	7.6	—

表 2-14-3 導入して問題となった点

項目 区分	導入して問題となった点						回答数 合計
	市民サービスが低下	専門性、質が確保されていない	行政との意思疎通がうまくいっていない	施設の改善が不十分	特になし	その他	
回答数	2	2	5	1	100	8	118
回答数に対する割合%	1.7	1.7	4.2	0.8	84.7	6.8	—

表 2-14-4 導入していない場合の今後導入の考え

項目 区分	導入していない場合の今後導入の考え			回答数 合計
	導入を考えている	導入を考えていない	回答なし	
回答数	25	205	8	238
回答数に対する割合%	10.5	86.1	3.4	100.0

表 2-14-5 導入を考えている場合の期待すること

項目 区分	導入を考えている場合の期待すること				回答数 合計
	市民サービスを向上させたい	トラブルを減らしたい	経費節減を図りたい	その他	
回答数	17	8	19	9	25
回答数に対する割合%	68.0	32.0	76.0	36.0	100.0

表 2-14-6 導入を考えていない理由

項目 区分	導入を考えていない理由				回答数 合計
	市民サービスの状況を的確に把握できない	職員の専門性、火葬への理解度を向上することが困難	運営上のトラブルを把握しにくい	その他	
回答数	52	33	43	113	205
回答数に対する割合%	25.4	16.1	21.0	55.1	100.0

第 15 節 最近の諸問題への対応について

【設問 83】ペースメーカー装着遺体については、どのように対応していますか。(複数回答可)

ペースメーカー装着遺体への対応については、葬祭業者に届け出のお願いが 63%、遺族に届け出のお願いが 37%、一定時間経過するまで点検口を開けないが 25%、事前に取り外しのお願いが 23%である。

表 2-15-1 ペースメーカー装着遺体への対応

項目 区分	ペースメーカー装着遺体への対応							回答数 合計
	事前に取り外しの お願い	葬祭業者に 届け出の お願い	遺族に届 け出の お願い	一定時間経 過するまで 点検口を開 けない	一定時間経過 するまでデ レッキ操作を しない	ペース メーカー学 会に要請	その他	
回答数	86	239	140	94	46	1	31	378
回答数に対 する割合%	22.8	63.2	37.0	24.9	12.2	0.3	8.2	—

【設問 84】感染症についてお聞きします。感染症への対応はどのようにしていますか。
(複数回答可)

感染症への対応については、葬儀業者と連携が 60%、職員への教育が 37%、保健所と連携が 25%である。

表 2-15-2 感染症への対応

項目 区分	感染症への対応				回答数 合計
	保健所 と連携	葬儀業者 と連携	職員への 教育	その他	
回答数	95	228	141	28	378
回答数に対 する割合%	25.1	60.3	37.3	7.4	—

【設問 85】感染症への対応として資材の備蓄は行っていますか。(複数回答可)

感染症への対応として備蓄している資材は、マスクが 77%、消毒薬が 71%、手袋が 70%、防護服が 50%である。

表 2-15-3 感染症への対応として資材の備蓄

項目 区分	資材の備蓄							回答数 合計
	マスク	手袋	納体袋	消毒薬	ガウン	防護服	その他	
回答数	291	265	64	267	50	190	31	378
回答数に対 する割合%	77.0	70.1	16.9	70.6	13.2	50.3	8.2	—

【設問 86】副葬品の制限を行っていますか。

1 「行っている」という場合、どのようなことを行っていますか。(複数回答可)

副葬品の制限については、行っているが 82%である。制限の内容は、葬儀業者への協力要請が 81%、遺族への協力要請が 64%である。

表 2-15-4 副葬品の制限

項目 区分	副 葬 品 の 制 限			回答数 合計
	行っている	行っていない	回答なし	
回答数	309	53	16	378
回答数に対する割合%	81.7	14.0	4.2	100.0

表 2-15-5 副葬品の制限の内容

項目 区分	副 葬 品 の 制 限 の 内 容				回答数 合計
	柩内の チェック	遺族への 協力要請	葬儀業者へ の協力要請	その他	
回答数	32	199	251	27	309
回答数に対する割合%	10.4	64.4	81.2	8.7	100.0

【設問 87】放射線治療器具の装着遺体の火葬について、「注意が必要」などと聞いたことがありますか。

放射線治療器具の装着遺体の火葬には注意が必要については、聞いたことがあるが 15%であるが、聞いたことがないが 79%もある。

表 2-15-6 放射線治療器具の装着遺体の火葬

項目 区分	放射線治療器具装着遺体の火葬			合計
	聞いたこと がある	聞いたこと がない	回答なし	
回答数	57	298	23	378
割合%	15.1	78.8	6.1	100.0

第16節 最後に

【設問 89】 特定非営利活動法人日本環境斎苑協会のことはご存知ですか。

日本環境斎苑協会については、知っているし、各種活動に参加しているが14%、知っているが、特に対応していないが57%である。

表 2-16-1 特定非営利活動法人日本環境斎苑協会について

項目 区分	特定非営利活動法人日本環境斎苑協会について					合計
	知っているし、各種活動に参加している	知っているが、特に対応していない	全く知らない	その他	回答なし	
回答数	53	214	85	11	15	378
割合%	14.0	56.6	22.5	2.9	4.0	100.0

【設問 90】 特定非営利活動法人日本環境斎苑協会では、毎年、火葬行政担当職員、火葬従事職員等に対する表彰を行っておりますが、ご存知ですか。

火葬行政担当職員、火葬従事職員等に対する表彰については、よく知っており、対象職員がいれば推薦したいが16%、今まで知らなかったが、対象職員がいれば推薦したいので、詳細を知りたいが6%であるが、全く知らないが62%である。

表 2-16-2 火葬行政担当職員、火葬従事職員等に対する表彰

項目 区分	火葬行政担当職員、火葬従事職員等に対する表彰					合計
	よく知っており、対象職員がいれば推薦したい	今まで知らなかったが、対象職員がいれば推薦したいので、詳細を知りたい	全く知らない	その他	回答なし	
回答数	61	21	233	41	22	378
割合%	16.1	5.6	61.6	10.8	5.8	100.0

【設問 91】 特定非営利活動法人日本環境斎苑協会が発行する以下の書籍をご存知ですか。

- 1 火葬場の建設・維持管理マニュアル
- 2 火葬概論
- 3 火葬問題Q & A

火葬場の建設・維持管理マニュアルについては、購入し、必要な時に読んでいるが24%、知っているが、読んだことはないが28%であるが、全く知らないが40%である。火葬概論については、購入し、必要な時に読んでいるが18%、知っているが、読んだことはないが27%であるが、全く知らないが46%である。

火葬問題Q & Aについては、購入し、必要な時に読んでいるが17%、知っているが、読んだことはないが25%であるが、全く知らないが50%である。

表 2-16-3 火葬場の建設・維持管理マニュアル

項目 区分	火葬場の建設・維持管理マニュアル					合計
	購入し、必要な時に読んでいる	知っているが、読んだことはない	全く知らない	その他	回答なし	
回答数	90	104	150	13	21	378
割合%	23.8	27.5	39.7	3.4	5.6	100.0

表 2-16-4 火葬概論

項目 区分	火 葬 概 論					合計
	購入し、必要な時に読んでいる	知っているが、読んだことはない	全く知らない	その他	回答なし	
回答数	67	103	175	12	21	378
割合%	17.7	27.2	46.3	3.2	5.6	100.0

表 2-16-5 火葬問題Q & A

項目 区分	火 葬 問 題 Q & A					合計
	購入し、必要な時に読んでいる	知っているが、読んだことはない	全く知らない	その他	回答なし	
回答数	63	96	188	10	21	378
割合%	16.7	25.4	49.7	2.6	5.6	100.0

【設問 92】 特定非営利活動法人日本環境斎苑協会が開催する以下の研修会等をご存知ですか。

- 1 火葬技術管理士通信教育（1 級、2 級）
- 2 総括火葬技術管理者講習会
- 3 厚生労働省後援 火葬場管理者研修会
- 4 火葬場指定管理者セミナー
- 5 全国火葬情報交換会

火葬技術管理士通信教育については、受けたことがあるが 9%、受けてみたいと思っているが 1%、聞いたことがあるが 45%であるが、全く知らないが 37%である。

総括火葬技術管理者講習会については、受けたことがあるが 2%、受けてみたいと思っているが 4%、聞いたことがあるが 49%であるが、全く知らないが 37%である。

火葬場管理者研修会については、受けたことがあるが 9%、受けてみたいと思っているが 3%、聞いたことがあるが 44%であるが、全く知らないが 37%である。

火葬場指定管理者セミナーについては、受けたことがあるが 4%、受けてみたいと思っているが 3%、聞いたことがあるが 47%であるが、全く知らないが 38%である。

全国火葬情報交換会については、受けたことがあるが5%、受けてみたいと思っ
ているが4%、聞いたことがあるが45%であるが、全く知らないが38%である。

表2-16-6 火葬技術管理士通信教育（1級、2級）

項目 区分	火葬技術管理士通信教育（1級、2級）						合計
	受けたこ とがある	受けてみた いと思っ ている	聞いたこ とがある	全く知ら ない	その他	回答なし	
回答数	32	4	170	139	11	22	378
割合%	8.5	1.1	45.0	36.8	2.9	5.8	100.0

表2-16-7 総括火葬技術管理者講習会

項目 区分	総括火葬技術管理者講習会						合計
	受けたこ とがある	受けてみた いと思っ ている	聞いたこ とがある	全く知ら ない	その他	回答なし	
回答数	7	15	184	138	8	26	378
割合%	1.9	4.0	48.7	36.5	2.1	6.9	100.0

表2-16-8 厚生労働省後援 火葬場管理者研修会

項目 区分	厚生労働省後援 火葬場管理者研修会						合計
	受けたこ とがある	受けてみた いと思っ ている	聞いたこ とがある	全く知ら ない	その他	回答なし	
回答数	33	12	166	139	8	20	378
割合%	8.7	3.2	43.9	36.8	2.1	5.3	100.0

表2-16-9 火葬場指定管理者セミナー

項目 区分	火葬場指定管理者セミナー						合計
	受けたこ とがある	受けてみた いと思っ ている	聞いたこ とがある	全く知ら ない	その他	回答なし	
回答数	15	12	176	145	8	22	378
割合%	4.0	3.2	46.6	38.4	2.1	5.8	100.0

表2-16-10 全国火葬情報交換会

項目 区分	全国火葬情報交換会						合計
	受けたこ とがある	受けてみた いと思っ ている	聞いたこ とがある	全く知ら ない	その他	回答なし	
回答数	20	14	171	145	8	20	378
割合%	5.3	3.7	45.2	38.4	2.1	5.3	100.0

厚生労働科学研究

「火葬場の大型化・高度化と火葬需要の増加を踏まえた適切な料金設定の考え方に関する研究」

全国火葬場アンケート調査 調査票

【アンケート調査の趣旨】

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会は、地方自治体、火葬炉メーカー、火葬関連メーカー、学識経験者などで構成する団体として、また、厚生労働省のご指導をいただく火葬場に関わる全国団体として、民間団体の期間を含め50年を超える期間活動を続けてきました。

主な業務は、地方自治体の皆様方が、火葬場の設置・管理の際にご参考にしていただく各種マニュアルの作成、見直し、厚生労働科学研究費を受けて行う火葬場に係る諸問題の研究、火葬場に関わる技術者の養成、火葬従事者の顕彰事業などです。

今般、当協会では、令和7年度の厚生労働科学特別研究として、厚生労働省の補助を得て、「火葬場の大型化・高度化と火葬需要の増加を踏まえた適切な料金設定の在り方に関する研究」を実施することとなりました。

この研究の実施に当たっては、まず、地方自治体の火葬場に関し、当協会が従来行ってきたアンケート調査を継続実施するとともに、火葬料金や一般会計繰り入れの動向を把握するとともに、これに加えて、指定都市、中核市を対象として、設備費や維持管理費、人件費などに関し、どのような費用負担の項目で費用を計上しているか、長期の火葬場の建て替え整備の計画をどのような構想としてお考えかなどに関し、アンケート調査を行いたいと考えています。

これまでのアンケート調査において、火葬場の規模が大都市を中心として大型化しており、その管理も高度化し専門職員の確保が求められていることが明らかとなっています。

また、超高齢化の進展に伴い、大都市を中心に、火葬待ちが増加するとともに、これまでの小さな火葬場から近代化し、高度化する火葬場に大きく変わろうとしているのが明らかとなっています。

総務省においても、このような変化に着目し、公共施設（火葬場）の適切な費用計上と将来構想の整備、安定的継続的な管理運営を指導されており、そうした方向が広がっていると聞きしています。

このアンケート調査は、こうした動向を踏まえ、研究の前提として、変わりゆく公共施設としての火葬場の方向性を明らかにすることを目的としており、総務省、厚生労働省のご指導を得て、実施することとしています。そして、その結果を踏まえて、火葬場に関する費用負担の在り方に関する基本的考え方と適切な運営管理の在り方をまとめたいと考えています。そうした趣旨をお汲み取りいただきどうぞよろしくお願い申し上げます。この研究の成果は、厚生労働省、総務省にご報告するとともに、アンケート調査のデータを含めて公表することといたします。つきましては、大変お忙しいところ、誠に申し訳ありませんが、ぜひご協力をいただきたく、お願い申し上げます。

【調査票記入上のご注意】

- a 本調査票の調査基準日は令和7年4月1日です。
本調査票のご返送の締切日は**令和7年8月31日**ですので、よろしくお願いします。
- b 本調査は、稼働可能な火葬場（最近火葬実績がなくともよい、炉、排気筒（煙突）、建物の三要素を備えた火葬場）で、市町村、一部事務組合、公益・宗教法人、企業、国立療養所等が経営管理する火葬場ごとにご記入下さい。
自治会（集落）の共有火葬場は、原則として本調査の対象外ですが、実態が把握でき稼働可能な火葬場については、ご記入下さい。
- c 回答方法
- ◆ 記入式設問の回答方法
設問中のアンダーライン上に、直接、該当する事項・数値をご記入（Excelの場合はご入力）下さい。
 - ◆ 選択式設問の回答方法
選択肢の左側の○（一つを選択しご回答下さい）または□（複数回答可ですので、該当する項目すべてにご回答下さい）に「レ」（Excelの場合は、カーソルを○または□に合わせてマウスの左キーを押して下さい）をご記入下さい。
- d 火葬場が複数の場合には、施設数分のアンケート用紙を同封しましたので、個々の火葬場について調査票をご提出ください。万が一、調査票が不足している場合は、ご面倒でもコピーしていただき、設問7以降について、それぞれの火葬場ごとにご記入下さい。
- e 参考となる資料等がございましたら、電子メールに添付ファイルとしてお送りいただくか、本調査票に同封した返信用封筒を使って郵送してください。

目 次

【アンケート調査の趣旨】	1
【調査票記入上のご注意】	1
第1 調査票をご記入いただいた方について	3
第2 行政区域内の埋火葬【設問1～6】	3
第3 火葬場の概要、経緯、構成、機能【設問7～32】	5
第4 火葬場の利用実績（令和6年度の利用実績をお答え下さい。）【設問33～35】	13
第5 火葬場の火葬炉設備（人体炉についてのみお答え下さい。）【設問36～41】	14
第6 残骨灰、集じん灰等の処理【設問42～48】	20
第7 風習、慣習等について【設問49～51】	22
第8 火葬場の整備費【設問52】	23
第9 火葬場の収入、支出（令和6年度実績でご記入下さい。）【設問53～56】	24
第10 火葬手数料、施設利用料【設問57～65】	25
第11 大規模災害時の火葬炉の運転【設問66～67】	27
第12 火葬場の運営管理、職員数、休日等【設問68～78】	28
第13 公害対策・労働安全関連【設問79～81】	31
第14 指定管理者制度について【設問82】	32
第15 最近の諸問題への対応について【設問83～88】	33
第16 最後に【設問89～93】	35
提出先・問合せ先、提出方法	38

第1 調査票をご記入いただいた方について

1 住 所

2 所 属 _____ 氏名 _____

3 電話(内線) _____ - _____ (_____), FAX _____ - _____

4 E-mail _____

第2 行政区域内の埋火葬

【設問 1】 行政区域内人口（令和 7 年 3 月 31 日または 4 月 1 日現在）

_____人

【設問2】令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の埋火葬実績

(一部事務組合等の場合は構成市町村の合計でお答え下さい。)

1 死亡者数_____人

2 火葬数_____人

3 埋葬数_____人

【設問3】行政区域内の火葬場数

_____箇所

【設問 4】都道府県で広域火葬計画の策定を行っていますか。

- 策定している
- 策定していない

【設問5】 災害時を想定して各種資材の協定はどのようにしていますか。（複数回答可）

- ☐ 葬儀資材について協力している
- ☐ 火葬燃料について協力している

☐ 柩について協力し合っている

☐ その他 ()

【設問 6】 災害時の人的協力体制についてお答えください。

1 火葬場OBの応援体制

☐ 有り

☐ 無し

2 火葬炉メーカーの支援体制

☐ 有り

☐ 無し

3 都道府県内の他の火葬場からの支援体制

☐ 有り

☐ 無し

4 その他、人的協力体制があればお答えください。

()

《お願い》設問 3 で 2 箇所以上とご記入の方は、次ページ以降の設問について、それぞれの火葬場ごとにご記入下さい。

第3 火葬場の概要、経緯、構成、機能

(前ページの設問3で2施設以上とご記入の方は、本ページ以降の設問について、それぞれの火葬場ごとにご記入下さい。)

【設問7】火葬場の名称

【設問8】経営（設置、管理、運営）主体はどれですか。

- ☐ 市町村 ⇒ （設問10へお進み下さい）
- ☐ 一部事務組合等
- ☐ 企業 ⇒ （設問10へお進み下さい）
- ☐ 公益・宗教法人 ⇒ （設問10へお進み下さい）
- ☐ 国・その他（ ） ⇒ （設問10へお進み下さい）

【設問9】一部事務組合等の構成をお答えください。

1 構成市町村数 _____ 市、 _____ 町、 _____ 村

2 市町村名 _____

※パンフレットや利用案内等の資料がございましたら、本アンケートと併せてお送り下さい。

【設問10】火葬場の所在地

〒 _____ - _____ 都道府県名 _____

市区町村～番地 _____

電話 _____ - _____ - _____ FAX _____ - _____ - _____

ご担当者氏名 _____、フリガナ _____

【設問11】火葬炉数

- 1 人体炉 _____ 基（うち大型炉 _____ 基）
- 2 汚物（胞衣）炉 _____ 基
- 3 動物炉 _____ 基
- 4 増設スペース _____ 基分

【設問12】現在の火葬場の建物の竣工年月

☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 _____ 年 _____ 月、経過年数 _____ 年

【設問 13】現在の火葬場の建設は建替えでしたか、新設でしたか。

- ☐ 建替え
- ☐ 既存施設と近隣施設との統廃合建替え
- ☐ 新設 ⇒ （設問 16 へお進み下さい）

【設問 14】建替え・既存施設と近隣施設との統廃合建替えの場合の建設場所についてお答えください。

- ☐ 既存敷地内での建替え
- ☐ 隣接地での建替え
- ☐ 近接地での建替え
- ☐ 移転しての建替え
- ☐ その他（_____）

【設問 15】建替え、既存施設解体後の跡地利用についてお答えください。

- ☐ 駐車場として利用
- ☐ 緑地・公園として利用
- ☐ その他公共施設として利用（_____）
- ☐ 解体せずに現況のまま存置
- ☐ 更地にして遊休地として将来計画に備える
- ☐ 民間に売却
- ☐ その他（_____）

【設問 16】現在の建物は、設問 12 の竣工以降に増築・改築しましたか。

- ☐ 増築・改築した
- ☐ していない ⇒ （設問 18 へお進み下さい）

【設問 17】増築・改築はいつですか。（増築、改築のいずれかに印を付けて、実施年、建物名をご記入下さい）

- 1 回目 ☐ 増築 : ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 _____ 年 (建物名_____)
- ☐ 改築 : ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 _____ 年 (建物名_____)
- 2 回目 ☐ 増築 : ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 _____ 年 (建物名_____)
- ☐ 改築 : ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 _____ 年 (建物名_____)

3回目 ○ 増築 : ○ 昭和 ○ 平成 ○ 令和 _____年(建物名_____)

○ 改築 : ○ 昭和 ○ 平成 ○ 令和 _____年(建物名_____)

※ 4回目以降は別紙にご記入の上、本アンケートと併せてお送り下さい。

【設問 18】現在の火葬炉は、設問 12 の竣工以降に増設、更新しましたか。

○ 増設・更新した

○ していない ⇒ (設問 21 へお進み下さい)

【設問 19】火葬炉の基数の変化

竣工時(設問 12 の年月) _____基 → 現在(令和 7 年 4 月) _____基

【設問 20】火葬炉の増設・更新はいつですか。(増設、更新のいずれかに印を付けて、実施年、基数をご記入下さい)

1回目 ○ 増設 : ○ 昭和 ○ 平成 ○ 令和 _____年_____基

○ 更新 : ○ 昭和 ○ 平成 ○ 令和 _____年_____基

2回目 ○ 増設 : ○ 昭和 ○ 平成 ○ 令和 _____年_____基

○ 更新 : ○ 昭和 ○ 平成 ○ 令和 _____年_____基

3回目 ○ 増設 : ○ 昭和 ○ 平成 ○ 令和 _____年_____基

○ 更新 : ○ 昭和 ○ 平成 ○ 令和 _____年_____基

※ 4回目以降は別紙にご記入の上、本アンケートと併せてお送り下さい。

【設問 21】都市計画決定はしましたか。

○ 決定済

○ 決定していない

【設問 22】敷地面積、建築面積等

1 敷地面積 _____ m^2

2 建築面積 _____ m^2 (地上 _____階、地下 _____階)

3 延床面積 _____ m^2

4 駐車場面積 _____ m^2 (大型車 _____台、乗用車 _____台)

5 庭園等面積 _____ m^2

6 緩衝緑地面積 _____ m^2 (周辺住民等に火葬場を見えにくくするための緑地)

7 その他面積（主な用途は何ですか。_____） _____m²

【設問 23】建物の構造は次のどれですか。（複数回答可）

- ☐ 鉄筋コンクリート造
- ☐ 鉄骨コンクリート造
- ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造
- ☐ 鉄骨造
- ☐ 簡易耐火構造
- ☐ 木造
- ☐ その他（_____）

【設問 24】建物内の施設は次のどれに該当しますか。

- ☐ 火葬だけの施設
- ☐ 火葬と待合が行える施設
- ☐ 火葬と待合と葬儀が行える施設

【設問 25】主な施設の有無、面積等

（該当する施設、部屋等がなければ空欄にして、次にお進み下さい。）

1 火葬部門

1-1 炉室（火葬炉が設置された部屋）は_____階_____m²

1-2 機械室（排ガス処理装置等が設置された部屋）は_____階_____m²

1-3 告別室（遺体と最後のお別れをする部屋）はありますか。

- ☐ 有り_____室、_____m²
- ☐ 無し

1-4 収骨室（火葬後、遺族等が焼骨を骨壺等に納める部屋）はありますか。

- ☐ 有り_____室、_____m²
- ☐ 無し

2 待合部門

2-1 待合室（火葬中に遺族等が待つ部屋）はありますか。

- ☐ 有り

☐ 無し ⇒ (3へお進み下さい)

2-2 有りの場合、和室、洋室どちらですか。(複数回答可)

☐ 和室 _____ 室、 _____ m²

☐ 洋室 _____ 室、 _____ m²

3 式場部門

3-1 式場(葬儀を行う部屋)はありますか

☐ 有り _____ 室、1室当り _____ m² (_____ 席)

_____ m² (_____ 席)

_____ m² (_____ 席)

_____ m² (_____ 席)

_____ m² (_____ 席)

☐ 無し

※ 6室以上は別紙にご記入の上、本アンケートと併せてお送り下さい。

【設問 26】施設の延命化のための部分改修として、次の内容は実施しましたか。(複数回答可)

☐ 照明のLED化

☐ 屋根、屋上の防水修繕

☐ バリアフリー化対策

☐ 待合室の洋式化

☐ トイレの洋式化

☐ その他 (_____)

【設問 27】火葬場の休場日(条例等に定められた公休日)

1 令和6年度実績で休場日は何日でしたか。 _____ 日

2 休場日の内訳をお答え下さい。(複数回答可)

☐ 休場日の規定が無い

☐ 年末

☐ 年始

☐ 友引日

調査資料①

- ☐ 日曜日
- ☐ 祝祭日
- ☐ お盆
- ☐ その他 (_____)

2-1 年末の休場日はどの日ですか。(複数回答可)

- ☐ 12月29日
- ☐ 12月30日
- ☐ 12月31日

2-2 年始の休場日はどの日ですか。(複数回答可)

- ☐ 1月1日
- ☐ 1月2日
- ☐ 1月3日

2-3 友引日の休場日はどの日ですか。

- ☐ すべての友引日
- ☐ 友引日の一部

2-4 日曜日の休場日はどの日ですか。

- ☐ すべての日曜日
- ☐ 日曜日の一部

2-5 祝祭日の休場日はどの日ですか。

- ☐ すべての祝祭日
- ☐ 祝祭日の一部

2-6 お盆の休場日はどの日ですか。(複数回答可)

- ☐ 8月13日
- ☐ 8月14日
- ☐ 8月15日
- ☐ 8月16日
- ☐ その他 (_____)

【設問 28】火葬場の周辺環境は次のどれでしょうか。(複数回答可)

- ☐ 墓地
- ☐ 山林
- ☐ 農地
- ☐ 住宅
- ☐ 工場
- ☐ その他 (_____)

【設問 29】火葬場から最も近い住宅までの距離は次のどれに該当しますか。

- ☐ 50m未満
- ☐ 50～100m未満
- ☐ 100～200m未満
- ☐ 200～300m未満
- ☐ 300～400m未満
- ☐ 500m以上

【設問 30】現在の火葬場に対して周辺住民からの苦情はありますか。

- ☐ 有り
- ☐ 無し ⇒ (設問 31 へお進み下さい)

1 「有り」の場合、苦情の原因は何だと思いますか。(複数回答可)

- ☐ 悪臭
- ☐ 煤煙、黒煙
- ☐ 騒音、振動
- ☐ 交通公害
- ☐ 施設が古い
- ☐ 霊柩車の走行
- ☐ その他 (_____)

【設問 31】現在の火葬場に対して、建替え、部分改修の必要性はありますか。

- ☐ 必要が有る

☐ 必要無い ⇒ (設問 32 へお進み下さい)

1 「必要が有る」というのは、建替えですか、部分改修ですか。

- ☐ 建替え
☐ 部分改修

2 「建替え」または「部分改修」の理由は何ですか。(複数回答可)

- ☐ 施設の老朽化
☐ 能力不足
☐ 故障が多く、修理費がかさむ
☐ その他 (_____)

3 施設の延命化のための部分改修として、次の内容は必要ですか。(複数回答可)

- ☐ 照明のLED化
☐ 屋根、屋上の防水修繕
☐ バリアフリー化対策
☐ 待合室の洋式化
☐ トイレの洋式化
☐ その他 (_____)

【設問 32】自治体（一部事務組合等を含む）の火葬場として過不足はありますか。

- ☐ 不足している
☐ 不足していない ⇒ (設問 33 へお進み下さい)

1 「不足している」のはどのような理由ですか。(複数回答可)

- ☐ 死亡者数の増加
☐ 施設が老朽化している
☐ 機能が劣化している

2 「不足」の場合の対応はどのようにしていますか。(複数回答可)

- ☐ 増設を検討している
☐ 新施設を検討している
☐ 稼働日を増やす

□ その他 (_____)

第 4 火葬場の利用実績（令和 6 年度の利用実績をお答え下さい。）

【設問 33】 年間の火葬場の利用人数、利用目的別人数をお答えください。

- 1 管内利用者数 _____人
 - 1-1 ご遺体の火葬 _____人
 - 1-2 動物の火葬 _____人
 - 1-3 その他 _____人
- 2 管外利用者数 _____人
 - 2-1 ご遺体の火葬 _____人
 - 2-2 動物の火葬 _____人
 - 2-3 その他 _____人
- 3 合計利用者数 _____人 (1 + 2)
 - 3-1 ご遺体の火葬 _____人 (1-1+2-1)
 - 3-2 動物の火葬 _____人 (1-2+2-2)
 - 3-3 その他 _____人 (1-3+2-3)

【設問 34】 ご遺体の火葬件数、稼働日数等をお答え下さい。

- 1 火葬件数 _____件 (小人、死産児は含み、汚物・動物は含まない。)
 内訳は、管内件数 _____件
 管外件数 _____件
- 2 年間稼働日数 _____日
 年間稼働時間数 _____時間【A】
 年間稼働可能時間数 _____時間【B】
 稼働率 _____%【A/B×100】
- 3 1日当たりの最大受入件数 _____件
- 4 火葬炉 1 基 1 日当たり最大体数 _____体/基・日 (回転)
- 5 時間帯割合 (年度平均)
 9～11 時 _____%

11～13 時 _____ %

13～15 時 _____ %

15～17 時 _____ %

その他 (_____) _____ %

【設問 35】動物炉の火葬件数、稼働日数等をお答え下さい。

1 火葬件数 _____ 件

内訳は、管内件数 _____ 件

管外件数 _____ 件

2 年間稼働日数 _____ 日

年間稼働時間数 _____ 時間【A】

年間稼働可能時間数 _____ 時間【B】

稼働率 _____ %【A/B×100】

3 1 日当たりの最大受入件数 _____ 件

第 5 火葬場の火葬炉設備（人体炉についてのみお答え下さい。）

【設問 36】保冷库（ご遺体を火葬する前に冷やして保管する装置）についてお聞きます。

1 保冷库はありますか。

☐ 有り

☐ 無し ⇒（設問 37 へお進み下さい）

2 火葬までの待機時間は、最大 _____ 時間 または _____ 日間

3 保冷库の数は、ご遺体 _____ 体分

【設問 37】主燃焼炉についてお聞きます。

1 火葬 1 体当たりの平均燃焼時間は何分程度ですか。 _____ 分程度

2 前室（冷却室）はありますか。（複数回答可）

☐ 有り _____ 基

☐ 無し _____ 基 ⇒（3 へお進み下さい）

2-1 平均的な冷却時間は何分程度ですか。 _____ 分程度

2-2 目安とする冷却温度は何℃程度ですか。夏期 _____℃、冬期 _____℃

3 主燃焼炉の型式は何ですか。(複数回答可)

- ☐ 台車式_____基
- ☐ ロストル式_____基 ⇒ (5へお進み下さい)
- ☐ その他_____基 ⇒ (6へお進み下さい)

4 台車式の場合、炉内台車の上面耐火材は分割式ですか。(複数回答可)

- ☐ 分割式である
- ☐ 分割式ではない
- ☐ 両方ある

4-1 上面耐火材の種類は何ですか。

- ☐ キャスタブル耐火物
- ☐ 一般耐火レンガ
- ☐ 中性耐火レンガ
- ☐ その他 (_____)

4-2 柁支持台の材質は何ですか。 ⇒ 回答後は6へお進み下さい。

- ☐ ステンレス製
- ☐ 鉄製
- ☐ 耐火レンガ
- ☐ カーボランダム製
- ☐ その他 (_____)

5 ロストル式の場合、ロストルの材質は何ですか。

- ☐ ステンレス製
- ☐ 鉄製
- ☐ その他 (_____)

6 主燃焼炉の使用燃料は何ですか。

- ☐ 灯油
- ☐ 重油
- ☐ 都市ガス

☐ プロパンガス

☐ その他 (_____)

6-1 主燃焼炉と再燃焼炉の燃料は同じですか。

☐ 同じ ⇒ (7へお進み下さい)

☐ 違う

6-2 再燃焼炉の燃料は何ですか。(_____)

7 火葬1体当たりの平均燃料使用量(主燃・再燃の合計)はどの程度ですか。

7-1 灯油又は重油の場合 _____ ℓ

7-2 都市ガス又はプロパンガスの場合 _____ m³

8 主燃焼炉の温度計は設置されていますか。

☐ 設置してある

☐ 設置していない ⇒ (9へお進み下さい)

8-1 設置してある場合、温度範囲はどの程度ですか。

_____ °C ~ _____ °C (バーナ着火直後を除く)

9 火葬1体あたりの平均排ガス量はどの程度ですか。 _____ m³ N

10 火葬中のデレッキ操作(炉裏側の点検口からデレッキ棒を入れる)を行っていますか。

☐ 行っている

☐ 行っていない ⇒ (設問 38 へお進み下さい)

10-1 行っている場合、デレッキ操作の目的は何ですか。(複数回答可)

☐ 副葬品等の除去

☐ 遺体の燃焼促進

☐ その他 (_____)

【設問 38】再燃焼炉についてお聞きします。

1 再燃焼炉は有りますか。(複数回答可)

☐ 有り _____ 基

☐ 無し _____ 基 ⇒ (設問 39 へお進み下さい)

1-1 再燃焼炉が有る場合、その型式は何ですか。(複数回答可)

☐ 直上型再燃焼炉（主燃焼炉と再燃焼炉が 1 対 1） _____ 基

⇒ （2 へお進み下さい）

☐ 分離型再燃焼炉（主燃焼炉の後段に再燃焼炉を増設した事例が多く、複数の主燃焼炉に 1 基の再燃焼炉が対応） _____ 基

1-2 分離型の場合、主燃焼炉 _____ 基に対して再燃焼炉 1 基（主：再の基数比）

2 再燃焼炉の容量、最大排ガス発生時での滞留時間を知っていますか。

☐ 容量、最大排ガス発生時での滞留時間を知っている。

☐ 容量は知っているが、最大排ガス発生時での滞留時間は知らない。

☐ 最大排ガス発生時での滞留時間は知っているが、容量は知らない。

☐ 容量、最大排ガス発生時での滞留時間を知らない。 ⇒ （3 へお進み下さい）

2-1 容量は _____ m³

2-2 最大排ガス発生時での滞留時間 _____ 秒

3 再燃焼炉の温度計は設置されていますか。

☐ 設置してある

☐ 設置していない ⇒ （3 へお進み下さい）

3-1 設置してある場合、温度範囲はどの程度ですか。

_____ °C ～ _____ °C（バーナ着火直後を除く）

4 再燃焼バーナは設置されていますか。

☐ 設置してある

☐ 設置していない ⇒ （設問 39 へお進み下さい）

4-1 再燃焼バーナの点火はいつですか。

☐ 主燃焼炉点火前 _____ 分

☐ 主燃焼炉点火後 _____ 分

☐ 主燃焼炉点火と同時

4-2 再燃焼バーナの消火はいつですか。

☐ 主燃焼炉点火後 _____ 分

☐ 主燃焼炉消火前 _____ 分

☐ 主燃焼炉消火後 _____ 分

- ☐ 主燃焼炉消火と同時

【設問 39】 排ガス処理装置についてお聞きします。

(再燃焼炉出口以降の装置であり、残骨灰真空移送装置関連設備ではありません。)

1 火葬炉と排ガス処理装置の関係はどれですか。

- ☐ 各炉が単独に火葬できる
- ☐ 各炉が単独に火葬できない (1 つの排ガス処理装置を複数の火葬炉で共有)
- ☐ その他 (_____)

2 大規模災害時 (非常時) を前提として、同時に運転できるのは何炉までですか。(非常時だから、告別室、待合室、収骨室等の室数やスペースの問題は考慮しないで)

_____ 炉まで

3 排ガスの排気方式は何ですか。(複数回答可)

- ☐ 強制排気方式 _____ 基
- ☐ 自然排気方式 _____ 基
- ☐ その他 (_____) _____ 基

4 排ガス冷却装置はありますか。

- ☐ 有り
- ☐ 無し ⇒ (5 へお進み下さい)

4-1 有りの場合、排ガス冷却装置 1 基につき再燃焼炉 _____ 基が対応している。

4-2 排ガス冷却装置の方式は何ですか。(複数回答可)

- ☐ 空気混合希釈方式 _____ 基
- ☐ 水冷式熱交換器方式 _____ 基
- ☐ 空冷式熱交換器方式 _____ 基
- ☐ その他 (_____) _____ 基

5 集じん装置はありますか。

- ☐ 有り
- ☐ 無し ⇒ (設問 40 へお進み下さい)

5-1 有りの場合、その型式は何ですか。(複数回答可)

- ☐ バグフィルタ _____ 基

- ☐ 電気集じん器 _____ 基
- ☐ マルチサイクロン _____ 基
- ☐ バグフィルタ以外のフィルタ方式 _____ 基
- ☐ その他 (_____) _____ 基

5-2 集じん装置における排ガス温度は何℃で管理していますか。 _____℃

5-3 その温度測定箇所はどこですか。集じん装置の前ですか、後ですか。

- ☐ 前
- ☐ 後

5-4 集じん装置の清掃頻度はどの程度ですか。

_____ 回/年、又は 1 回/ (_____) 年

5-5 集じん装置の清掃は誰が行いますか。

- ☐ 専門業者
- ☐ 火葬場管理職員
- ☐ その他 (_____)

6 集じん装置の後に高度排ガス処理装置が有りますか。

- ☐ 有り
- ☐ 無し ⇒ (設問 37 へお進み下さい)

6-1 「有り」の場合、その方式は何ですか。(複数回答可)

- ☐ 触媒 (ダクト内に設置されているものも含みます)
- ☐ 活性炭吸着
- ☐ 湿式洗浄
- ☐ その他 (_____)

【設問 40】排気筒 (煙突) についてお聞きます。

数量 _____ 本、GL (地上) からの高さ _____ m

【設問 41】排ガスの測定は行っていますか。(複数回答可)

- ☐ ダイオキシン類の測定は定期的 to 実施している。頻度は 1 回/ (_____)
- ☐ 水銀・六価クロムの測定は定期的 to 実施している。頻度は 1 回/ (_____)

- ☐ ばいじん等の測定は定期的実施している。頻度は1回/ ()
- ☐ 施設が完成した引渡性能試験で実施しただけ
- ☐ 全く行っていない
- ☐ その他 ()

第6 残骨灰、集じん灰等の処理

残骨灰：火葬後に、台車上あるいはロストル式の骨受け皿に残った骨灰で、収骨する骨以外の骨灰を示します。

集じん灰：火葬の排ガスに含まれるばいじん等が集じん装置で捕捉され、あるいは煙道に残留し、清掃によって排出される灰を示します。

【設問 42】 残骨灰と集じん灰を分別していますか。

- ☐ 分別している
- ☐ 分別していない

【設問 43】 残骨灰、集じん灰の発生量を把握していますか。

- ☐ 把握している
- ☐ 把握していない ⇒ (設問 44 へお進み下さい)

1 把握している場合、それぞれの発生量をお答え下さい。

残骨灰 _____ kg/年、集じん灰 _____ kg/年

【設問 44】 残骨灰はどのように処理処分していますか。

- ☐ 専門業者に委託している
- ☐ 自ら処理処分している ⇒ (設問 45 へお進み下さい)
- ☐ その他 ()

1 「専門業者に委託している」場合、処理処分状況の確認はしていますか。

- ☐ 処理工場、最終処分地まで確認している
- ☐ 処理工場は確認したが、最終処分地まで確認していない
- ☐ 書面で確認している
- ☐ 確認していない
- ☐ その他 ()

2 専門業者の選考方法は何ですか。

- ☐ 複数業者による競争入札
- ☐ 随意契約
- ☐ その他 (_____)

2-1 委託費用は有償ですか、無償ですか。

- ☐ 有償 (処理費用を支払っている)
- ☐ 無償 (処理費用を支払っていない) ⇒ (3へお進み下さい)

2-2 有償の場合の金額はどのようなのですか。

- ☐ 入札の最低価格を設定している。
- ☐ 1 円
- ☐ その他 (_____)

3 含有する有価物についてはどのようにしていますか。⇒ 回答後は設問 45 へお進み下さい。

- ☐ 有価物相当額を返納させている
- ☐ 委託費に含まれると考え、返納させていない
- ☐ 含まれる有価物相当額が分からないので、返納させられない
- ☐ その他 (_____)

【設問 45】「残骨灰を自ら処理している」場合、処理方法は何ですか。

- ☐ 安定化处理 (薬剤、セメントによる不溶化处理等)
- ☐ 高温処理 (加熱脱塩素化、熔融処理等を含む)
- ☐ そのまま埋立
- ☐ その他 (_____)

【設問 46】集じん灰はどのように処理処分していますか。

- ☐ 専門業者に委託している
- ☐ 自ら処理処分している ⇒ (設問 47 へお進み下さい)
- ☐ その他 (_____)

1 「専門業者に委託している」場合、処理処分状況の確認はしていますか。

- ☐ 処理工場まで確認している
- ☐ 書面で確認している
- ☐ 確認していない
- ☐ その他 (_____)

2 委託費用はどのようにしていますか。 ⇒ 回答後は設問 47 へお進み下さい。

- ☐ 残骨灰処分料に含む
- ☐ 残骨灰処分料とは別に支払っている
- ☐ その他 (_____)

【設問 47】「集じん灰を自ら処理している」場合、処理方法は何ですか。

- ☐ 安定化处理（薬剤、セメントによる不溶化处理等）
- ☐ 高温処理（加熱脱塩素化、熔融処理等を含む）
- ☐ そのまま埋立
- ☐ その他 (_____)

【設問 48】残骨灰、集じん灰の分析は行っていますか。（複数回答可）

- ☐ ダイオキシン類の測定は定期的に実施している。頻度は 1 回/ (_____)
- ☐ 六価クロムの測定は定期的に実施している。頻度は 1 回/ (_____)
- ☐ 委託業者に分析させ報告を受けている
- ☐ 全く行っていない
- ☐ その他 (_____)

第 7 風習、慣習等について

【設問 49】葬儀の流れの中で、告別式と火葬の順序はどのようなですか。

- ☐ 告別式の後に火葬
- ☐ 告別式の前に火葬
- ☐ どちらもある
- ☐ その他 (_____)

【設問 50】火葬後に収骨する際に、遺骨を乗せておく容器は何ですか。

- ☐ 台車式なら台車、ロストル式なら骨受け皿

- ☐ 収骨専用トレイ
- ☐ どちらもある
- ☐ その他 (_____)

【設問 51】火葬後の収骨方法に大きく 2 通りの方法がありますが、どちらですか。

- ☐ 全部収骨 (できるだけすべての遺骨を骨壺に収める、中部地方以東に比較的多い)
- ☐ 部分収骨 (のど仏等の主要な遺骨を骨壺に収める、中部地方以西に比較的多い)
- ☐ どちらもある
- ☐ その他 (_____)

第 8 火葬場の整備費

(平成 25 年以降に新設、増改築を行った火葬場のみご記入ください。該当する整備が無い場合は設問 53 にお進み下さい。)

【設問 52】整備工事の内容はどれに該当しますか。

- ☐ 新設 (これまで火葬場がなかった場所に建設)
- ☐ 既存火葬場と同じ敷地内に新設
- ☐ 既存火葬場を残して増築
- ☐ 既存火葬場を改築
- ☐ 火葬炉の入替
- ☐ その他 (_____)

2 整備工事の概算工事費をお聞かせ下さい。

- | | | | |
|-----|----------------|-------|----|
| 2-1 | 総工事費 | _____ | 千円 |
| 2-2 | その主な内訳 | | |
| | 2-2-1 用地費 | _____ | 千円 |
| | 2-2-2 建物工事費 | _____ | 千円 |
| | 2-2-3 火葬炉関連工事費 | _____ | 千円 |

3 財源についてお聞かせ下さい。

- | | | | |
|-----|---------------|-------|----|
| 3-1 | 起債 | _____ | 千円 |
| 3-2 | 一般財源 | _____ | 千円 |
| 3-3 | (_____) 補助金 | _____ | 千円 |

3-4 その他 () 千円

第9 火葬場の収入、支出（令和6年度実績でご記入下さい。）

【設問53】 年間の火葬手数料、施設使用料等の収入額はいくらですか。

1 火葬手数料

1-1 管内 円

1-2 管外 円

1-3 合計 円 (1-1+1-2)

2 施設利用料

2-1 管内 円

2-2 管外 円

2-3 合計 円 (2-1+2-2)

3 合計

3-1 管内 円 (1-1+2-1)

3-2 管外 円 (1-2+2-2)

3-3 合計 円 (1-3+2-3)

【設問54】 年間の支出額合計はいくらですか。 千円

【設問55】 設問54の支出額の内訳をお聞かせ下さい。

1 火葬業務用人件費（又は委託料） 千円

2 火葬業務用燃料費 千円

3 火葬炉関連設備修理費 千円

4 火葬炉の保守点検費 千円

5 1～4を除いた管理費 千円

6 公債費 千円

7 その他 千円

【設問56】 設問54の支出額に対する一般会計からの費用負担額はいくらですか。

千円

第 10 火葬手数料、施設利用料

(汚物、身体の一部、動物、施設利用料等、いくつかの料金設定がある場合は、最も頻度の高い料金をご記入下さい。)

【設問 57】管内利用者の火葬手数料は有料ですか、無料ですか。

☐ 有料

☐ 無料 ⇒ (設問 58 へお進み下さい)

1 有料の場合、大人 _____ 円 (_____ 歳以上)

小人 _____ 円

死産児 _____ 円 (妊娠 85 日以上の胎児を含む)

汚物 _____ 円 (妊娠 85 日未満の胎児を含む)

身体の一部 _____ 円

動物 _____ 円

【設問 58】管外利用者の火葬手数料は有料ですか、無料ですか。

☐ 有料

☐ 無料 ⇒ (設問 59 へお進み下さい)

1 有料の場合、大人 _____ 円 (_____ 歳以上)

小人 _____ 円

死産児 _____ 円 (妊娠 85 日以上の胎児を含む)

汚物 _____ 円 (妊娠 85 日未満の胎児を含む)

身体の一部 _____ 円

動物 _____ 円

【設問 59】施設利用料 (該当する施設がなければ空欄にして、次にお進み下さい。)

1 待合室

☐ 有料

☐ 無料 ⇒ (2 へお進み下さい)

1-1 有料の場合 (最も使用頻度の高い料金をご記入下さい。)

管内利用者 _____ 円

管外利用者 _____ 円

2 霊安室、保冷库、保管料等

- ☐ 有料
- ☐ 無料 ⇒ (3へお進み下さい)

2-1 有料の場合(最も使用頻度の高い料金をご記入下さい。)

管内利用者 _____ 円

管外利用者 _____ 円

3 葬儀式場

- ☐ 有料
- ☐ 無料 ⇒ (4へお進み下さい)

3-1 有料の場合(最も使用頻度の高い料金をご記入下さい。)

管内利用者 _____ 円

管外利用者 _____ 円

4 その他 (_____)

- ☐ 有料
- ☐ 無料又は該当するものが無し ⇒ (設問 60 へお進み下さい)

4-1 有料の場合(最も使用頻度の高い料金をご記入下さい。)

管内利用者 _____ 円

管外利用者 _____ 円

【設問 60】火葬料金の在り方についての考え方をお聞かせください。

- ☐ 必要な経費に見合った料金を利用者に支払っていただくのがよい。
- ☐ 低所得者のことを考慮し、設備費などは一般会計で負担した方がよい。
- ☐ これまでの経緯もあるので、相当の経費を一般会計で負担するのが妥当である。
- ☐ その他 (_____)

【設問 61】管外利用者の料金についての考え方をお聞かせください。

- ☐ 火葬場は、住民の税金で作られた施設であるので、管外の方の使用をできるだけ避けてもらうという意味で、相当程度高くしてもよい。

- ☐ 管外の方の料金については、管内の方の料金よりあまり高くするのはよくない。
妥当な料金の設定の考え方を決めるべきである。

☐ その他 (_____)

【設問 62】火葬料金について原価計算を行っていますか。

- ☐ 原価計算を行っている
- ☐ 原価計算を行っていない ⇒ (設問 64 へお進み下さい)
- ☐ 分からない ⇒ (設問 64 へお進み下さい)

【設問 63】原価計算を行った場合、火葬料金はどの程度となりますか。

管内大人 _____ 円

【設問 64】火葬料金見直しの考えはありますか。

- ☐ 火葬料金の見直しを考えている
- ☐ 火葬料金の見直しを考えていない ⇒ (設問 66 へお進み下さい)
- ☐ 分からない ⇒ (設問 66 へお進み下さい)

【設問 65】火葬料金見直しの時期はいつ頃と考えていますか。

- ☐ 火葬場（火葬炉）新築（更新）の後
- ☐ できるだけ早急に
- ☐ 現在検討しており、数年後に
- ☐ 分からない
- ☐ その他 (_____)

第 11 大規模災害時の火葬炉の運転

【設問 66】災害時対応指針（事業継続計画等）は策定していますか。

- ☐ 災害時対応指針（事業継続計画等）を策定している
- ☐ 特に指針として策定していない
- ☐ その他 (_____)

【設問 67】職員の災害時に備えた定期的な訓練を実施していますか。

- ☐ 定期的な訓練を実施している
- ☐ 特に定期的な訓練は実施していない

○ その他 (_____)

第 12 火葬場の運営管理、職員数、休日等

【設問 68】火葬場の運営管理形態は次のどれに該当しますか。

- ☐ 直営
- ☐ 全面委託
- ☐ 一部委託
- ☐ 指定管理者による管理
- ☐ P F I による運営
- ☐ その他 (_____)

【設問 69】火葬場の職員数、種別（直営、委託、嘱託）

- 1 総数 _____人
- その内訳 1-1 直営 _____人
- 1-2 委託 _____人
- 1-3 嘱託 _____人
- 2 火葬業務 _____人
- その内訳 2-1 直営 _____人
- 2-2 委託 _____人
- 2-3 嘱託 _____人
- 3 管理業務 _____人
- その内訳 3-1 直営 _____人
- 3-2 委託 _____人
- 3-3 嘱託 _____人
- 4 サービス（湯茶等） _____人
- その内訳 4-1 直営 _____人
- 4-2 委託 _____人
- 4-3 嘱託 _____人
- 5 その他 施設借入者が従業員 _____人を置き _____を営業している。

【設問 70】現在の職員体制で、火葬作業（炉裏での火葬炉操作）ができる職員数は何人ですか。

_____人

1 上記の火葬作業ができる職員のうち、火葬技術を統括的に管理できる人はいますか。

☐ いる _____人

☐ いない

☐ その他（_____）

【設問 71】職員の休日（火葬場の休場日とは別に、職員の休日についてお聞きます。）

1 令和6年度の年間休日数（最大取得可能数）_____日

2 国民の休日（国民の祝日に関する法律（祝日法）第3条第3項で定められた休日の通称）
以外の特別な休日を設定していますか。

☐ 特別な休日を設定している

☐ 特別な休日を設定していない ⇒ （3へお進み下さい）

2-1 特別な休日の内容をお答えください。

（_____）

3 「4週8休制度」は導入されていますか。

☐ 導入している

☐ 導入していない

☐ その他（_____）

4 休日は次のどれに該当しますか。（複数回答可）

☐ 火葬場の休場日

☐ 火葬の無い日

☐ 日曜・祝祭日

☐ 年末・年始

☐ お盆

☐ 友引日

☐ その他（_____）

【設問 72】職員の部内、部外での教育訓練はどのように取り組んでいますか。（複数回答可）

- ☐ 管理職への技術研修
- ☐ 事務職員への研修
- ☐ 民間団体での火葬場管理者研修等への参加
- ☐ その他（_____）

【設問 73】火葬場の管理監督体制として火葬場管理者以外に管理責任者を選任していますか。

- ☐ 選任している
- ☐ 選任していない ⇒ （設問 73 へお進み下さい）
- ☐ その他（_____）
⇒ （設問 75 へお進み下さい）

【設問 74】管理責任者を選任している場合、その肩書をお答えください。

【設問 75】管理監督体制の一環として部内ミーティングを実施していますか。

- ☐ 実施している
- ☐ 特に実施していない
- ☐ その他（_____）

【設問 76】火葬場利用者の方々に火葬場のイメージ向上を目指した活動、取組事例等がありますか。（複数回答可）

- ☐ アンケート、意見箱等の設置
- ☐ 広報誌等を利用して各種啓蒙活動の実施
- ☐ 葬祭業者との定期的ミーティング、情報交換の実施
- ☐ 地域自治会との定期的意見交換会の開催
- ☐ ホームページでの利用方法等を適切に開示している
- ☐ 特に実施していない
- ☐ その他（_____）

【設問 77】火葬従事者の職場環境の改善、地位の向上を図ることを目的として取り組む活動や実践事例等がありますか。（複数回答可）

- ☐ 委託事業者から適切な賃金が支払われている等の実態調査
- ☐ 職場環境向上に向けての現地調査や業者への指導等

☐ 特に実施していない

☐ その他 (_____)

【設問 78】最近、火葬場が大型化し、運営も高度化する傾向があります。住民の理解を得るうえで、適切な運営管理が必要となっており、火葬技術の専門家に管理を委ねるところも広がっていると思われます。これについて、お考えをお聞かせください。

☐ 火葬場の運営にも専門技術者が求められる時代であり、今後、職員の処遇にも配慮して、専門技術者を配置すべきである。

☐ すでに専門技術者を採用し、火葬場の運営管理を委ねている。

☐ 火葬場では必ずしも特別な技術は必要ないと思うので、特に考えていない。

☐ その他 (_____)

第 13 公害対策・労働安全関連

【設問 79】排気筒が低い場合、排ガスの拡散効果が期待できないと言われていることに対してどう思いますか。

☐ 排ガス処理装置があり問題ない

☐ 排ガス量が少ないので問題ない

☐ 基準値が低いので問題ない

☐ 基準が無いので問題としていない

☐ 排気筒は大気汚染防止法と同様に高くするよう指導すべき

☐ その他 (_____)

【設問 80】残骨灰の処理基準が無いが、どのように対応していますか。

☐ 特に気にしていない

☐ 六価クロムなどの有害物質は濃度が低いので問題ない

☐ 基準が無いので問題としていない

☐ 有害物質が含まれているので熔融処理など適正に処理すべき

☐ その他 (_____)

【設問 81】火葬従事者の作業場所の環境測定はしていますか。

☐ 環境測定をしたことがある

☐ 環境測定をしたことがない ⇒ (設問 82 へお進み下さい)

○ その他 (_____)

⇒ (設問 82 へお進み下さい)

1 「したことがある」とお答えの方、環境測定的项目は何ですか。(複数回答可)

☐ 粉じん

☐ 臭気

☐ 騒音

☐ アスベスト

☐ その他 (_____)

2 環境測定はどのような頻度で行っていますか。(複数回答可)

☐ 作業場所の粉じん 頻度は _____ に 1 回

☐ 作業場所の湿度 頻度は _____ に 1 回

☐ 作業場所の騒音 頻度は _____ に 1 回

第 14 指定管理者制度について

【設問 82】あなたの火葬場では指定管理者制度を導入していますか。

☐ 導入している

☐ 条例では規定しているが、導入していない ⇒ (3 へお進み下さい)

☐ 導入していない ⇒ (3 へお進み下さい)

☐ 今後、導入を計画している ⇒ (4 へお進み下さい)

☐ その他 (_____)

⇒ (設問 83 へお進み下さい)

1 導入してよかったと思われる点は何ですか。(複数回答可)

☐ 市民サービスが向上した

☐ トラブルが減った、トラブル対応が迅速になった

☐ 経費節減となった

☐ 特になし

☐ その他 (_____)

2 導入した後、何か問題となった点がありますか。(複数回答可)

⇒ (ご回答後は設問 83 へお進み下さい)

- ☐ 市民サービスが低下した
- ☐ 職員の専門性、質が確保されていない
- ☐ 行政との意思疎通がうまくいっていない
- ☐ 施設の改善が不十分
- ☐ 特になし
- ☐ その他 (_____)

3 「導入していない」とお答えの方、今後導入を考えていますか。

- ☐ 導入を考えている
- ☐ 導入を考えていない ⇒ (5 へお進み下さい)

4 「導入を考えている」とお答えの方、導入により期待することは何ですか。(複数回答可)

⇒ (ご回答後は設問 80 へお進み下さい)

- ☐ 市民サービスを向上させたい
- ☐ トラブルを減らしたい
- ☐ 経費節減を図りたい
- ☐ その他 (_____)

5 「導入を考えていない」とお答えの方、その理由は何ですか。(複数回答可)

- ☐ 市民サービスの状況を的確に把握できない
- ☐ 職員の専門性、火葬への理解度を向上することが困難
- ☐ 運営上のトラブルを把握しにくい
- ☐ その他 (_____)

第 15 最近の諸問題への対応について

【設問 83】ペースメーカー装着遺体については、どのように対応していますか。(複数回答可)

- ☐ 事前にペースメーカーの取り外しをお願いしている
- ☐ 葬祭業者に届け出をお願いしている
- ☐ 遺族に届け出をお願いしている
- ☐ ペースメーカー装着の届け出の有無にかかわらず、一定時間が経過するまで点検口

を開かないようにしている。その一定時間とは_____分

☐ ペースメーカ装着の届け出の有無にかかわらず、一定時間が経過するまでデレッキ操作をしないようにしている。その一定時間とは_____分

☐ ペースメーカ学会に、火葬する場合の適切な処置を明記するよう要請している

☐ その他 (_____)

【設問 84】感染症についてお聞きします。感染症への対応はどのようにしていますか。(複数回答可)

☐ 保健所と連携し対応している

☐ 葬儀業者と連携し対応している

☐ 感染症対応について職員の教育を行っている

☐ その他 (_____)

【設問 85】感染症への対応として資材の備蓄は行っていますか。(複数回答可)

☐ マスク

☐ 手袋

☐ 納体袋

☐ 消毒薬

☐ ガウン

☐ 防護服

☐ その他 (_____)

【設問 86】副葬品の制限を行っていますか。

☐ 行っている

☐ 行っていない ⇒ (設問 87 へお進み下さい)

1 「行っている」という場合、どのようなことを行っていますか。(複数回答可)

☐ 柩内のチェック

☐ チラシ等により遺族への協力要請

☐ 葬儀業者等への協力要請

☐ その他 (_____)

※ 副葬品のパンフレットや協力要請の資料がございましたら、本アンケートと併せてお送

り下さい。

【設問 87】放射線治療器具の装着遺体の火葬について、「注意が必要」などと聞いたことがありますか。

- ☐ 聞いたことがある
- ☐ 聞いたことが無い

【設問 88】その他、今困っている問題があればご記入ください。

第 16 最後に

【設問 89】特定非営利活動法人日本環境斎苑協会のことはご存知ですか。

- ☐ 知っているし、各種活動に参加している
- ☐ 知っているが、特に対応していない
- ☐ 全く知らない
- ☐ その他 ()

【設問 90】特定非営利活動法人日本環境斎苑協会では、毎年、火葬行政担当職員、火葬従事職員等に対する表彰を行っておりますが、ご存知ですか。

- ☐ よく知っており、対象職員がいれば推薦したい
- ☐ 今まで知らなかったが、対象職員がいれば推薦したいので、詳細を知りたい
- ☐ あまり必要性を感じない
- ☐ その他 ()

【設問 91】特定非営利活動法人日本環境斎苑協会が発行する以下の書籍をご存知ですか。

1 火葬場の建設・維持管理マニュアル

- ☐ 購入し、必要な時に読んでいる
- ☐ 知っているが、読んだことはない
- ☐ 全く知らない
- ☐ その他 ()

※ 「火葬場の建設・維持管理マニュアル」は、2018 年（平成 30 年）8 月に改訂新版が発行されており、価格は 9,000 円＋消費税＋送料となっています。

2 火葬概論

- ☐ 購入し、必要な時に読んでいる
- ☐ 知っているが、読んだことはない
- ☐ 全く知らない
- ☐ その他（_____）

※ 「火葬概論」は、2017 年（平成 29 年）8 月に改訂新版が発行されており、価格は 4,300 円＋消費税＋送料となっています。

3 火葬問題 Q & A

- ☐ 購入し、必要な時に読んでいる
- ☐ 知っているが、読んだことはない
- ☐ 全く知らない
- ☐ その他（_____）

※ 「火葬問題 Q & A」は、2017 年（平成 29 年）8 月に改訂新版が発行されており、価格は 4,500 円＋消費税＋送料となっています。

【設問 92】 特定非営利活動法人日本環境斎苑協会が開催する以下の研修会等をご存知ですか。

1 火葬技術管理士通信教育（1 級、2 級）

- ☐ 受けたことがある
- ☐ 受けてみたいと思っている
- ☐ 聞いたことがある
- ☐ 全く知らない
- ☐ その他（_____）

2 総括火葬技術管理者講習会

- ☐ 受けたことがある
- ☐ 受けてみたいと思っている
- ☐ 聞いたことがある
- ☐ 全く知らない

☐ その他 (_____)

※ 総括火葬技術管理士は、1級火葬技術管理士の資格取得者が受講できます。

3 厚生労働省後援 火葬場管理者研修会

- ☐ 受けたことがある
- ☐ 受けてみたいと思っている
- ☐ 聞いたことがある
- ☐ 全く知らない
- ☐ その他 (_____)

4 火葬場指定管理者セミナー

- ☐ 受けたことがある
- ☐ 受けてみたいと思っている
- ☐ 聞いたことがある
- ☐ 全く知らない
- ☐ その他 (_____)

5 全国火葬情報交換会

- ☐ 受けたことがある
- ☐ 受けてみたいと思っている
- ☐ 聞いたことがある
- ☐ 全く知らない
- ☐ その他 (_____)

【設問 93】日本環境斎苑協会に今後より一層期待する役割・事業などについて、ご意見等をご記入下さい。

本調査票の他に提出いただいた書類

- ☐ 施設パンフレット
- ☐ 利用案内
- ☐ 副葬品のパンフレットまたは協力要請
- ☐ その他 (_____)

アンケートへのご協力をありがとうございました。

提出先・問合せ先

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会 科研費担当
〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町 10-6
TEL 044-270-0123、FAX 044-270-0766
電子メール：saien2@j-sec.jp

提出方法

① 電子メールによる提出

[アンケート調査票]：当協会ホームページ（アドレス <http://www.j-sec.jp>）から用紙（Excel 2007）をダウンロードして下さい。

[データ送信]：設問に沿って回答をご記入いただき、データを上記電子メールアドレスに送信して下さい。なお、火葬場が複数の場合は、火葬場ごとにファイル名を変えてご提出ください。

[ファイル名の付け方]：ファイル名は、自治体名＋施設名として下さい。

[保存ファイル形式]：Excel 2003 以降

② 郵送による提出

本調査票にご記入の上、同封の封筒でご返送下さい。

なお、火葬場が複数の場合、施設数分の調査票を同封していますので、個々の火葬場分の状況をご記入いただき、それぞれをご提出ください。万が一、調査票が不足している場合は、ご面倒でもコピーしていただき、全施設分をご提出いただきますようお願い申し上げます。

政令市・中核市アンケート調査結果報告

調査資料②

アンケート回収状況：	政令市	11／20 市	55.0%
	中核市	22／62 市	35.5%
	合計	33／82 市	40.2%

注：アンケートの有効回答性については統計処理に適さない回答状況もあるため、単純集計のみ実施した。

また、統計的に処理する意味がない回答について本集計に含めていない。

回答者属性については省略

1. 【設問1】貴行政区域内で運営している経営主体別火葬場は何施設ありますか。

回答数 33 市の内、市営の火葬場について 1 施設のみの運営は 18 市で、2 施設は 9 市であり、3 施設以上は 4 市であった。2 市は一部事務組合としての設置となっていた。最大設置数は 7 施設である。

2. 【設問2】運営管理形態別火葬場はそれぞれ何施設ありますか。

指定管理者による運営が最も多く 22 市であり、一部委託が 9 市、全面委託が 8 市、直営は 4 市、PFI による運営が 2 市であった。合計数が合わないのは、複数施設を開設している市で、それぞれ異なる運営管理形態をとっているためである。

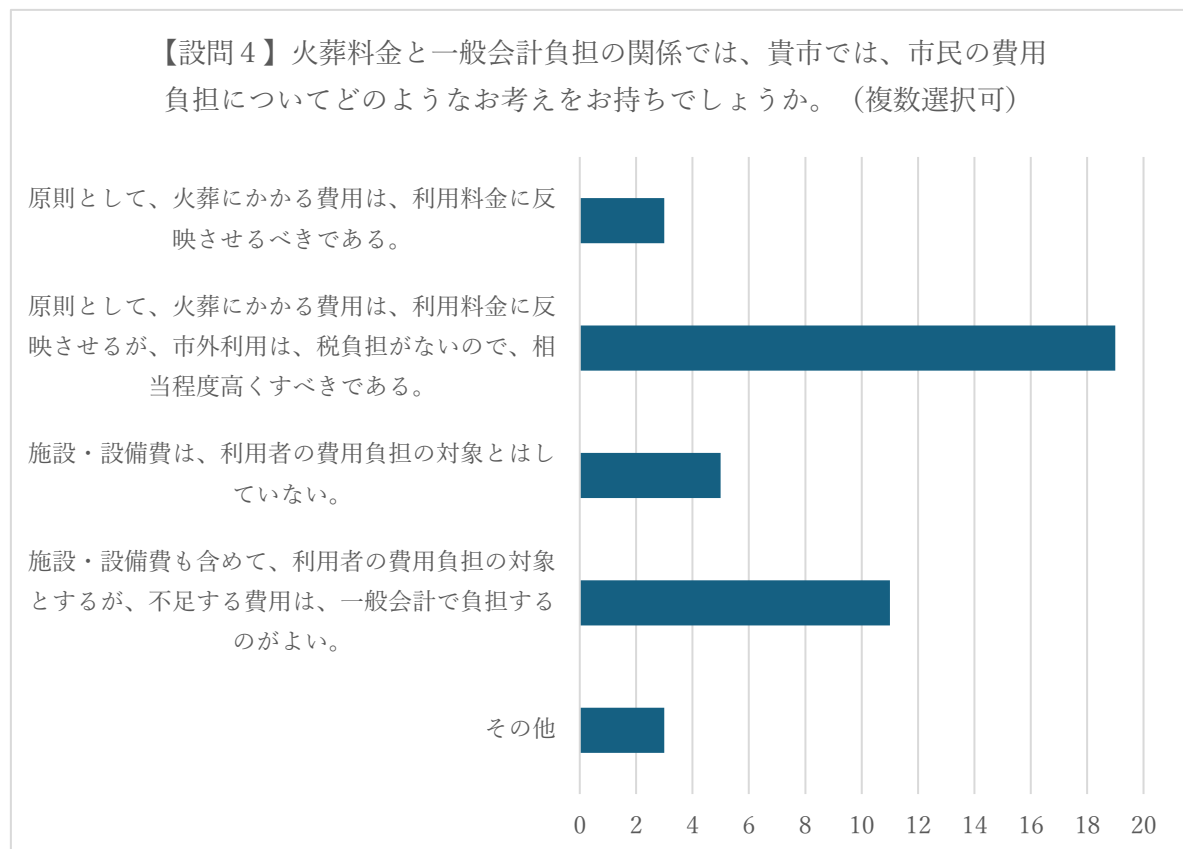
いずれにしろ、政令市・中核市では指定管理者による管理が主流を占めている。

3. 【設問3】貴市では、火葬の利用料金をどのように設定していますか。

本設問については、管内・管外大人料金を聞くもので別途調査を実施しており調査②に包含した。

4. 【設問 4】火葬使用料と一般会計負担の関係では、貴市では、市民の費用負担についてどのような考えをお持ちでしょうか。（複数選択可）

本回答からは、火葬に係る費用（ランニングコスト）、施設・設備費（イニシャルコスト）を含めて費用負担という考えがあることが確認された。
また、管外料金については高くする傾向があることが確認された。



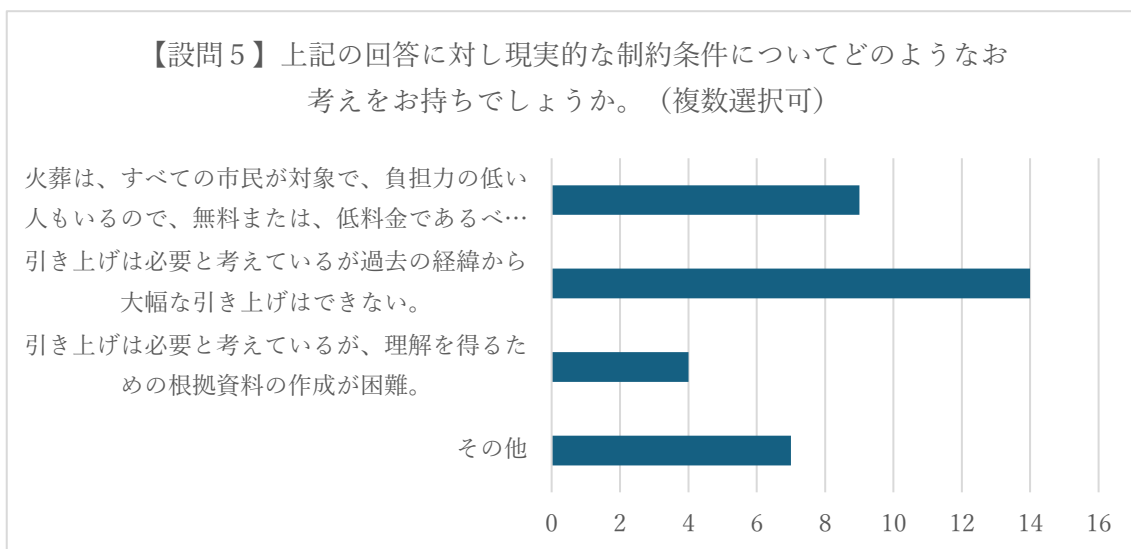
その他

- ・市外利用者に限り、施設・設備費を含めて利用者の費用負担の対象とする。
- ・市民全体が恩恵を受けること、また、市民福祉の向上に寄与することが目的の施設であるため、市民は無料にしている。
- ・すべて利用者負担にすると高額になり現実的ではない。

5.【設問5】上記の回答に対し現実的な制約条件についてどのような考えをお持ちでしょうか。（複数選択可）

結果：引き上げの必要性を認識しながらも、様々な制約がある実態を確認。

一方、すべての市民を対象としているため、無料・低額であるべきとする回答が一定割合を占める。



その他

- ・負担能力の低い人もいるので、減免の規定は必要。
- ・現在の使用料は、将来見込まれる経費から算出しており、現時点で引き上げは考えていない、しかしながら、今後の社会情勢等によっては、検討する必要があるものと捉えている。
- ・新しい火葬場の整備後に料金の見直しが必要だと考えている。
- ・市の定める「公の施設の使用料に関する基本方針」に従い適切に対応したい
- ・火葬使用料の改定については収支状況は考慮するものの、火葬に係る経費のみにとらわれず、近隣市の状況を勘案し受益者負担の適正化について検討していく
- ・本年度9月議会に引き上げを上程

6. 【設問 6】 使用料・手数料の算定基準（受益者負担率）等を定めていますか。

【設問 7】 定めている場合の割合は何％ですか。

結果：定めていると回答した市が 15 市あり、定めていないとした 14 市を若干上回る。

わからないとした市は 2 市で無回答 2 市という結果である。

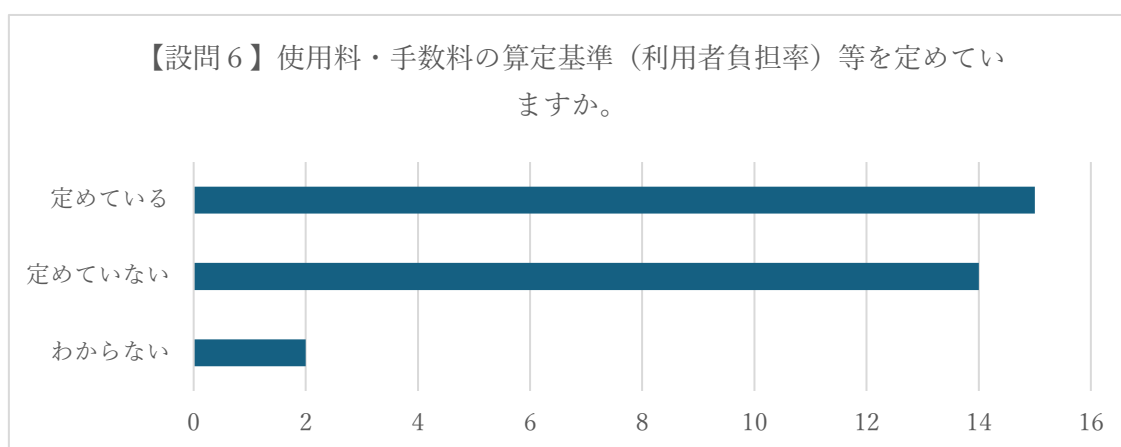
定めているという市の負担割合は 25％が 7 市、20％が 2 市、0％が 2 市、その他

定めていると回答した自治体は、回答数 33 市の内 15 市であり、45.5％であった。

また、その基準は 0％～25％の回答であった。アンケートでは回答の根拠資料の添付を依頼したが、提出数はゼロであった。

なお、管外については負担率 100％としている。との回答もあった。

定めていないとした回答も、わからないと回答した自治体があったように回答者の認識違いということも想定され公式HPなどで精査する必要がある。



7. 【設問 8】 定めていない場合の理由をご記入ください。

原価計算など実施していないなど根拠データが不足しているためと答えた市は 6 市であり、その他を選択した回答で様々な意見があった。

その他

- ・福祉的な意味合いから市民の火葬料は徴収していない
- ・検討中
- ・施設ごとに政策的な観点も含めて設定しているため
- ・料金設定の特殊性のため
- ・市内利用は無料のため
- ・火葬使用料の改定については収支状況は考慮するものの、火葬に係る経費のみにとられず、近隣市の状況を勘案し受益者負担の適正化について検討していく
- ・使用料算定に関する考え方が確立していないため
- ・明文化した定めはないが従前からの算定方法を踏襲している

8. 【設問 9】 直近の火葬使用料改定はいつでしたか。

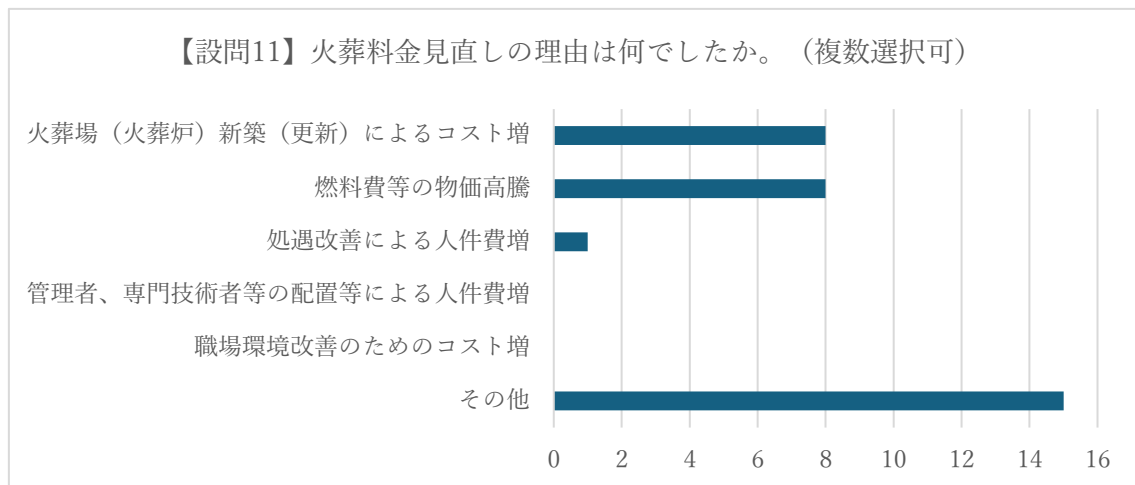
1972 年 10 月以降改定なしをはじめ 1992 年 3 月という回答もあった。

2000 年から 2010 年までの期間中に改定したという回答も 11 市あり、火葬使用料は長期間改定が実施されていない実態がある。

9. 【設問 10】 改定前後の火葬使用料（大人）を教えてください。

省略

10. 【設問 11】 火葬使用料見直しの理由は何でしたか。（複数選択可）

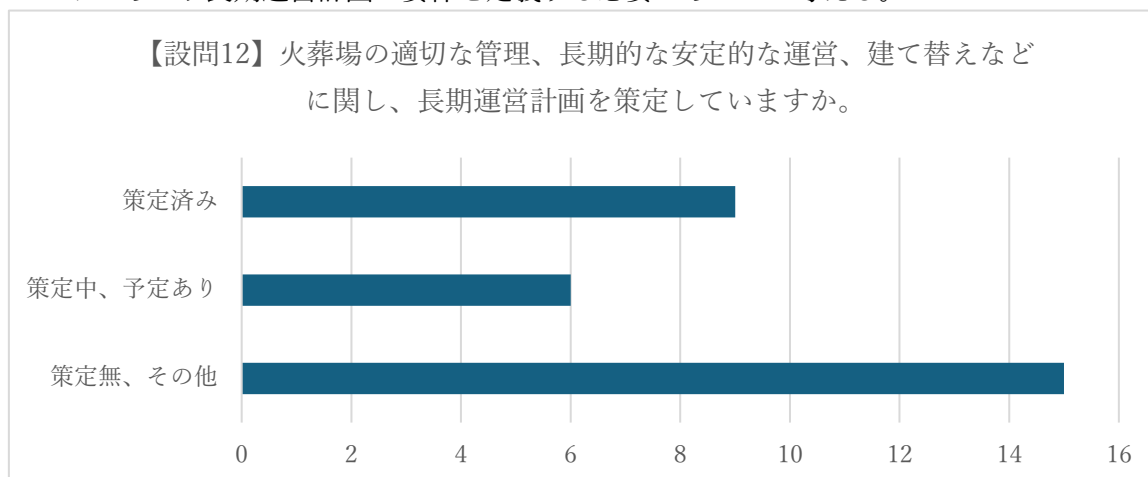


その他

- ・近隣市の設定状況を勘案
- ・施設の大規模改修工事コストを反映させた受益者負担適正化
- ・市外利用者の火葬費用と使用料に開きがあったため適正額へ見直したもの
- ・近隣自治体の状況を考慮
- ・消費税 8 % → 10 % へ変更
- ・原則 3 年ごとに運営コストを踏まえて改訂を検討
- ・4 年毎に料金の見直しを行い必要に応じて改訂
- ・全庁的な見直し
- ・3 年に一度実施している使用料の実態調査の結果を踏まえ原価の適正な反映及び受益者負担の適正化のため
- ・火葬費用を試算した結果、現行料金との差があったため

11.【設問 12】火葬場の適切な管理、長期的な安定的な運営、建て替えなどに関し、長期運営計画を策定していますか。

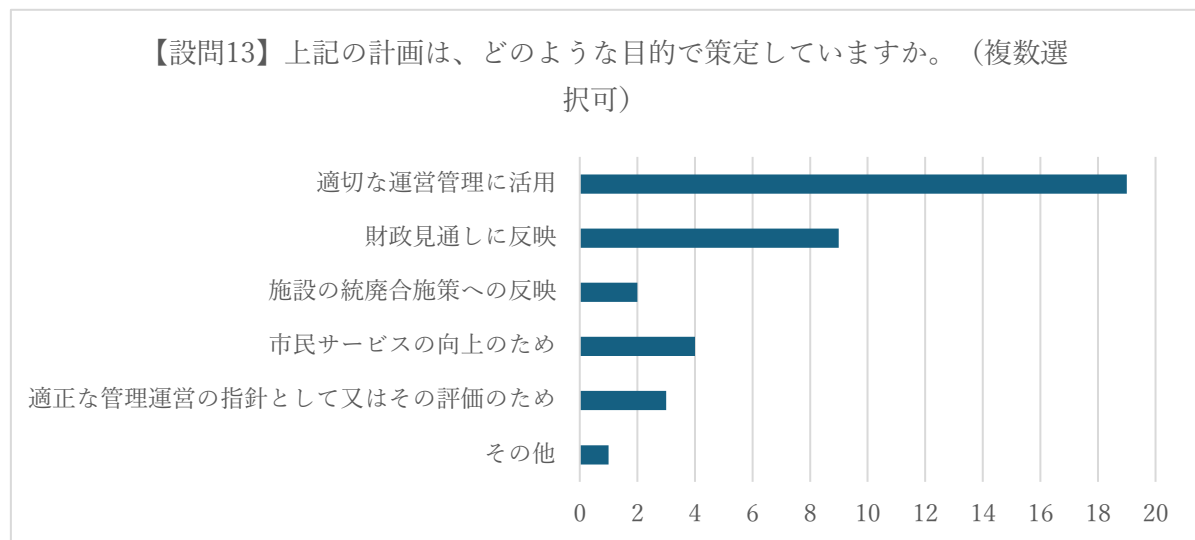
※長期運営計画という問いに対し、その他で長寿命計画は策定しているという回答があったが、各市のHPを検索したところ、調査対象外自治体でも多く策定されている。公共施設等総合計画が各自治体で取り組まれているが、火葬場についての個別計画、長寿命計画はその一環であろうが他の公共施設に比べ取り組み事例は多くない。また、アンケートにあたり長期運営計画の要件を定義する必要があったと考える。



その他

- ・建物及び設備の適切な維持管理を目的とした中長期保全計画を策定済み
- ・現在は策定していないが、将来的には策定する必要があると考えている。
- ・新たな広域斎場の整備について検討している
- ・施設長寿命化計画を策定
- ・M市斎場長寿命化計画
- ・PFI 事業契約に基づく
- ・火葬炉長期保全計画を策定し随時更新している（非公開）
- ・策定済み（非公表）
- ・予算措置等のための内部資料として作成

12. 【設問 13】 上記の計画は、どのような目的で策定していますか。（複数選択可）

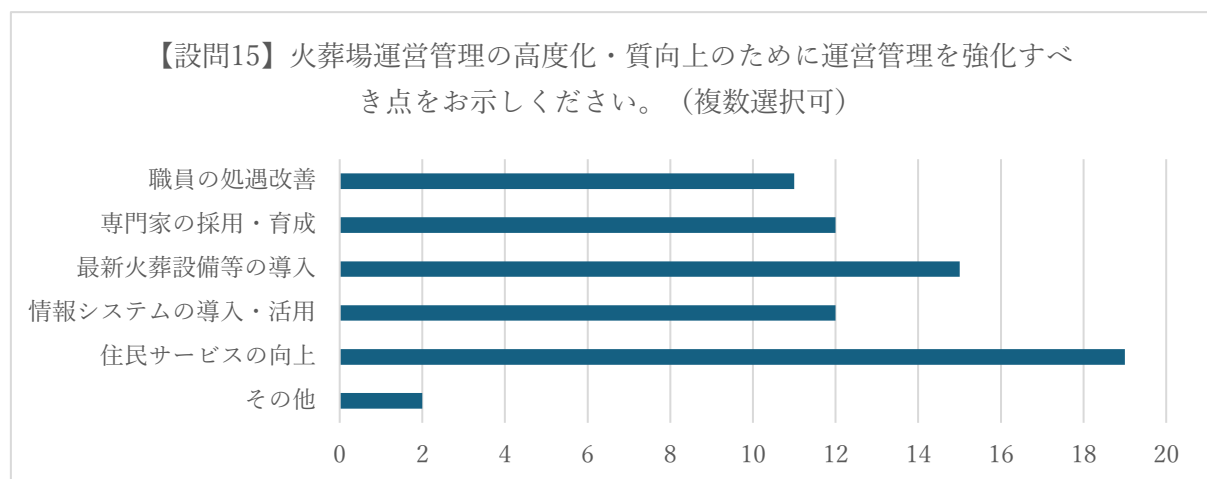


その他：PFI 事業契約に基づく

13. 【設問 14】 火葬場の組織体制と人員配置をお示ください。

本設問については組織図等を添付した自治体もあったが統計的に処理できないため省略

14. 【設問 15】 火葬場運営管理の高度化・質向上のために運営管理強化すべき点をお示ください。（複数選択可）

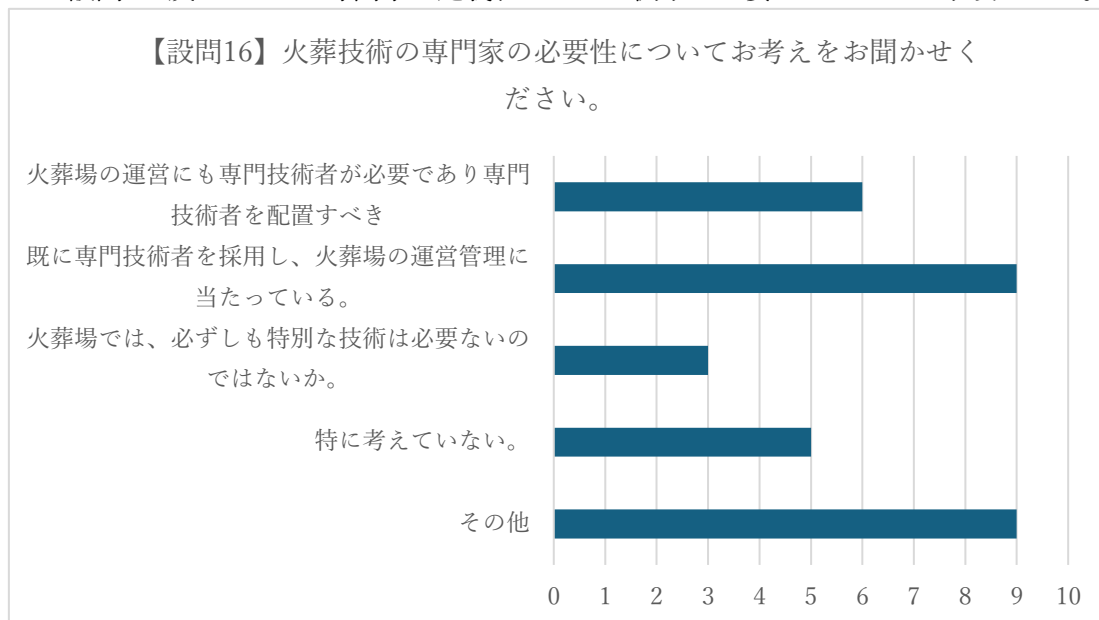


その他：運営管理の高度化、質向上のために指定管理者制度を導入している。

15. 【設問 16】火葬技術の専門家の必要性についてお考えをお聞かせください。

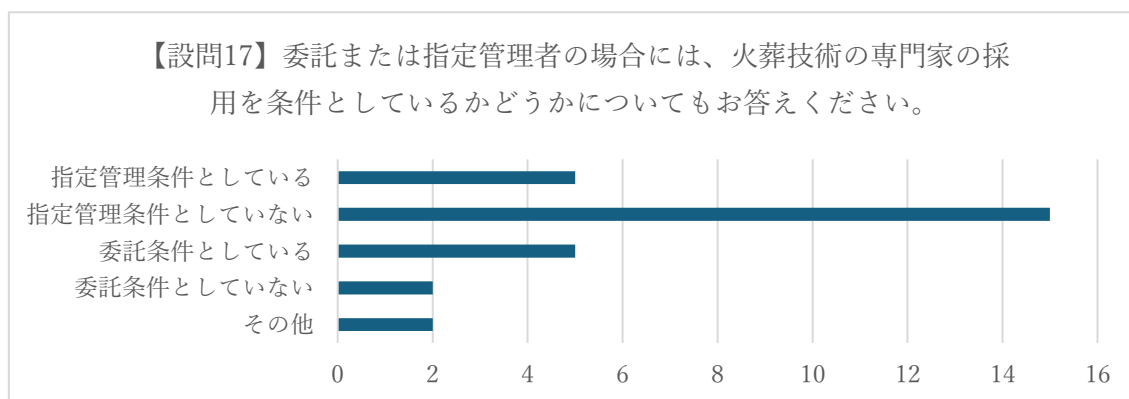
【設問 17】委託または指定管理者の場合には、火葬技術の専門家の採用を条件として
いるかどうかについてもお答えください。

設問 16 及び 17 では専門家の定義、あるいは例示が必要であることが示唆された。



その他

- ・ 指定管理者の募集において、地方公共団体の受託実績を応募要件としている
- ・ 指定管理者により専門技術者の育成を進めている
- ・ 具体的な専門家名不明のため答えられません。但し、操作及び基本的な機械設備の知識を有する者が火葬場（委託）にあたっているというなら2
- ・ PFI で事業運営中
- ・ 技術者は有資格者を配置している
- ・ 業者に委託している
- ・ 火葬業務を委託しており従事者の要件を定めている
- ・ 現在のところ火葬業務に支障が生じていないため必要性を感じていない

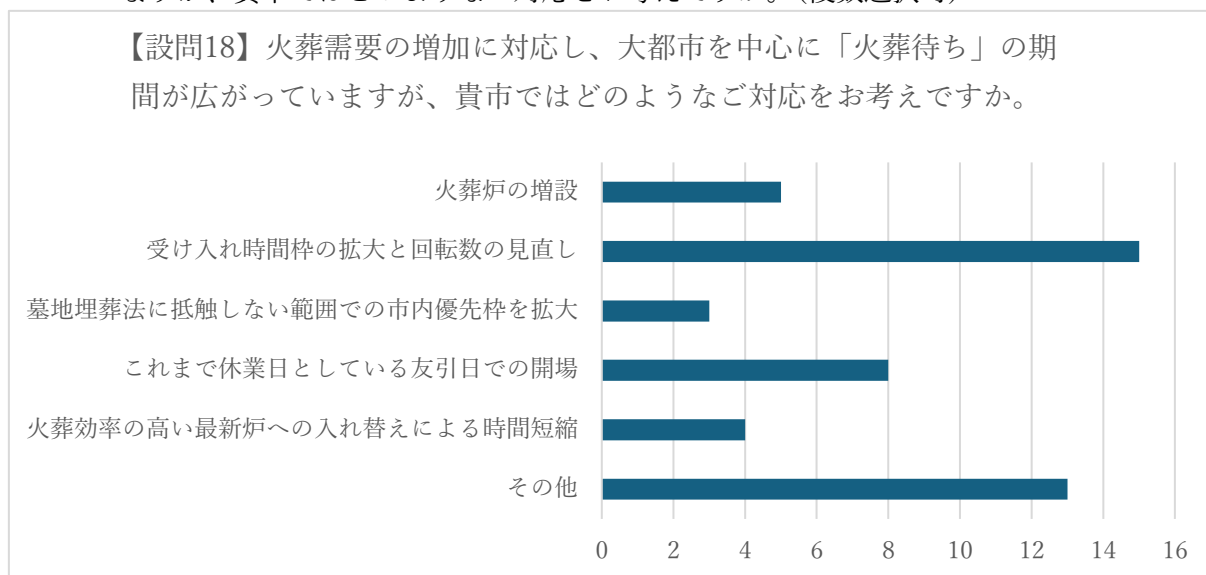


その他

調査資料②

- ・指定管理の募集要項・仕様書等で明記はしていないが、実情としては採用が必要と考えている。
- ・仕様上では具体的な技術について明記していない。

16. 【設問 18】火葬需要の増加に対応し、大都市を中心に「火葬待ち」の期間が広がっていますが、貴市ではどのようなご対応をお考えですか。（複数選択可）



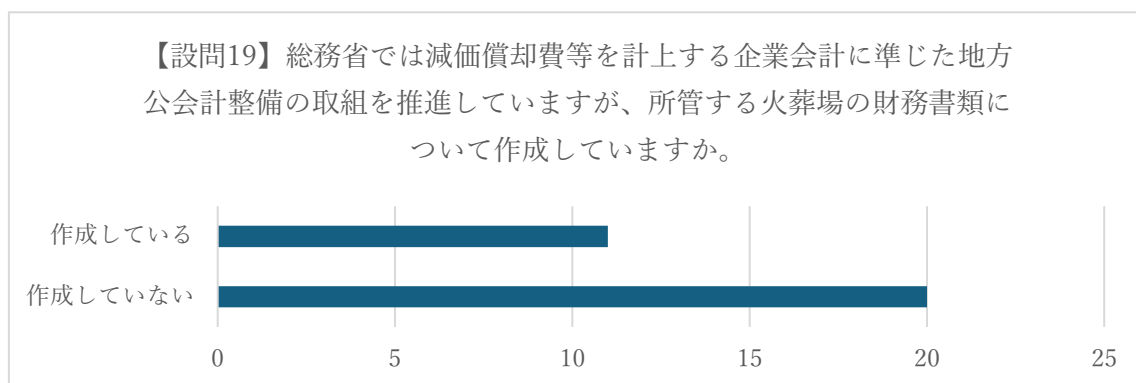
その他

- ・新斎場の建設
- ・火葬待ちは発生していない、火葬待ち無、火葬待ちの増加は見られないため対応は検討していない、対策の必要がない等 5市
- ・新たな広域斎場の整備について検討している
- ・令和7年から、火葬場を併設した斎場を新設した
- ・将来的な需要予測に基づき令和3年に更新済み

17. これ以降の設問は設問 27 まで財務に関係する内容である。

【設問 19】総務省では減価償却費等を計上する企業会計に準じた地方公会計整備の取組を推進していますが、所管する火葬場の財務書類について作成していますか。

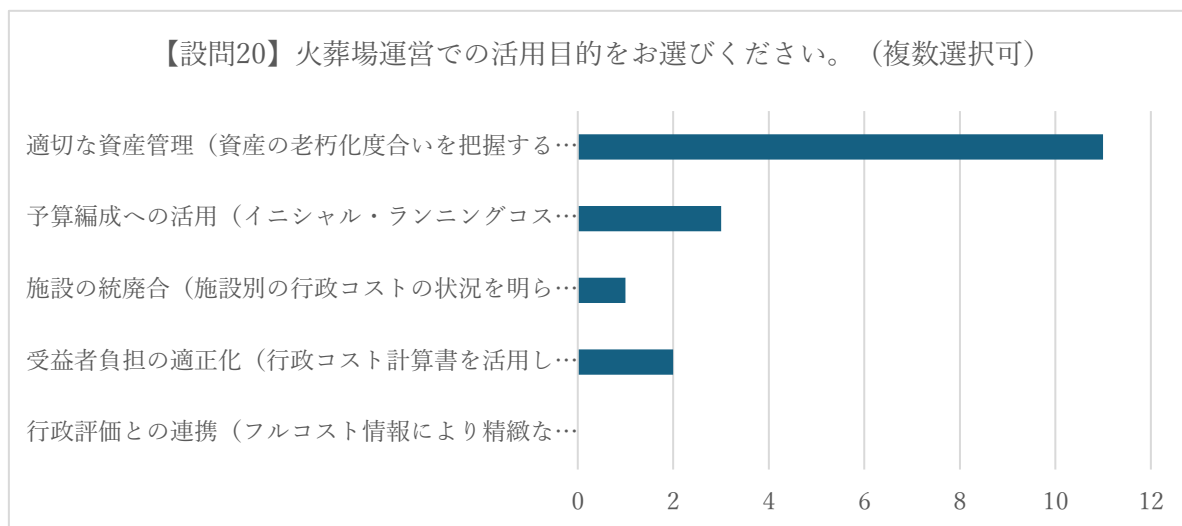
結果：作成していると回答した市は 11 市であった。



調査資料②

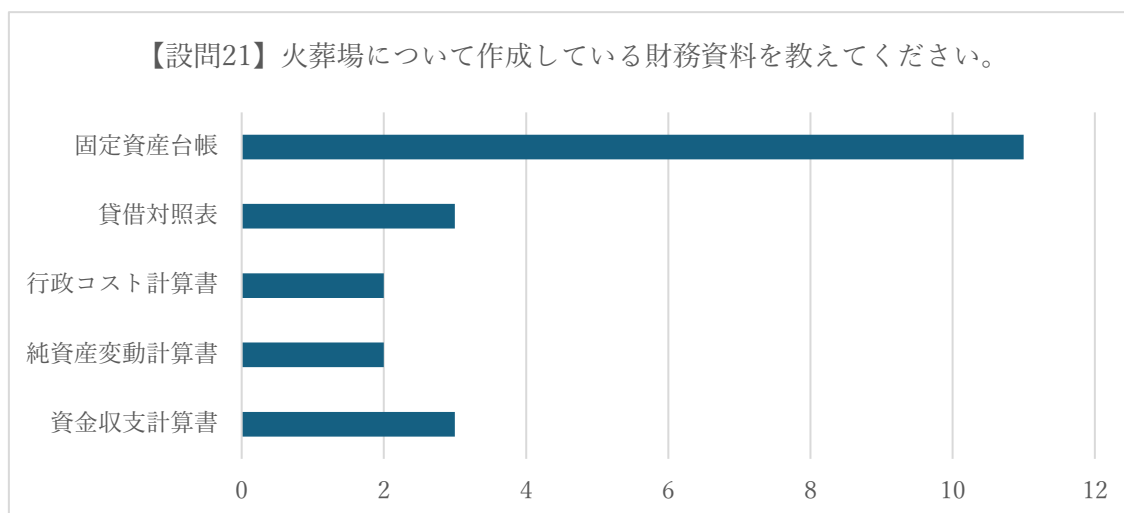
【設問 20】 火葬場運営での活用目的をお選びください。（複数選択可）

結果：適切な資産管理と回答した市は 11 市で、他の回答を大きく上回っている。

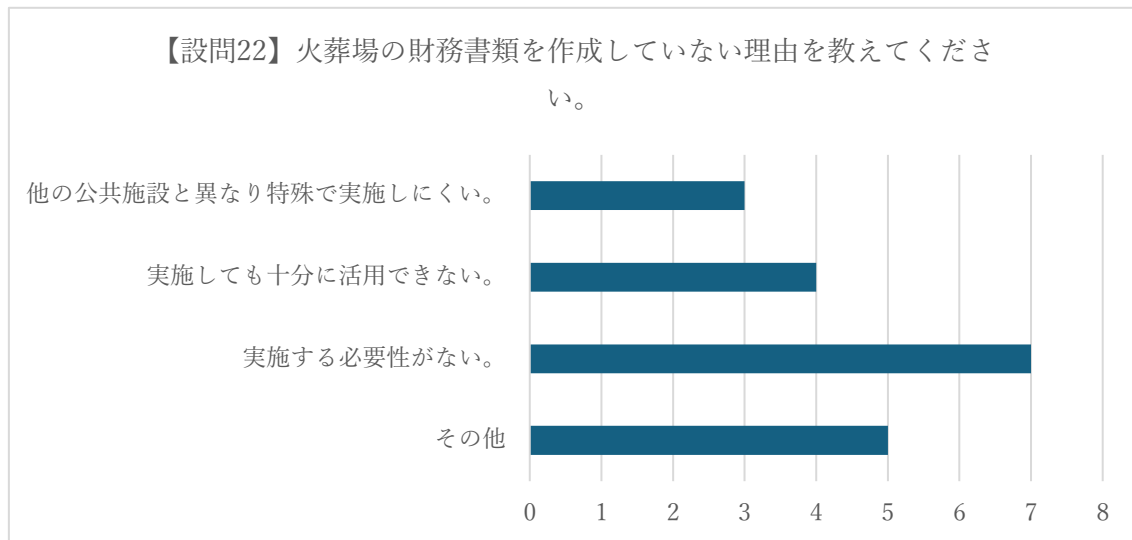


【設問 21】 火葬場について作成している財務資料を教えてください。

結果：固定資産台帳を作成していると答えたのは 11 市である。設問 20 と連動した回答であるが、いわゆる統一的な基準による地方公会計の 4 表を作成していると考えられる市は 3 市と少数である。



18. 【設問 22】 火葬場の財務書類を作成していない理由を教えてください。



その他

- ・市全体のものは作成しているが、火葬場に特化したものは作成していない
- ・指定管理者の構成企業ごとに決算書を作成しているため
- ・事業別に財務諸表を作成しているため
- ・該当するものなし
- ・必要不可欠な都市施設であるため、経済性やコストを考慮する意義に懐疑的である

19. 【設問 23】 火葬場毎の行政コスト計算書を作成していますか。

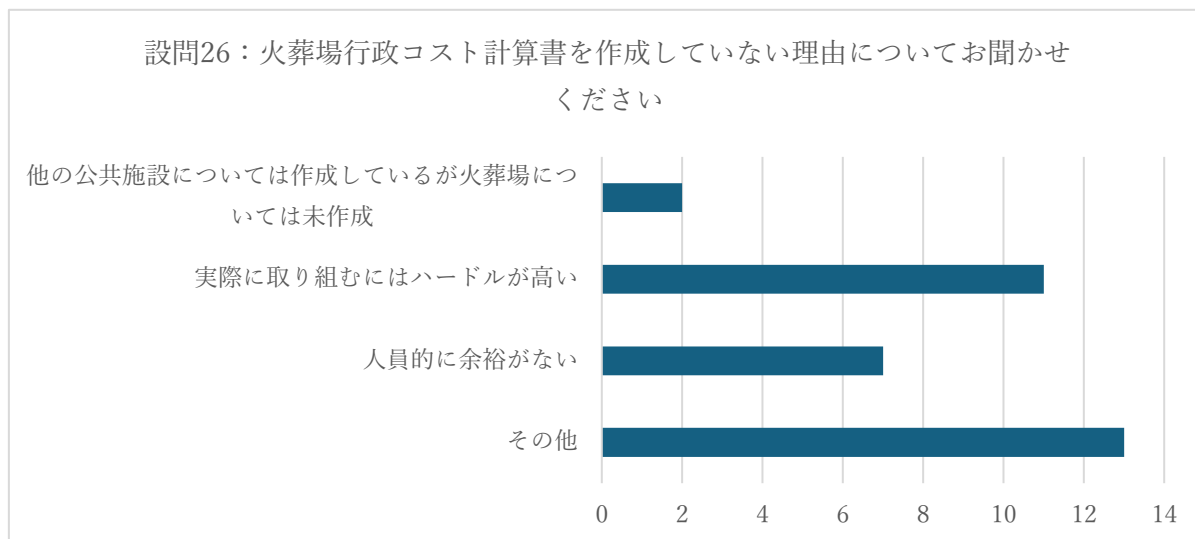
【設問 24】 行政コスト計算書の活用方法としてセグメント分析を行っていますか。

【設問 25】 実施した目的を教えてください。（複数選択可）

設問 23、24、25 については十分な回答が得られなかったため省略

20. 【設問 26】 火葬場行政コスト計算書を作成していない理由についてお聞かせください。

本設問には、その他で多くの回答があり、現場の声が反映されたのではないかと。

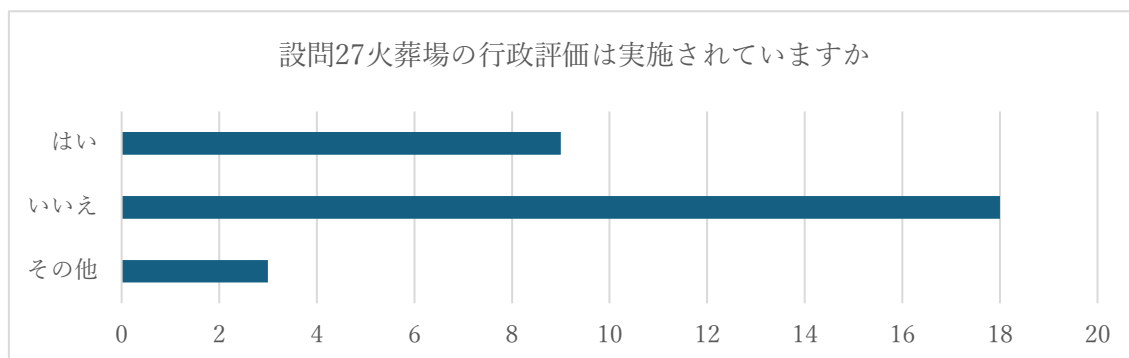


その他

- ・作成する必要性がない
- ・市全体として作成されており、施設ごとの作成を必要としていないため
- ・市全体のものは作成しているが、火葬場に特化したものは作成していないため
- ・指定管理者の構成企業ごとに決算書を作成しているため
- ・一般会計全体でしか作成していないため
- ・市として公共施設に導入する方針にないため
- ・事業別に財務諸表を作成しているため
- ・指定管理者に火葬場に係る「正味財産増減試算書」「貸借対照表」を提出させている
- ・作成の必要性があると考えていない
- ・必要不可欠な都市施設であるため、経済性やコストを考慮する意義に懐疑的である

21. 【設問 27】 火葬場の行政評価は実施されていますか。

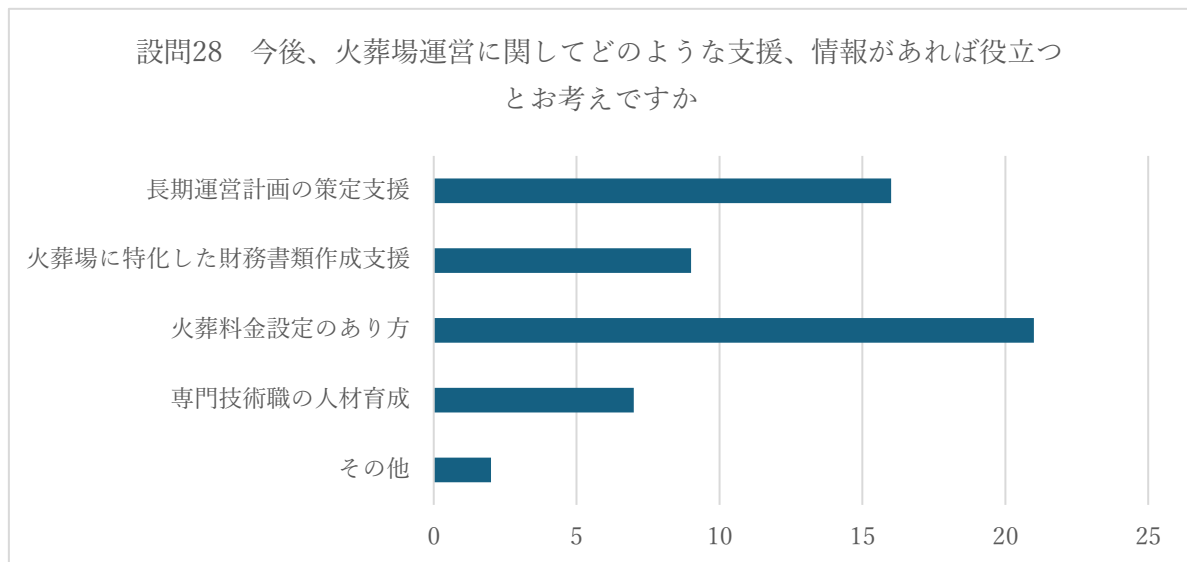
多くの自治体で実施されているが、火葬場については実施していないとの回答が多かった。



- その他：
- ・事務事業シートを作成し市HPで公表している
 - ・指定管理者導入施設について毎年度外部委員等で構成する委員会の審議を経て評価している

22. 【設問 28】 今後、火葬場運営に関してどのような支援、情報があれば役立つとお考えですか

火葬使用料設定のあり方と回答した市が 21 市であり、長期運営計画の策定と合わせ、今後取り組む必要がある課題である。



その他：火葬受入件数の増加に向けた手法等

制度改正 ※制度改正の要望なのか、対応策なのか不明

厚生労働科学研究

「火葬場の大型化・高度化と火葬需要の増加を踏まえた適切な料金設定の考え方に関する研究」

政令市・中核市火葬場アンケート調査 調査票

【アンケート調査の趣旨】

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会は、地方自治体、火葬炉メーカー、火葬関連メーカー、学識経験者などで構成する団体として、また、厚生労働省のご指導をいただく火葬場に関わる全国団体として、民間団体の期間を含め 50 年を超える期間活動をしてきました。

主な業務は、地方自治体の皆様方が、火葬場の設置・管理の際にご参考にしていただく各種マニュアルの作成、見直し、厚生労働科学研究費を受けて行う火葬場に係る諸問題の研究、火葬場に関わる技術者の養成、火葬従事者の顕彰事業などです。

今般、当協会では、令和 7 年度の厚生労働科学特別研究として、厚生労働省の補助を得て、「火葬場の大型化・高度化と火葬需要の増加を踏まえた適切な料金設定の在り方に関する研究」を実施することとなりました。

この研究の実施に当たっては、まず、全国の火葬場に関し、当協会が従来行ってきたアンケート調査を継続して実施することに加え、火葬料金や一般会計繰り入れの動向を把握するとともに、さらに、指定都市、中核市を対象として、設備費や維持管理費、人件費などに関し、どのような費用負担の項目で費用を計上しているか、長期の火葬場の建て替え整備の計画をどのような構想としてお考えかなどに関し、アンケート調査を行いたいと考えています。

当協会がこれまで行ってきたアンケート調査においては、火葬場の規模が大都市を中心として大型化しており、その管理も高度化し専門職員の確保が求められていることが明らかとなっています。

また、超高齢化の進展に伴い、大都市を中心に、火葬待ちが増加するとともに、これまでの小さな火葬場から近代化し、高度化する火葬場に大きく変わろうとしているのが明らかとなっています。

総務省においても、火葬場を含めた公共施設の適切な管理と費用計上、将来構想の整備、安定的、継続的な管理運営を促進しているとお聞きしています。

このアンケート調査は、こうした動向を踏まえ、研究の前提として、変わりゆく公共施設としての火葬場の方向性を明らかにすることを目的としており、厚生労働省、総務省のご指導を得て、実施することとしています。そして、その結果を踏まえて、火葬場に関する費用負担の在り方に関する基本的考え方と適切な運営管理の在り方をまとめたいと考えています。そうした趣旨をお汲み取りいただき、どうぞよろしくお願い申し上げます。この研究の成果は、厚生労働省、総務省にご報告するとともに、アンケート調査結果を取りまとめて公表することとなります。つきましては、大変お忙しいところ、誠に申し訳ありませんが、ぜひご協力をいただきたく、お願い申し上げます。

【調査票記入上のご注意】

- a 本調査票の調査基準日は令和7年4月1日です。
本調査票のご返送の締切日は**令和7年9月25日**ですので、よろしくお願いします。
- b 本調査は、政令市・中核市における火葬場経営管理の全般的な状況をお伺いするものであり、同封の「全国火葬場アンケート調査 調査票」とは異なるものです。
- c ただし、設問によっては火葬場ごとにお答えいただく内容になっています。
その場合は、お手数ですが当該箇所をコピーしていただき施設名をご記入の上、ご回答をお願いいたします。
- d また、貴市が一部事務組合の構成市となっている場合は、別途、事務組合の火葬場運営管理の状況をご面倒ですがご回答ください。（本調査票は2部同封しています）
- e 回答方法
 - ◆ 記入式設問の回答方法
設問中のアンダーライン上に、直接、該当する事項・数値をご記入下さい。
 - ◆ 選択式設問の回答方法
選択肢の左側の○（一つを選択しご回答下さい）または□（複数選択可ですので、該当する項目すべてにご回答下さい）に「レ」をご記入下さい。
- f 参考となる資料等がございましたら、本調査票に同封した返信用封筒を使って郵送してください。

目 次

【アンケート調査の趣旨】	1
【調査票記入上のご注意】	2
第1 調査票をご記入いただいた方について	4
第2 貴市の火葬場設置の状況【設問1～2】	4
第3 火葬料金の設定等について【設問3～11】	5
第4 火葬場の運営計画及び管理体制について【設問12～17】	7
第5 火葬場の不足・火葬待ちの増加に対する対応について【設問18】	8
第6 財務と行政評価（火葬場収支の現状について）【設問19～22】	8
第7 財務と行政評価（火葬場収支の評価等について）【設問23～28】	9
提出先・問合せ先、提出方法	11
別表1 組織管理体制及び人員配置	12
別表2 行政コスト計算書	13
別表3 用語解説（総務省関連）	14

第 1 調査票をご記入いただいた方について

- 1 住 所 〒 - _____
- 2 所 属 _____ 氏名 _____
- 3 電話(内線) - - (), FAX - - _____
- 4 E-mail _____

第 2 貴市の火葬場設置の状況 (2025 年 4 月 1 日時点)

【設問 1】貴行政区域内で運営している経営主体別火葬場は何施設ありますか。

※ () 内に施設数をその他 () 内には具体的内容等をご記入ください。設問 1 ～ 2 共通

- ☐ 市 () 施設
- ☐ 一部事務組合等 () 施設
- ☐ 企業 () 施設
- ☐ 公益・宗教法人 () 施設
- ☐ その他 (_____)

【設問 2】運営管理形態別火葬場はそれぞれ何施設ありますか。

- | | 市 営 | 一部事務組合 |
|--------------------------------------|-----------|-----------|
| ☐ 直営 | () 施設 | () 施設 |
| ☐ 全面委託 | () 施設 | () 施設 |
| ☐ 一部委託 | () 施設 | () 施設 |
| ☐ 指定管理者による管理 | () 施設 | () 施設 |
| ☐ P F I による運営 | () 施設 | () 施設 |
| ☐ その他 | (_____) | (_____) |

※アンケートの設問にお答え頂くにあたってのお願い

火葬場は、公害対策を適切に実施し、住民の理解を得て運営していく観点もあって、近年、大型化し、運営も高度化が進んでいると思われます。このため、必要な設備費用、維持管理費用、人件費等が増加するとともに、住民の不可欠な社会施設として、長期計画の下で、適切に運営管理更新が行われることが期待されています。

このため、地方自治体では、総務省の公共施設マネジメント等に関するご助言もあって、必要な費用の算定、適切な資産管理を行うとともに、運営管理の在り方や将来の設備の修繕、将来の全面改築などの計画を明らかにし、適切な運営管理を行おうとするところが多くなってきています。

また、高度な設備とその運営ということで、火葬に関する知識と技術を備えた専門家の採用も求められていると思われます。こうしたことから、設備投資、運営管理、人件費に要する費用も増加しており、火葬場の適切な運営管理のための費用の計上と費用の継続的管理が求められています。

また、こうした費用の増加傾向に対応し、料金の在り方、一般会計負担の在り方に関する検討が必要になっていると考えられます。そこで、以下の点について、お尋ねします。

第3 火葬料金の設定等について

【設問3】貴市では、火葬の利用料金をどのように設定していますか。

市内利用大人 () 円)

市外利用大人 () 円)

【設問4】火葬料金と一般会計負担の関係では、貴市では、市民の費用負担についてどのような
お考えをお持ちでしょうか。(複数選択可)

- ☐ 原則として、火葬にかかる費用は、利用料金に反映させるべきである。
- ☐ 原則として、火葬にかかる費用は、利用料金に反映させるが、市外利用は、税負担がないので、相当程度高くすべきである。
- ☐ 施設・設備費は、利用者の費用負担の対象とはしていない。
- ☐ 施設・設備費も含めて、利用者の費用負担の対象とするが、不足する費用は、一般会計で負担するのがよい。
- ☐ その他(具体的に_____)

【設問5】上記の回答に対し現実的な制約条件についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。
(複数選択可)

- ☐ 火葬は、すべての市民が対象で、負担力の低い人もいるので、無料または、低料

金であるべき。

- ☐ 引き上げは必要と考えているが過去の経緯から大幅な引き上げはできない。
- ☐ 引き上げは必要と考えているが、理解を得るための根拠資料の作成が困難。
- ☐ その他（具体的に_____）

【設問 6】使用料・手数料の算定基準（利用者負担率）等を定めていますか。

例）「公の施設における使用料等の算定基準」

「使用料、手数料にかかる受益者負担の算定基準」

- ☐ 定めている
- ☐ 定めていない ⇒ （設問 8 へお進み下さい）
- ☐ わからない ⇒ （設問 8 へお進み下さい）

【設問 7】定めている場合の割合は何%ですか。

受益者負担率（_____ %）

【設問 8】定めていない場合の理由をご記入ください。

- ☐ 原価計算を実施していないなど根拠データが不足しているため
- ☐ その他（_____）

【設問 9】直近の火葬料金改定はいつでしたか。

西暦年月日：_____年_____月_____日

【設問 10】改定前後の火葬料金（大人）を教えてください。

改定前（_____）円 → 改定後（_____）円

【設問 11】火葬料金見直しの理由は何でしたか。（複数選択可）

- ☐ 火葬場（火葬炉）新築（更新）によるコスト増
- ☐ 燃料費等の物価高騰
- ☐ 処遇改善による人件費増
- ☐ 管理者、専門技術者等の配置等による人件費増
- ☐ 職場環境改善のためのコスト増
- ☐ その他（_____）

第4 火葬場の運営計画及び管理体制について

【設問 12】火葬場の適切な管理、長期的な安定的な運営、建て替えなどに関し、長期運営計画を策定していますか。

- ☐ 策定済み。⇒お手数ですが計画書のご提出をお願いいたします。
- ☐ 策定中、予定あり。
- ☐ その他 (_____)

【設問 13】上記の計画は、どのような目的で策定していますか。(複数選択可)

- ☐ 適切な運営管理に活用
- ☐ 財政見通しに反映
- ☐ 施設の統廃合施策への反映
- ☐ 市民サービスの向上のため
- ☐ 適正な管理運営の指針として又はその評価のため
- ☐ その他 (_____)

【設問 14】火葬場の組織体制と人員配置をお示ください。

別表1 (p 12) にご記入ください。(職位別、職種別、雇用形態別など)

【設問 15】火葬場運営管理の高度化・質向上のために運営管理を強化すべき点をお示ください。(複数選択可)

- ☐ 職員の処遇改善
- ☐ 専門家の採用・育成
- ☐ 最新火葬設備等の導入
- ☐ 情報システムの導入・活用
- ☐ 住民サービスの向上
- ☐ その他 (_____)

【設問 16】火葬技術の専門家の必要性についてお考えをお聞かせください。

- ☐ 火葬場の運営にも専門技術者が必要であり専門技術者を配置すべき
- ☐ 既に専門技術者を採用し、火葬場の運営管理に当たっている。
- ☐ 火葬場では、必ずしも特別な技術は必要ないのではないか。

☐ 特に考えていない。

☐ その他 (_____)

【設問 17】委託または指定管理者の場合には、火葬技術の専門家の採用を条件としているかどうかについてもお答えください。

☐ 指定管理条件としている

☐ 指定管理条件としていない

☐ 委託条件としている

☐ 委託条件としていない

☐ その他 (_____)

第5 火葬場の不足・火葬待ちの増加に対する対応について

【設問 18】火葬需要の増加に対応し、大都市を中心に「火葬待ち」の期間が広がっていますが、貴市ではどのようなご対応をお考えですか。(複数選択可)

☐ 火葬炉の増設

☐ 受け入れ時間枠の拡大と回転数の見直し

☐ 墓地埋葬法に抵触しない範囲での市内優先枠を拡大

☐ これまで休業日としている友引日での開場

☐ 火葬効率の高い最新炉への入れ替えによる時間短縮

☐ その他 (_____)

第6 財務と行政評価(火葬場収支の現状について)

※ 以下の質問については、担当部署が異なる場合は、お手数ですが財務書類等を作成する部署にお問い合わせの上、ご回答ください。

【設問 19】総務省では減価償却費等を計上する企業会計に準じた地方公会計整備の取組を推進していますが、所管する火葬場の財務書類について作成していますか。

☐ 作成している

☐ 作成していない ⇒ (設問 22 へお進み下さい)

【設問 20】火葬場運営での活用目的をお選びください。(複数選択可)

※ () 内は統一的な基準による地方公会計マニュアル(令和7年3月改訂)による説

明概要抜粋・改変

- ☐ 適切な資産管理（資産の老朽化度合いを把握することなど）
- ☐ 予算編成への活用（イニシャル・ランニングコストを踏まえた審査資料作成）
- ☐ 施設の統廃合（施設別の行政コストの状況を明らかにする）
- ☐ 利用者負担の適正化（行政コスト計算書を活用し料金改定の基礎データにする）
- ☐ 行政評価への活用（継続的に適正サービスを提供するために行政評価への活用）

【設問 21】火葬場について作成している財務資料を教えてください。（複数選択可）

- ☐ 固定資産台帳
- ☐ 貸借対照表
- ☐ 行政コスト計算書
- ☐ 純資産変動計算書
- ☐ 資金収支計算書

【設問 22】火葬場の財務書類を作成していない理由を教えてください。（複数選択可）

- ☐ 他の公共施設と異なり特殊で実施しにくい。
- ☐ 実施しても十分に活用できない。
- ☐ 実施する必要性がない。
- ☐ その他（_____）

第 7 財務と行政評価（火葬場の収支の評価等について）

【設問 23】火葬場毎の行政コスト計算書（総務省様式）を作成していますか。

- ☐ はい（別表 2（p 13）への金額記載をお願いします）
- ☐ いいえ ⇒ （設問 26 へお進み下さい）

【設問 24】行政コスト計算書の活用方法としてセグメント分析（別表 3 用語解説参照）を行っていますか。

- ☐ 実施している。（毎年）
- ☐ 実施したことはある（実施年_____）
- ☐ 実施していない
- ☐ その他（_____）

【設問 25】実施した目的を教えてください。(複数選択可)

- ☐ 公共施設マネジメントに活用するため
- ☐ 施設の再編・統廃合の検討のため
- ☐ 利用料の見直しのため
- ☐ 市民に対する説明のため
- ☐ その他 (_____)

【設問 26】火葬場行政コスト計算書を作成していない理由についてお聞かせください。

(複数選択可)

- ☐ 他の公共施設については作成しているが火葬場については未作成
- ☐ 実際に取り組むにはハードルが高い
- ☐ 人員的に余裕がない
- ☐ その他 (_____)

【設問 27】火葬場の行政評価は実施されていますか。

- ☐ はい ⇒ 過去 5 年間で実施した行政評価書等のご提出をお願いいたします。
- ☐ いいえ
- ☐ その他 (_____)

【設問 28】今後、火葬場運営に関してどのような支援、情報があれば役立つとお考えですか。

(複数選択可)

- ☐ 長期運営計画の策定支援
- ☐ 火葬場に特化した財務書類作成支援
- ☐ 火葬料金設定のあり方
- ☐ 専門技術職の人材育成
- ☐ その他 (_____)

アンケートへのご協力をありがとうございました。

提出先・問合せ先

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会 科研費担当
〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町 10-6
TEL 044-270-0123、FAX 044-270-0766
電子メール：saien3@j-sec.jp

提出方法

郵送による提出をお願いします。

本調査票にご記入の上、同封の封筒でご返送下さい。

なお、貴市が一部事務組合の構成市となっている場合は、可能でしたら事務組合担当部署にご連絡の上、事務組合の火葬場運営管理の状況を別途ご提出いただきますようお願い申し上げます。

別表 1

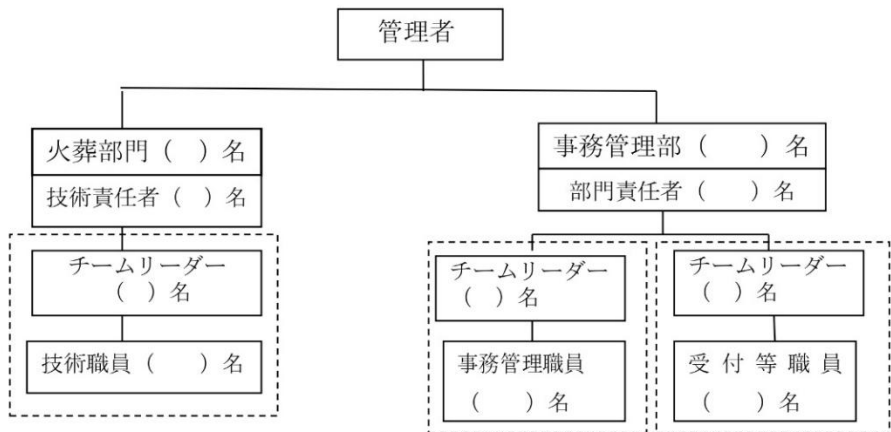
組織管理体制及び人員配置

今後、火葬場の大規模化、高度化に対応した高度な管理を実施できる組織体制の構築が重要であると考えています。

例えば、火葬炉 5 基を基準にして火葬場管理者(場長)の下に、10 人程度の職員配置を基本単位とし、火葬場規模が拡大するにつれて、チーム数が増えるという考え方です。

具体的には、火葬場の運営高度化に対し火葬場管理の技術責任者のもとで火葬場管理チームのリーダー以下火葬技術担当者(火葬場管理チーム員)合わせて 5 人、事務部門については事務リーダー以下各事務職員あわせて 5 人配置などです。そのために本調査では現状の組織体制の把握が大変重要と位置付けています。

以下、貴火葬場の組織体制を教えてください。(実態に合わせお手数ですが以下の図に修正・加筆してください) ※組織図を作成している場合はご提出頂ければ記入は不要です。



職員配置状況が把握できる資料等を作成している場合はご提出をお願いいたします。

単位：人

	事務管理部門			火 葬 部 門		
	市職員	委託職員	その他	市職員	委託職員	その他
常勤						
非常勤						
(常勤換算) 下段						
その他						

別表 2

行政コスト計算書：既存コスト計算書をご提出いただければ本用紙へのご記入は不要です。
※複数施設がある場合は本用紙をお手数ですがコピーしていただきご記入ください。

施設名()		単位:千円				
勘定科目名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
純経常行政コスト						
	経常費用					
	業務費用					
	人件費					
	職員給与費					
	賞与等引当金繰入額					
	退職手当引当金繰入額					
	その他					
	物件費等					
	物件費					
	維持補修費					
	減価償却費					
	その他					
	その他の業務費用					
	支払利息					
	徴収不能引当金繰入額					
	その他					
	移転費用					
	補助金等					
	社会保障給付					
	他会計への繰出金					
	その他					
	経常収益					
	使用料及び手数料					
	その他					
純行政コスト						
	臨時損失					
	災害復旧事業費					
	資産除売却損					
	投資損失引当金繰入額					
	損失補償等引当金繰入額					
	その他					
	臨時利益					
	資産売却益					
	その他					

別表 3

用語解説（総務省関連）

○公共施設マネジメント

「公共施設マネジメント」とは、地方公共団体等が保有し、又は借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組みを指します。

○地方公会計の意義

地方公共団体の厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たすとともに、財政の効率化・適正化を図るため、現金主義・単式簿記による予算・決算制度を補完するものとして、財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書等）の開示が推進されています。

減価償却費等を含むコスト情報・ストック情報が「見える化」され、住民や議会への説明責任をより適切に果たすとともに、財政マネジメント等へ活用していくことが期待されます。統一的な基準では、固定資産台帳の整備を前提としているため、資産の情報を網羅的に把握することにより、公共施設マネジメント等への活用も期待されます。

○統一的な基準による財務書類の概要

統一的な基準による財務書類は、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」及び「資金収支計算書」の4表又は3表（上記の4表のうち「行政コスト計算書」と「純資産変動計算書」を結合）としており（※）、概要は以下のとおりです。（企業会計の書類を括弧書きしています。）※簡略化して説明する観点から、附属明細書は省略しています。

【貸借対照表】（貸借対照表） →略称：BS（Balance Sheet）

・基準日時点における財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を表示したもの

【行政コスト計算書】（損益計算書） →略称：PL（Profit and Loss statement）

・一会計期間中の費用・収益の取引高を表示したもの

→現金収支を伴わない減価償却費等も費用として計上

【純資産変動計算書】（株主資本等変動計算書） →略称：NW（Net Worth statement）

・一会計期間中の純資産（及びその内部構成）の変動を表示したもの

【資金収支計算書】（キャッシュ・フロー計算書） →略称：CF（Cash Flow statement）

・一会計期間中の現金の受払いを3つの区分で表示したもの

○セグメント分析

セグメント分析とは、施設別・事業別などの行政コストを計算し、それぞれの運営状況やコスト効率を評価するものです。主に地方公共団体が施設運営や統廃合などの方針決定など公共施設マネジメント等に利用します。

活用方法

- ・ 公共施設の統廃合：利用率が低い施設や老朽化施設の再編検討。
- ・ 住民への説明責任：施設ごとのコスト情報を提示し、透明性を向上。
- ・ 財務マネジメント：施設ごとの財務書類を基に、効率的な運営計画を策定。
- ・ 比較分析：他の自治体事例と比較し、適切なコスト基準を設定。

ご参考：地方公会計に関する取組事例集



セグメント分析の実施手順



人口7万人以上都市の火葬使用料実態調査結果報告

概要

本報告書は、人口7万人以上自治体を対象とする火葬使用料調査データに基づき、料金水準の分布、地域差、人口規模との関係、ならびに管内・管外料金構造の特徴を整理したものである。

- 管内大人料金の中央値は10,000円である一方、無料自治体が相当数存在し、多極的分布を示す。
- 管外大人料金の中央値は50,500円であり、管内料金に比べて高額で、地域間のばらつきも大きい。
- 地域ブロック間では、管内大人料金、管外大人料金、管内外比のいずれにも統計的に有意差が認められる。なお、この結果により県単位の全市町村料金を4県で実施することにした。
- 人口規模との相関は強くないが、大規模自治体ほど管内料金がやや低く、管外料金や管内外比がやや高い傾向がある。

作図方法に関する注記: 箱ひげ図(図1-4～図1-6)は外れ値点を表示せず、ひげを5～95パーセンタイルとして描画している。高歪度データにおける過剰な外れ値表示を避け、地域差の比較を見やすくするためである。

1 人口7万人以上自治体における火葬使用料の統計分析

1 人口7万人以上自治体における火葬使用料の統計分析

本調査では、人口7万人以上自治体を対象として各自治体公式HP及び例規集により、収集した火葬使用料データを用い、料金水準の分布、地域差、人口規模との関係、ならびに管内料金・管外料金構造の特徴について統計的に整理する。火葬使用料は、しばしば住民料金の高低のみで論じられがちであるが、実際には管内料金と管外料金の差額構造に制度的意味があると考えられる。このため、本節では、管内料金、管外料金、管内外差額及び管内外比を一体的に把握し、制度構造の特徴を明らかにすることを目的とした。

1-1 分析の枠組み

表 1-1 主要指標の記述統計

項目	count	mean	std	min	25%	中央値	75%	max	歪度
人口	256	128,440.671 9	56,418.899 4	70,40 9	86,310.2 5	112,40 9	153,01 0	430,17 0	1.635 3
管内 大人 料金	333	9,173.7237	7,643.6726	0	4,000	10,000	13,000	50,000	0.949 7
管外 大人 料金	332	56,767.4096	23,636.146 8	15,00 0	40,000	50,500	70,500	160,00 0	0.751 5
管内 外 比	259	6.4222	3.9476	1.2	3.5	5	8	25	1.350 2
管内 外 差 額 (大人)	332	47,566.0542	22,209.303 4	10,00 0	30,000	45,000	62,000	140,00 0	0.718 7

火葬場は固定費性の強い施設であり、その料金設定は単純な一件当たり原価の反映ではなく、住民福祉、一般財源負担、域外利用抑制、広域利用調整等の政策的要素を含んでいる可能性が高い。したがって、火葬使用料の実態を把握するためには、管内料金のみをみるの

ではなく、管外料金との関係、すなわち住民と管外利用者との負担差を含めて検討する必要がある。

本分析では、まず各料金項目の分布と基本統計量を確認し、次いで地域ブロック別比較、人口規模との相関分析、管内無料自治体群と有料自治体群の比較を行った。なお、分析対象は人口 7 万人以上自治体であり、対象項目は主として大人料金を中心としつつ、小人料金及び死産児料金も補助的に確認した。

分析の基礎となる基本統計量は表 1-1 に示した。記述統計を先に確認することにより、その後の分布分析、地域比較、相関分析及び群間比較の位置づけを把握しやすくなる。

1-2 料金分布の特徴

まず、管内大人料金の分布をみると、中央値は 10,000 円であった。他方で、管内大人料金が無料である自治体が 74 件存在し、全体の 22.2% を占めていた。したがって、分布は連続的というより、0 円付近と 1 万円前後に集積する二極的傾向を示している。このことは、住民に対して火葬を無料又は低廉に提供する自治体群と、一定の受益者負担を求める自治体群とが併存していることを示している。このことは、料金に対する統一的な考え方がないことを示していると思われる。

図 1-1 管内大人料金のヒストグラム

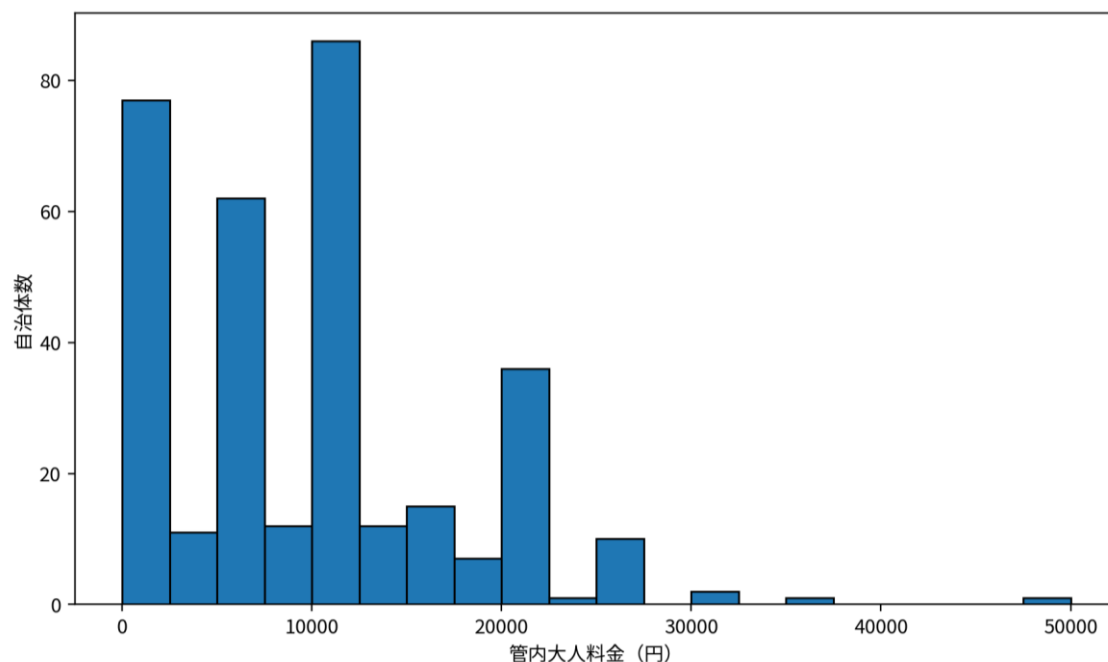


図 1-2 管外大人料金のヒストグラム

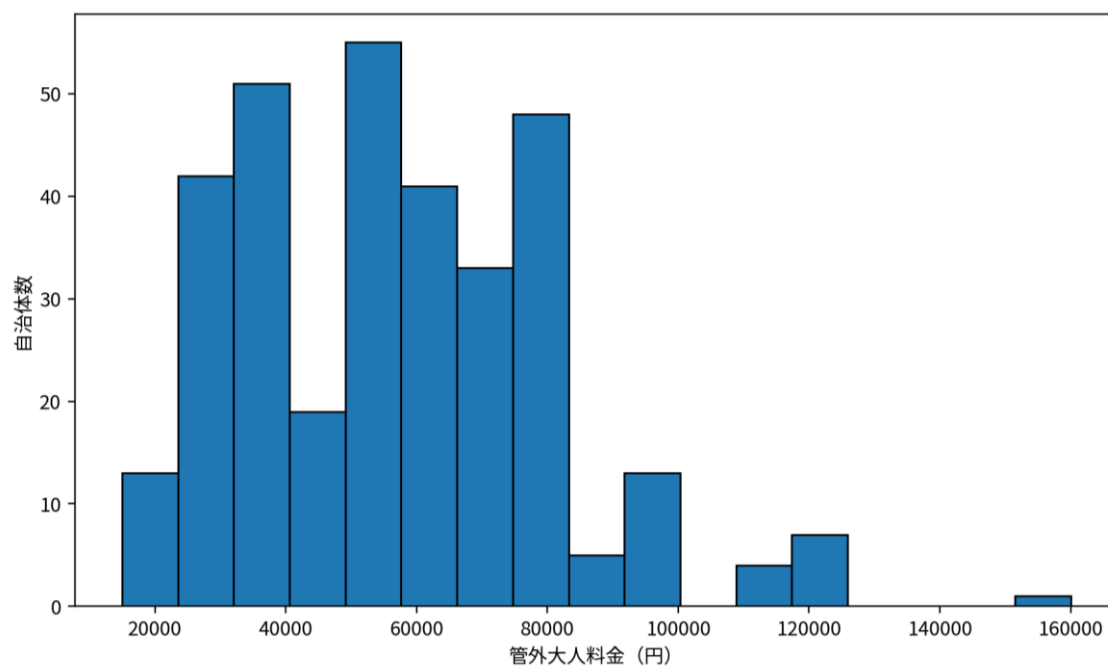
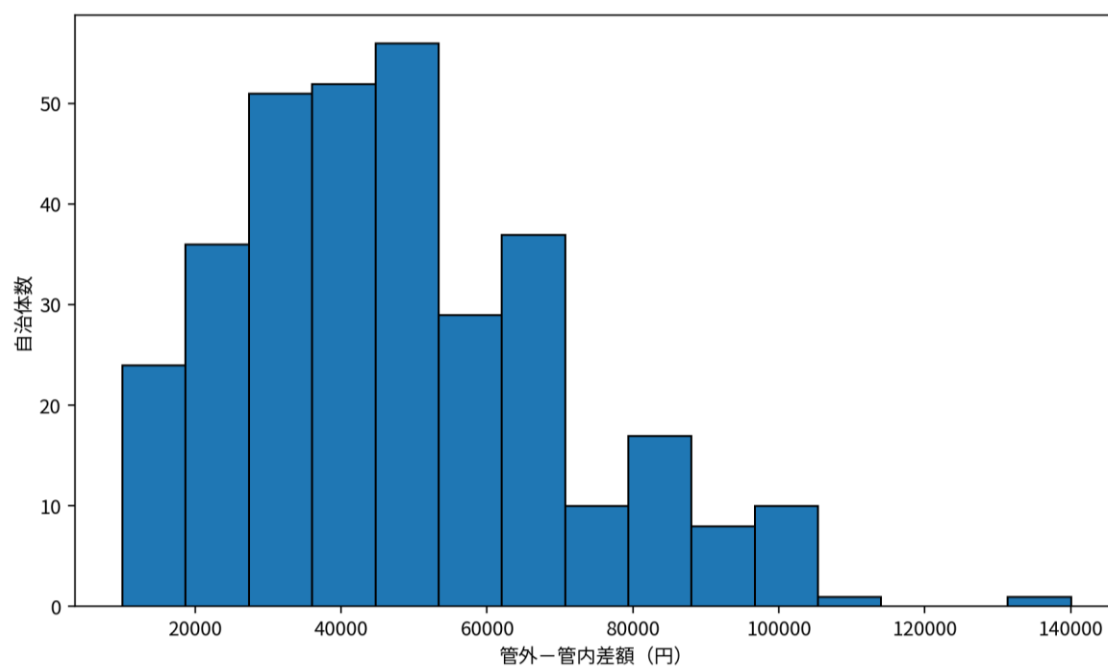


図 1-3 管内外差額（大人）のヒストグラム



これに対し、管外大人料金は中央値 50,500 円、平均 56,767 円であり、管内料金に比べて著しく高い水準にあった。さらに、その分布は高額側に長い裾を持っており、管外料金の設定には自治体間でかなり大きな差が存在する。これは、管外料金が単に費用回収のための料

金ではなく、住民優遇や域外利用抑制の機能を有している可能性を示唆する。こうした傾向は、図 1-2 においても明瞭である。

また、管外大人料金から管内大人料金を差し引いた管内外差額の中央値は 45,000 円、平均は 47,566 円であった。すなわち、多くの自治体において、住民と管外利用者との間には相当大きな制度的価格差が設けられている。したがって、火葬使用料制度の把握に当たっては、住民料金の高低だけでなく、管外料金との距離、すなわち差額構造そのものを分析の中心に据える必要がある。差額構造の集積状況は図 1-3 に示すとおりである。

以上の結果から、火葬使用料制度は単なる「安い・高い」の問題ではなく、住民負担と管外負担の配分設計の問題として理解すべきことが分かる。

1-3 地域差の分析

表 1-2 地域ブロック別火葬使用料比較

地域ブロック	自治体数	管内大人中央値	管外大人中央値	管内外比中央値	差額中央値	管内大人無料数	管内大人無料率
北海道	13	13,000	30,000	2.00	18,000	3	23.1%
東北	26	5,400	39,000	5.00	31,500	8	30.8%
関東	95	6,000	61,900	8.00	58,000	29	30.5%
中部	69	5,000	50,000	6.00	40,000	24	34.8%
近畿	64	13,800	66,600	4.31	52,200	2	3.1%
中国	20	9,500	45,000	4.11	35,500	4	20.0%
四国	9	10,000	40,000	3.75	31,000	3	33.3%
九州・沖縄	38	12,500	55,000	3.67	40,000	1	2.6%

表 1-3 地域差に関する検定結果

項目	検定	統計量	p 値
管内大人料金	Kruskal-Wallis	90.568	<0.001
管外大人料金	Kruskal-Wallis	85.381	<0.001
管内外比	Kruskal-Wallis	77.342	<0.001

次に、地域ブロック別に火葬使用料を比較した。その結果、管内大人料金、管外大人料金、管内外比のいずれについても、地域ブロック間で統計的に有意な差が認められた。すなわち、火葬使用料制度は全国一律に形成されているのではなく、地域ごとの行政慣行や政策判断、広域利用構造等を反映して形成されていると考えられる。地域ブロック別の基本比較は表 1-2、検定結果は表 1-3 に示した。

概して、北海道では管内・管外とも比較的低廉であり、管内外差も小さい傾向がみられた。他方、関東及び近畿では、管外料金が大きく、管内外差額も大きい傾向が確認された。これは、都市圏において施設利用需要の集中や域外流入への対応がより強く意識されている可能性を示す。また、九州・沖縄では、管内料金自体が比較的高めであり、住民にも一定の利用時負担を求める運用が相対的に多いことがうかがえる。さらに、中部では、管内料金を比較的抑えつつ管外料金を高く設定する傾向があり、住民優遇と管外負担の切り分けが比較的明確である。

地域差の状況は、図 1-4 から図 1-6 までの箱ひげ図によっても視覚的に確認できる。中央値の違いに加え、四分位範囲や外れ値の分布が地域によって異なることから、火葬使用料制度は単一の全国モデルでは把握できず、地域別の構造として理解する必要がある。特に、図 1-4 は住民負担の地域差、図 1-5 は管外負担の地域差、図 1-6 は住民優遇の強さの地域差を、それぞれ把握するうえで有用である。

図 1-4 地域ブロック別管内大人料金の箱ひげ図

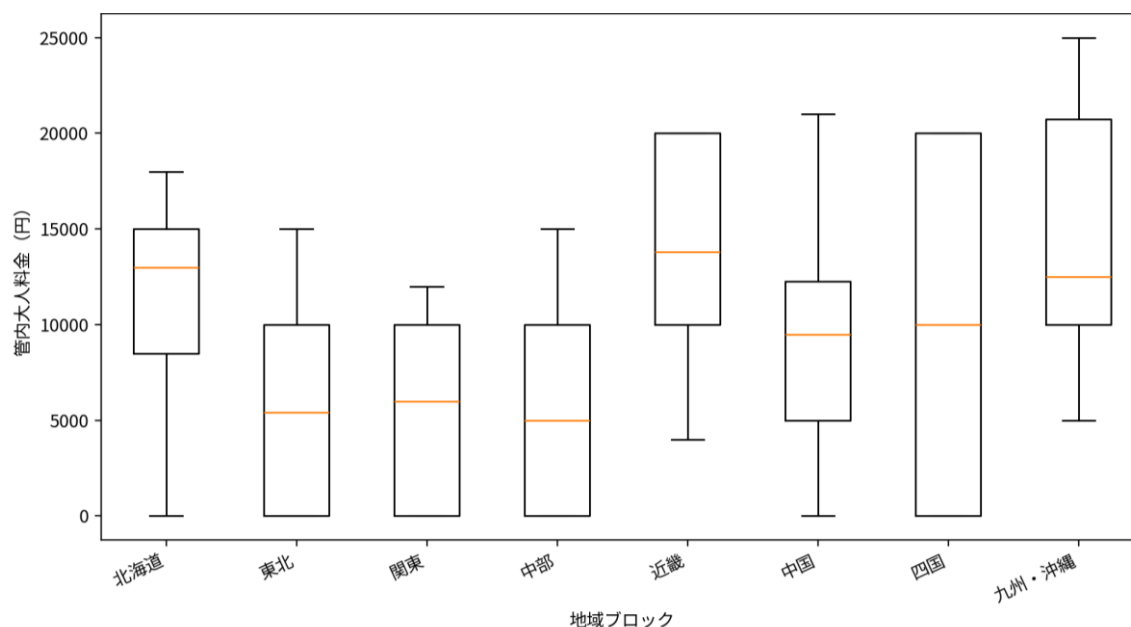


図 1-5 地域ブロック別管外大人料金の箱ひげ図

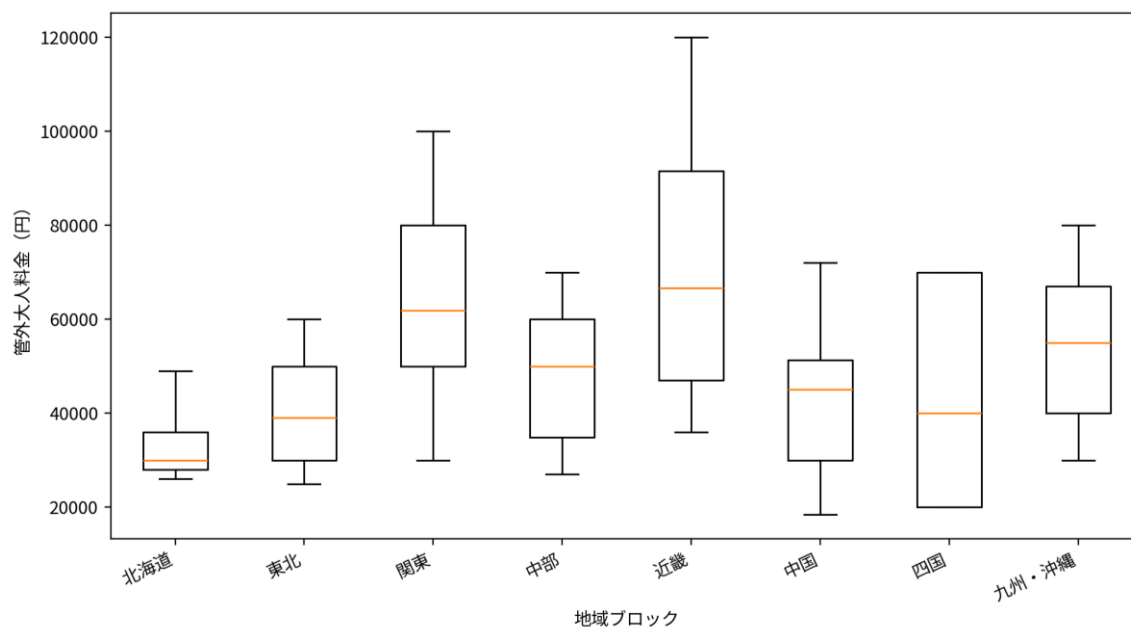
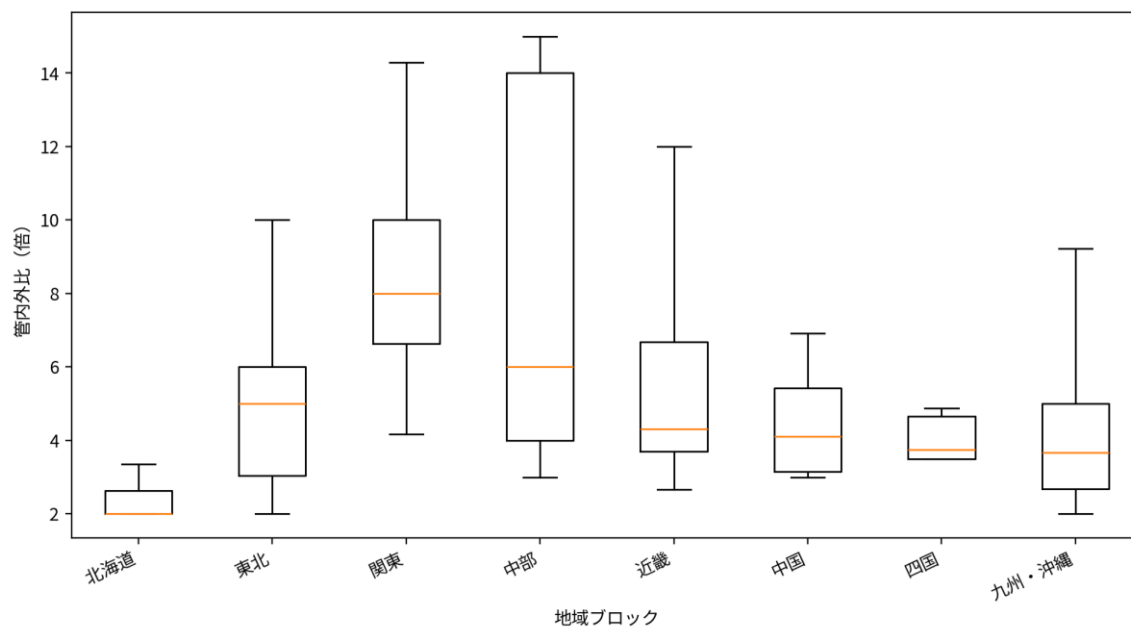


図 1-6 地域ブロック別管内外比の箱ひげ図



1-4 人口規模との関係

表 1-4 人口規模と火葬使用料の相関分析

比較項目	標本数	Spearman_rho	p 値
人口×管内大人料金	255	-0.134	0.0318
人口×管外大人料金	254	0.131	0.0372
人口×管内外比	197	0.201	0.0045
人口×管内外差額（大人）	254	0.183	0.0034
人口×管内小人料金	255	-0.127	0.0435
人口×管外小人料金	254	0.090	0.1546
人口×管内外差額（小人）	254	0.132	0.0353

人口規模と料金構造との関係について順位相関分析を行ったところ、強い相関は認められなかったものの、一定の方向性は確認された。すなわち、人口規模が大きい自治体ほど、管内料金はやや低い方向にある一方で、管外料金、管内外差額及び管内外比はやや高い方向にあった。相関分析の結果は表 1-4 に示した。

この結果は、大規模自治体ほど、住民向けには低廉又は無料に近い料金政策を維持しながら、管外利用者には比較的高い料金を課すことで、住民優先と需要管理を両立させている可能性を示している。他方で、その相関は限定的であり、人口規模のみで料金水準を説明することはできない。実際には、施設数、炉数、広域組合の有無、近隣自治体との均衡、歴史的経緯、地理的条件等が複合的に関与していると考えられる。

この点は散布図でも確認でき、人口が大きいほど料金が一方向に変化する明確な直線関係は存在しないものの、大規模自治体側で住民料金が低く、管外料金が高めに設定される傾向がみてとれる。具体的には、人口と管内大人料金の関係を図 1-7 に、人口と管外大人料金の関係を図 1-8 に示した。したがって、人口規模は料金形成の一要因ではあるが、決定要因の中心とみなすことは困難であり、制度構造全体の中で位置づける必要がある。

図 1-7 人口規模と管内大人料金の散布図

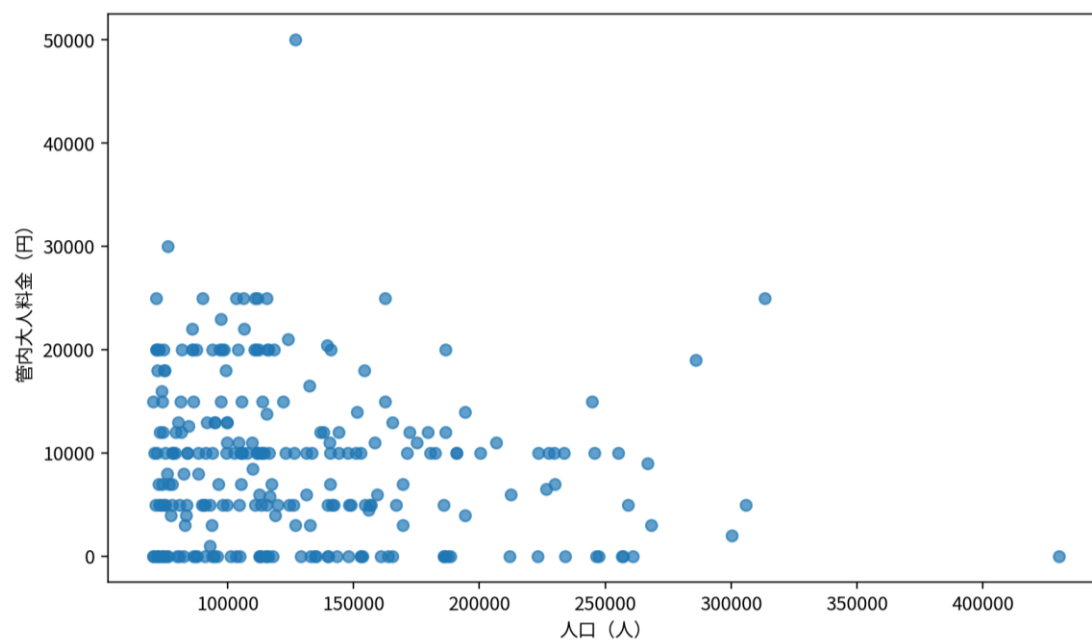
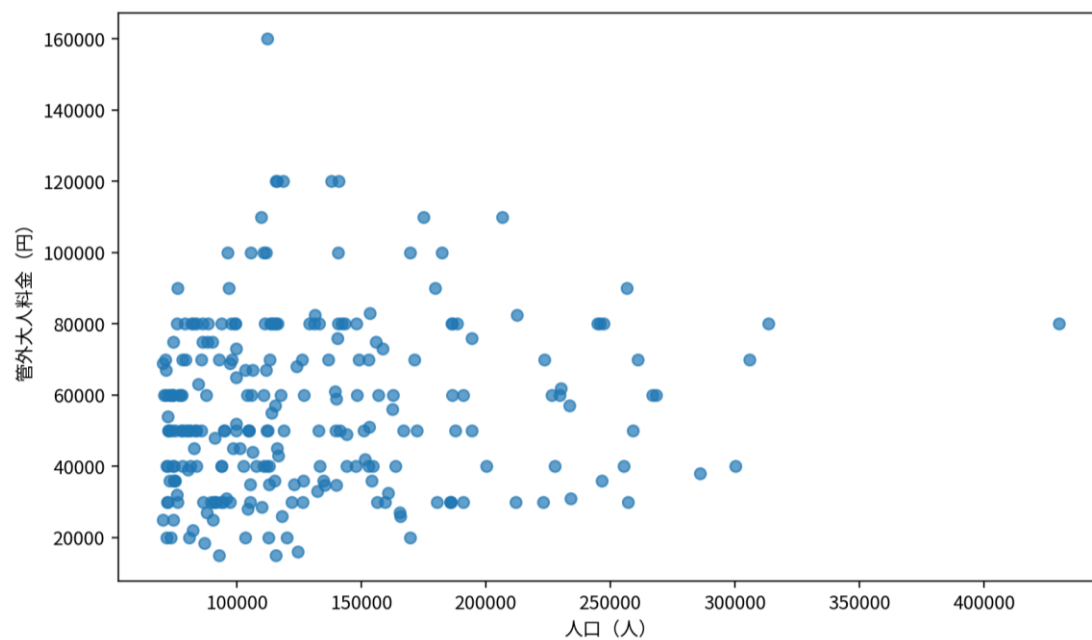


図 1-8 人口規模と管外大人料金の散布図



1-5 管内無料自治体の位置づけ

表 1-5 管内無料自治体群と有料自治体群の比較

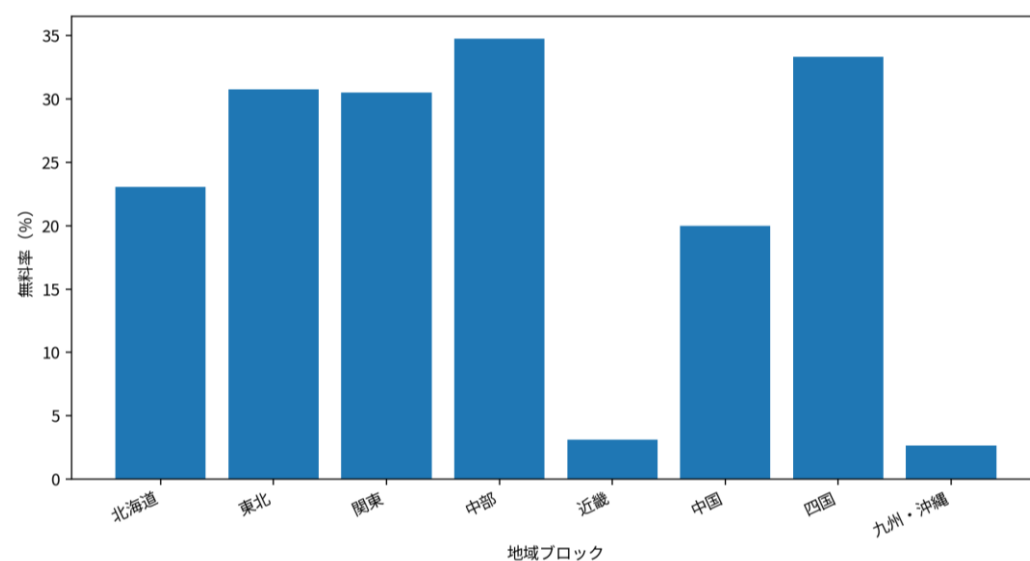
比較	無料群 n	有料群 n	無料群中央値	有料群中央値	Mann-Whitney U	p 値
管内大人無料群 vs 有料群の管外大人料金	73	259	42,000	57,000	6,848.5	<0.001

次に、管内大人料金が無料の自治体群と有料の自治体群を比較した。その結果、無料群の方が管外大人料金の中央値は有料群より低いものの、両群の差は統計的に有意であった。これは、管内無料自治体と有料自治体とで、料金体系の設計思想が異なっていることを示している。比較結果は表 1-5 に示した。

もっとも、管内無料自治体では、火葬の高度化、大型化に伴い、火葬費用が増加しているにもかかわらず、受益者に負担を求めておらず、火葬場利用者と火葬場非利用者との負担の不均衡や、火葬場経費について一般会計の負担につながり、当該自治体の経費の圧迫という面での問題を生じるこことなり、その結果、火葬場の適切な運営に関する費用が十分確保されないなどの問題を生じている可能性があり、必ずしも適切ではないと考えられる。

火葬場利用者の受益者負担の程度については、各自治体の考え方、これまでの経緯、これまでの対応の仕方もあり、それぞれの自治体で対応すべきであるが、費用の増加が進む中で、基本的には受益者負担の考え方に沿って、税負担とバランスをとる見直しを図っていくべきものと考えられる。

図 1-9 地域ブロック別管内大人料金無料率



1-6 データ上の留意点

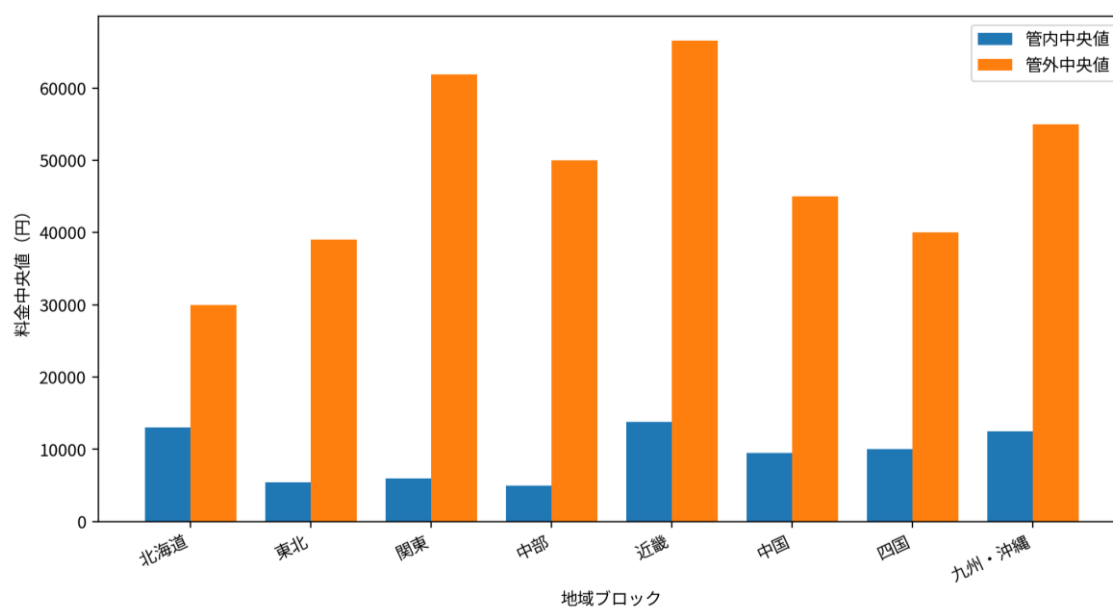
表 1-6 欠損値確認表

項目	欠損数	欠損率
人口	78	23.4%
管内_大人	1	0.3%
管内_小人	1	0.3%
管内_死産児	2	0.6%
管外_大人	2	0.6%
管外_小人	2	0.6%
管外_死産児	4	1.2%
管内外比	75	22.5%
年齢区分	1	0.3%
備考	205	61.4%
extra0	334	100.0%
extra1	334	100.0%
extra2	334	100.0%
extra3	334	100.0%
extra4	334	100.0%
extra5	334	100.0%
extra6	313	93.7%
差額_大人	2	0.6%
倍率_大人	75	22.5%
差額_小人	2	0.6%
倍率_小人	79	23.6%
差額_死産児	4	1.2%
倍率_死産児	80	24.0%

分析対象データには一定の欠損値（人口規模については政令市等が入ると全体像が見えなくなるため人口データを除外した）が含まれているため、項目によっては比較可能件数が異なる。この点は分析結果の解釈に当たって留意を要する。ただし、主要項目については十分な件数が確保されており、全体傾向を把握するうえで大きな支障はない。欠損の状況は表 1-6 に整理した。

加えて、地域別の中央値比較を視覚的に把握するためには図 1-10 が有用である。同図により、各地域ブロックにおいて、管内料金中央値と管外料金中央値の距離がどの程度異なるかを一見して確認することができる。

図 1-10 地域ブロック別管内・管外中央値比較



1-7 分析結果の留意点

以上の分析結果から、少なくとも三つの点を指摘することができる。

第一に、火葬使用料制度を分析する際には、管内料金単独ではなく、管外料金及び管内外差額の構造を中心に把握する必要がある。実際の制度は、住民料金の設定だけで完結しておらず、管外料金を通じて住民優遇、域外利用抑制、広域利用調整が図られている可能性が高い。図 1-1 から図 1-3 までの分布図、ならびに図 1-10 の地域別中央値比較は、その点を視覚的に補強している。

第二に、現状の火葬使用料制度は全国一律に理解できるものではなく、地域別・広域圏別に把握すべき政策領域である。地域差が統計的に有意である以上、全国平均や単純比較のみでは制度実態を十分に説明できない。この点は表 1-2 及び表 1-3 に加え、図 1-4 から図 1-6 までの地域比較図によっても確認できる。

火葬率 99.98%の我が国のこのような事態に対して、国全体の方向付け、標準的な料金設定の考えが示されれば、料金分布も一定の範囲に収束されていくのではないかと。

図 1-4 地域ブロック別管内大人料金の箱ひげ図

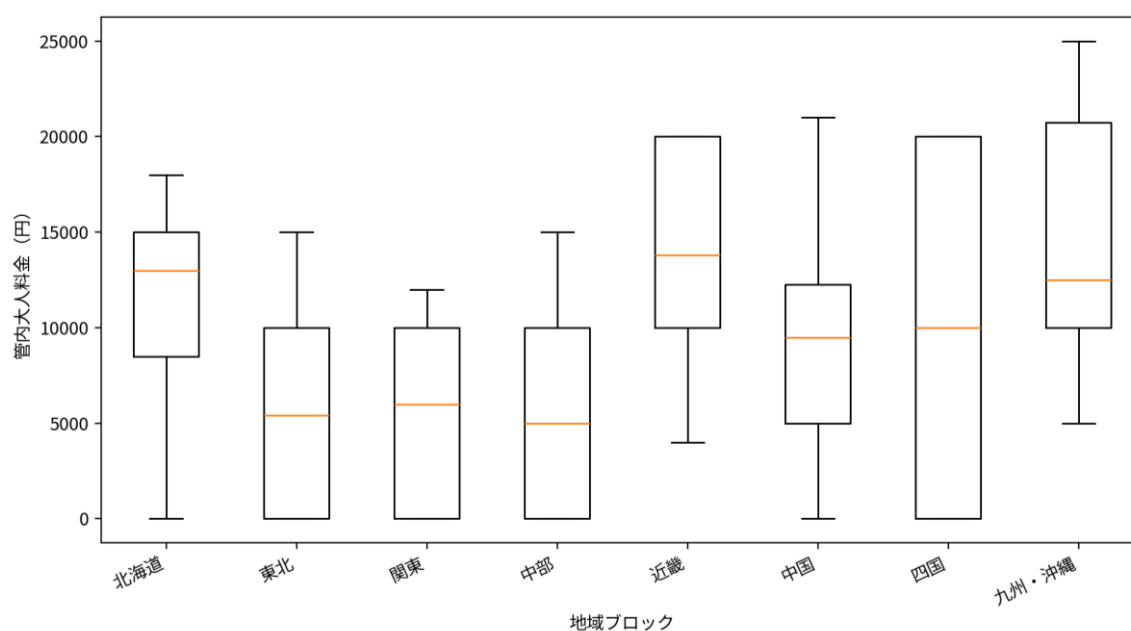


図 1-5 地域ブロック別管外大人料金の箱ひげ図

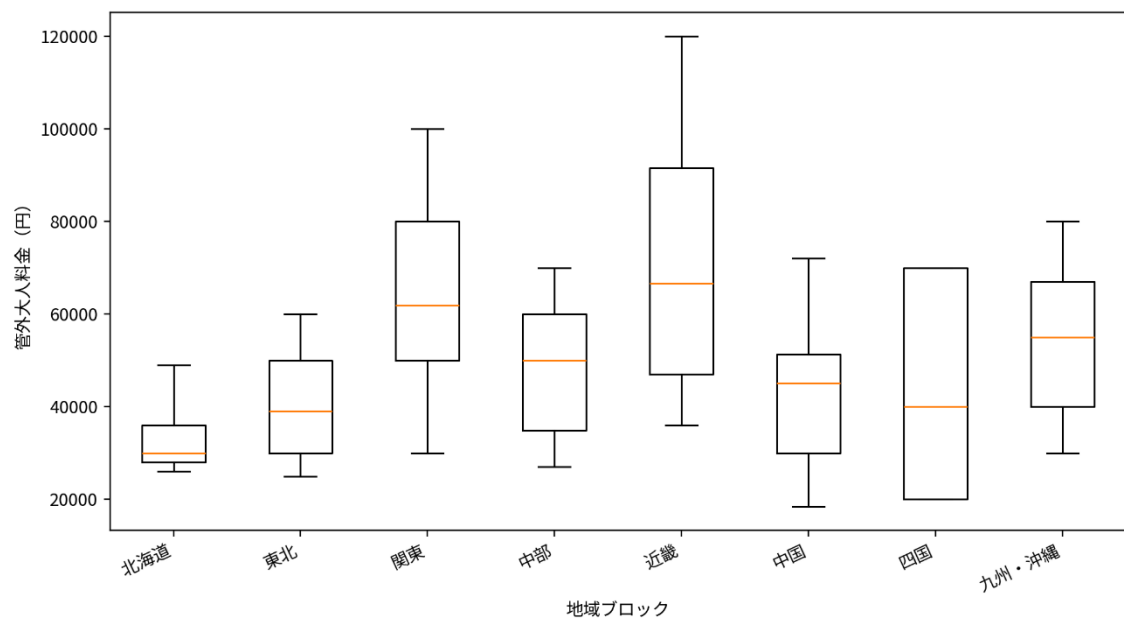
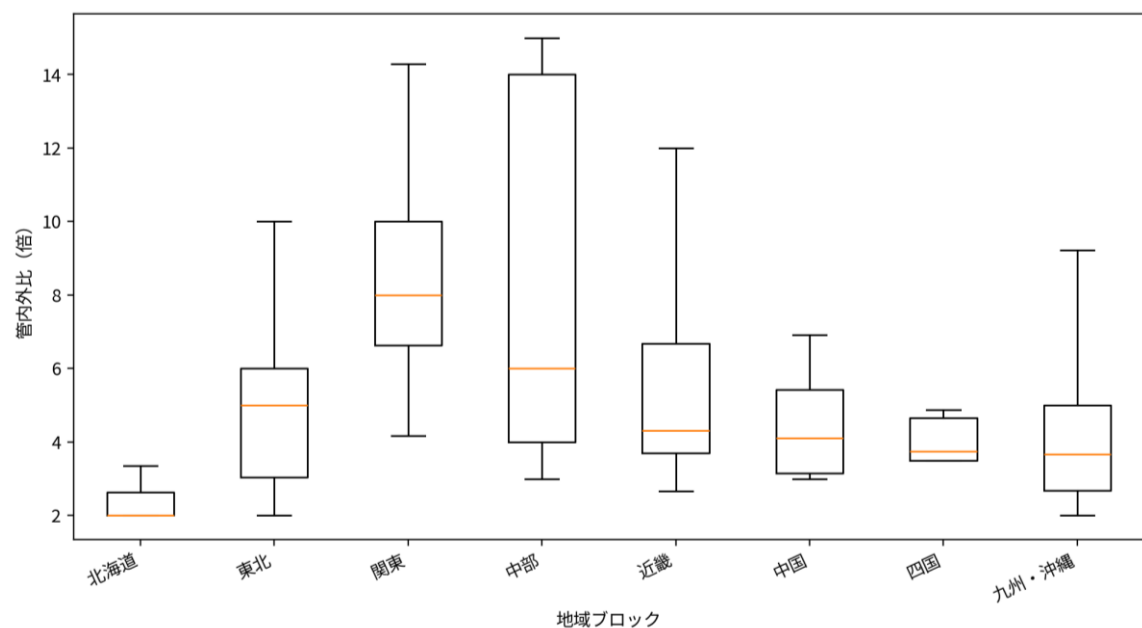


図 1-6 地域ブロック別管内外比の箱ひげ図



第三に、火葬場は固定費性の強い施設であり、料金設定は単純な一件当たり原価から自動的に導かれるものではない。むしろ、住民福祉、一般財源負担、施設維持、域外流入制御、自治体間均衡といった複数の政策目的の交点において料金制度が形成されているとみるべきである。したがって、受益者負担論のみで火葬使用料を説明することには限界がある。

まして、今後の自治体財政負担などを考慮した場合、将来の維持管理費用、更新費用なども考慮した料金の在り方が求められるのではないかな。

1-8 小括

本分析により、人口 7 万人以上自治体における火葬使用料制度は、単なる使用料設定ではなく、住民優遇、広域行政対応、一般財源負担、域外抑制を組み込んだ複合的制度であることが明らかとなった。とりわけ、管内無料自治体が相当数存在すること、管外料金が高額に設定される傾向が強いこと、地域差が統計的に有意であることは、火葬使用料を単純な原価概念のみで説明することの限界を示している。

今後、火葬使用料制度をより精密に分析するためには、料金表そのものに加え、広域組合加入状況、施設整備主体、炉数、人口密度、周辺自治体との相互利用関係等を組み合わせた多変量的検討が必要である。

中核市等平成 18 年・令和 7 年火葬使用料比較調査

調査目的：同一市における平成 18 年 3 月時点の火葬使用料と令和 7 年 10 月時点の火葬使用料の比較を行い火葬使用料がどのように改定されているか傾向を把握する。

使用データ

- ① 第 11 回日本火葬フォーラム 火葬使用料値上げの歴史 令和 7 年 10 月 17 日
(一社) 日本火葬技術管理士会 顧問 三木 求 により示された平成 18 年当時の中核市等の火葬使用料データを使用 調査対象数は N=37 である。
- ② 人口 7 万人以上の政令市・中核市・一般市を対象とした Web 調査（公式 HP）結果（令和 7 年 10 月実施）を比較データとして使用

1 平成 18 年 3 月と令和 7 年 10 月における大人火葬使用料の比較結果

平成 18 年 3 月時点と令和 7 年 10 月時点の大人火葬料を比較すると、火葬料の動きは一方方向ではなく、自治体ごとに異なることが分かる。

今回の比較対象では、管内大人料金について、据置が 20 市、値上げが 9 市、無料から有料への変更が 5 市、有料から無料への変更が 2 市、値下げが 1 市であった。

一方、管外大人料金については、値上げが 26 市、据置が 10 市、値下げが 1 市であり、管外料金の引上げが全体として非常に目立っている。

中央値で見ると、管内大人料金は 5,000 円から 8,000 円へ上昇しているのに対し、管外大人料金は 35,000 円から 50,000 円へ上昇している。したがって、近年の火葬料の特徴は、管内料金は自治体ごとに対応が分かれる一方、管外料金は全体として高くなる傾向にあるといえるのではないかな。

2 管内大人料金における無料から有料への変更

管内大人料金について、平成 18 年 3 月時点では無料であったが、令和 7 年 10 月時点では有料となっている自治体として、5 市が確認された。これらの自治体では、0 円から 6,000 円ないし 12,000 円程度の水準へ変更されており、市民にも一定の負担を求める方向へ制度が見直されたとみることができる。

このことから、火葬料は従来どおり無料のまま維持されている自治体ばかりではなく、一部では市民負担を導入する方向で見直しが進んでいることが分かる。

3 管内大人料金における有料から無料への変更

これに対し、2 市では、平成 18 年 3 月時点ではそれぞれ 1,100 円、4,000 円であった管内大人料金が、令和 7 年 10 月時点では無料となっている。件数としては多くないが、火葬料の見直しが有料化だけに向かっているわけではないことを示す事例である。

これらの事例は、住民負担の軽減や住民優先の考え方を重視した制度運用として捉えることができる。したがって、火葬料の動向を検討する際には、有料化事例だけでなく、こうした無料化事例も併せて見る必要がある。

4 管外大人料金の高額化傾向

管外大人料金については、今回の対象市で値上げが26市に達しており、全体として高額化が進んでいる。

この内8市では、平成18年3月時点と比べて大幅な値上げが確認された。

このことは、住民外利用者に対して高い料金差を設ける傾向が強まっていることを示している。管外料金は、単なる費用回収のためだけでなく、住民利用を優先し、住民外利用を抑制するための手段として用いられている可能性がある。

5 管内料金と管外料金の政策的な意味

以上を総合すると、近年の火葬料の見直しは、単純に受益者負担を強めたものとみるだけでは十分ではない。管内料金については、無料維持、有料化、無料化、値上げ、値下げが混在しており、自治体ごとに異なる判断が行われている。

一方で、管外料金については多くの自治体で値上げがみられ、住民と住民外を区分する方向が強まっている。

つまり、多くの自治体では、住民には無料又は低額での利用を認めつつ、住民外には高い料金を設定することで、住民優先、自治体負担の範囲の明確化、住民外利用の抑制といった複数の目的を同時に実現しようとしていると考えられる。

4 総括

本比較から分かるのは、火葬料政策が一律に同じ方向へ進んでいるわけではなく、施設更新、広域利用の関係、住民優先の考え方、財政上の判断、政策的判断などに応じて、自治体ごとに異なる形で見直されているという点である。確かに一部では管内料金の有料化が進んでいるが、他方で有料から無料への変更の事例も存在する。

したがって、全体としては、「一定の有料化傾向はみられるが、それと同時に無料化や負担軽減の事例もあり、特に住民と住民外の区分を強める方向で制度の見直しが進んでいる」と整理するのが適切である。

ヒアリング調査結果報告

1 ヒアリング結果概要

各自治体等へのヒアリング結果を全体としてみると、火葬場の運営をめぐる課題は、おおむね共通していた。主な論点は、将来の火葬需要への対応、運営体制と人材確保、火葬使用料の考え方、施設の老朽化や災害への備えである。

まず、火葬需要の見通しについては、現時点では大きな逼迫は生じていないとする団体もあった。例えば、高知市斎場や香南斎場組合では、現在の炉数で当面は対応可能との認識が示された。これに対し、川崎市、南多摩斎場、厚木市、水戸市、札幌市では、将来の死亡者数の増加を見込み、需要推計や長期計画に基づく対応を実施していた。特に、火葬炉の増設、受入れ枠の見直し、稼働日の拡大、新施設の整備など、具体的な対策を検討又は実施している事例が確認された。

次に、運営体制については、直営、委託、指定管理、PFI など、各団体で方式が異なっていた。高知市や水戸市では直営を基調とする運営がみられた一方、大阪市では指定管理、札幌市では PFI が採用されていた。また、厚木市や笠間地方広域事務組合では、火葬業務を民間事業者に委託していた。もっとも、方式の違いはあるものの、多くの団体に共通していたのは、専門人材の確保や育成が重要な課題となっている点である。若年層の定着が難しいこと、技能や経験の継承が容易ではないこと、現場の処遇改善が必要であることなどが、複数の団体から指摘された。

火葬使用料の考え方については、団体によって違いがみられた。吹田市では、受益者負担 25% という市の基本方針に基づいて料金を算定していた。大阪市では、市内料金は主として燃料費などの直接経費をもとに設定し、市外料金は人件費や建設費、修繕費を含めた考え方で整理していた。川崎市でも、料金改定に向けた検討が進められており、料金設定に当たっては、受益者負担割合の適正化や近隣自治体との均衡が重要な論点とされていた。このように、火葬使用料は単純に一律の基準で決められているのではなく、政策判断や地域事情を踏まえて設定されている実態がうかがえた。

また、施設面では、老朽化対策と災害対応が共通の課題として挙げられた。香南斎場組合では、建物の老朽化に加え、津波浸水想定区域に立地していることが大きな懸案とされていた。高知市でも、南海トラフ地震への備えが課題として認識されていた。札幌市では、将来の建替えや候補地の調整が大きなテーマとなっていた。さらに、厚木市では、地域自治会との協定に基づいて運営しており、施設運営に当たって地域との関係を丁寧に維持していく必要があることが示されていた。

以上のヒアリング結果から、火葬場の運営においては、将来需要への備え、適切な運営体制の確保、納得性のある料金設定、施設更新と災害対応が、いずれの団体においても重要な課題となっていることが確認できた。各団体は、人口規模や広域連携の状況、施設の更新時期などに応じて異なる対応をとっているが、持続可能な火葬行政体制をどのように構築するかという点では、共通の問題意識を有しているといえる。特に札幌市、川崎市など大都市では長期計画の必要性が強調され、委託や指定管理などの民間活用が進んでも、長期・継続

調査資料⑤

的な運営管理には適切な費用管理や料金設定が必要であり、この面では、民間活用をしつつも、自治体が主導的に対応していくべきことが強調された。

2 ヒアリング結果一覧

ヒアリング結果一覧表（簡潔版）

訪問先	実施日	要旨
高知市斎場	2026 年 1 月 19 日	10 炉を有する大規模斎場で、現状は大きな需給逼迫はみられない。直営を基本としつつ火葬業務は委託しており、料金改定、施設老朽化、南海トラフ地震対応が主要課題として挙げられた。
香南斎場組合	2026 年 1 月 20 日	実働 7 炉で需給上の逼迫は小さいが、建物老朽化と津波浸水想定区域に位置する点が大きな課題である。料金は近隣自治体の動向を参考に設定している。
吹田市	2026 年 1 月 21 日	環境部門が所管し、市内料金 9,000 円、市外料金 36,000 円を設定している。料金は年度ごとの事業費を基礎に、受益者負担 25% の考え方で算定されていた。
川崎市	2026 年 1 月 21 日	人口増加と高齢化を背景に、今後の需要増に備えた長期運営計画の策定を進めている。友引日開苑の拡充や、開苑時間延長等による火葬枠の確保など、具体的な需給対応を実施しているほか、料金改定、人材確保、処遇改善なども重要な検討課題とされていた。
大阪市	2026 年 1 月 22 日	市内料金は主に燃料費等の直接経費、市外料金はフルコストを反映して設定している。5 火葬場のうち 4 施設で指定管理を導入し、式場利用や福祉葬への対応も行っていた。
南多摩斎場	2026 年 1 月 22 日	将来需要推計に基づき、冬季の市外受入れ制限、友引日営業、火葬件数増などの供給調整策を講じている。組合方式の特徴を生かし、需給管理を重視していた。
厚木市	2026 年 1 月 23 日	今後の火葬件数増加を見込み、炉増設、市内優先、市外受入れ抑制、回転数増、友引開場など多面的な対応策を整理していた。地域自治会との協定に基づく運営も特徴である。
笠間地方広域事務組合	2026 年 2 月 5 日	現時点の需給逼迫は小さいが、若手人材の定着や経営の持続性が課題とされていた。料金改定を行っているが、なお厳しい経営認識が示されている。
水戸市	2026 年 2 月 5 日	将来需要増に備えて新斎場を整備し、2 施設体制へ移行した。直営施設と委託施設を併用しつつ、長寿命化や広域連携を進める方針が示された。
札幌市	2026 年 2 月 17 日	長期需要推計を踏まえ、基本構想・運営計画を段階的に策定している。PFI 方式の活用や将来の建替え候補地調整が主要論点となっていた。

日環斎 第〇〇号

令和7年12月16日

〇〇〇〇〇〇 殿

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会

理事長 奥 村 明 雄（公印省略）

**令和7年度厚生労働科学特別研究におけるヒアリング調査へのご協力
のお願いについて**

平素、皆様方には、だれしも一度はお世話になる、地域の欠くべからざる社会施設である火葬場の円滑な運営にご尽力され、地域住民のため大切なお仕事をされておられますことに対し、心より敬意を表する次第です。

当協会は、火葬場に関連し、地方自治体、火葬炉メーカー、火葬関連事業者、学識経験者などで構成する全国団体の非営利活動法人で、厚生労働省のご指導をいただき、50年を超える期間、火葬場の近代化を目指し、様々な活動を行ってきました。その間、市町村、一部事務組合及び民間の火葬場の皆様方には、適切なご指導とご支援をいただき、大変お世話になってきました。厚く御礼申し上げます。

さて、当協会は、厚生労働省のご指導とご支援をいただき、おおむね5年をめぐり、全国の火葬場の実態を把握するアンケート調査を実施するとともに、これをもとに、学識経験者のご検討を踏まえ、火葬場担当者のための火葬場の適切な設置、運営、管理に関するマニュアルを整備するとともに、厚生労働省のご支援を得て、火葬場に関わる様々な問題

を調査研究し、その成果を火葬場担当者の皆様方に提供してまいりました。また、厚生労働省のご後援を得て、火葬場管理の責任者である火葬場管理者研修会を開催するとともに、火葬従事者の地位向上を目指し、民間資格ではありますが、火葬技術管理士及び総括火葬技術管理士など火葬技術者の養成事業、火葬従事者の顕彰事業を実施してきました。また、全国の火葬関係者が集い、意見交換、情報交換、社会への発信を行う場としての火葬情報交換会を毎年開催してきております。

今般、当協会は、これまでの様々な研究を踏まえ、令和7年度において、厚生労働省の補助を得て、厚生労働科学特別研究として、「火葬場の大型化・高度化と火葬需要の増加を踏まえた適切な料金設定の在り方に関する研究」を実施しており、その実態を把握すべく、皆様方のご協力を得て、アンケート調査を実施してまいりました。

この研究の実施に当たっては、まず、全国の火葬場に関し、従来当協会が行ってきたアンケート調査を継続して実施することに加え、火葬料金や一般会計繰り入れの動向を把握するとともに、さらに、指定都市、中核市を対象として、設備費や維持管理費、人件費等に関し、どのような費用負担の項目で費用を計上しているか、長期の火葬場の建て替え整備の計画をどのような構想としてお考えかなどに関しアンケート調査を行いました。大変お忙しい中、貴市をはじめ多くの自治体から、ご回答をいただき、誠にありがとうございました。現在鋭意集計を行っているところです。

当協会がこれまで行ってきたアンケート調査においても、火葬場の規模が大都市を中心に大型化しており、その管理も高度化し、専門職員の確保が求められることが明らかにな

っています。また、超高齢化の進展に伴い、大都市を中心に、火葬待ちが増加するとともに、これまでの小さな火葬場から近代化し、高度化する火葬場に大きく変わろうとしていることが明らかになっています。

総務省においても、火葬場を含めた公共施設の適切な管理と費用計上、将来構想の整備、安定的、継続的な運営を促進しているとお聞きしています。

今回のアンケート調査では、こうした火葬場を取り巻く社会動向の変化を踏まえ、厚生労働省、総務省のご指導を得て実態把握を行っています。今回の調査では、これに加え、大都市や中核市で進んでいる火葬場に関する長期計画の策定や民間企業を活用した運営形態の検討を行っている地方自治体、一部事務組合で、適切な費用計上と必要な財務管理を進めている組合、また、市の規模でみた自治体の火葬場運営の動向や考え方の差異などに関し、これを類型化し、火葬場に関する地方自治体の施策の進め方に関し、突っ込んだ比較調査を行いたいと考え、別紙の「ヒアリングの趣旨とヒアリング項目」に従い、10か所程度のモデル的な地方自治体にお願ひし、お忙しいところ誠に恐縮ですが、ヒアリング調査を行わせていただきたいと思います。ヒアリング調査に当たっては、研究者、研究協力者、事務局が貴市にお邪魔し、あらかじめお願いするヒアリング項目について、お伺ひし、これを取りまとめ、今回の研究をより深いものとしていければと考えています。

大変お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご協力をいただけるよう日程を調整させていただければと考えています。ヒアリング項目は、別添に記載する事項です。

研究の成果は、アンケート調査結果、ヒアリング結果、報告書を含めて、厚生労働省、

総務省にご報告するとともに、両省のご担当者のご指導をいただき、火葬場の管理運営に関する基本的考え方、費用負担の在り方を踏まえた利用料金の算定に関する基本的考え方について取りまとめたいと考えています。大変お忙しいところ誠に恐縮ですが、そうした趣旨をお汲み取りいただき、ご協力をお願いできればと考えています。なお、日程については、ご相談のうえ、十分調整させていただければと考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以 上

事務担当

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会

事務局 兼松 博史

電話 044-270-0123

FAX 044-270-0766

e-mail saien1@j-sec.jp

公共施設（火葬場）における
受益者負担率に関する調査報告

調査資料⑥

調査背景 政令市・中核市アンケート調査では算定基準を定めていると回答した市が15市あり、うち6市が25%と回答し最も多かった。0%と回答した市は2市で火葬料金無料の根拠としている。

回答に25%~75%という回答があり、これは火葬炉使用料、待合室使用料、式場使用料の負担割合であると思料。これらのことから、火葬場の受益者負担率の実態を知る必要があるとし、本調査を行った。

1. 調査方法 斎場を開設している各市公式HPを検索、その内、斎場に関する基準を定めている公文書を抽出した。

2. 調査機関 令和7年10月~11月

3. 結果 以下の自治体で火葬場について受益者負担率を記載していた。
ただし、対象施設としての表記は様々であり、火葬炉と表記していたのは事例4だけであった。他自治体については、式場や待合室の基準はあるものの、斎場としか表記していない例もあり、実際の料金決定への適用について疑問なケースもあった。

4. 分析 :負担割合の指針としてマトリックス表が作成されているが、4分割、9分割等様々であった。これは評価軸を2段階にするか3段階にするかである。

また、その分割するための縦軸、横軸の指標も様々であり、火葬場の位置づけが自治体ごとに異なる。総じていえば公益性が高い、必需性が高いということであるが、標準的な位置づけが求められる。

また、政令市・中核市アンケートではこの基準を25%と回答した市が多かったが、回答した市から得た資料では明記されていなかった。内規によるものだろうか

5. 負担割合の類型

事例1 最も詳細に負担区分を明示しているケース

火葬料は25～50%としており現行の料金は10,000円、霊安室は0～25%で1,100円、待合室は50～75%で5,000円、控室・式場は16,000～260,000円まで様々である。

【施設ごとの受益者負担割合】

高い↑	A	AⅠ(50～75%程度)	AⅡ(75～100%程度)	AⅢ(100%)
		葬斎場(待合室)	観光施設 文化施設 スポーツ施設 保健施設(温泉施設) その他施設(集客広場)	葬斎場(式場・控室) その他施設(駐車場)
		BⅠ(25～50%程度)	BⅡ(50～75%程度)	BⅢ(75～100%程度)
		葬斎場(火葬場) 地区公民館	社会教育施設 産業施設 (産業活性化プラザ) 学校施設	
↓低い	C	CⅠ(0～25%程度)	CⅡ(25～50%程度)	CⅢ(50～75%程度)
		庁舎等 (市民行政センター、 市民センター) 福祉施設 葬斎場(霊安室)	美術館等 資料館等 その他施設 (その他広場)	
		I	Ⅱ	Ⅲ
		高い←	公的関与の必要性	→低い

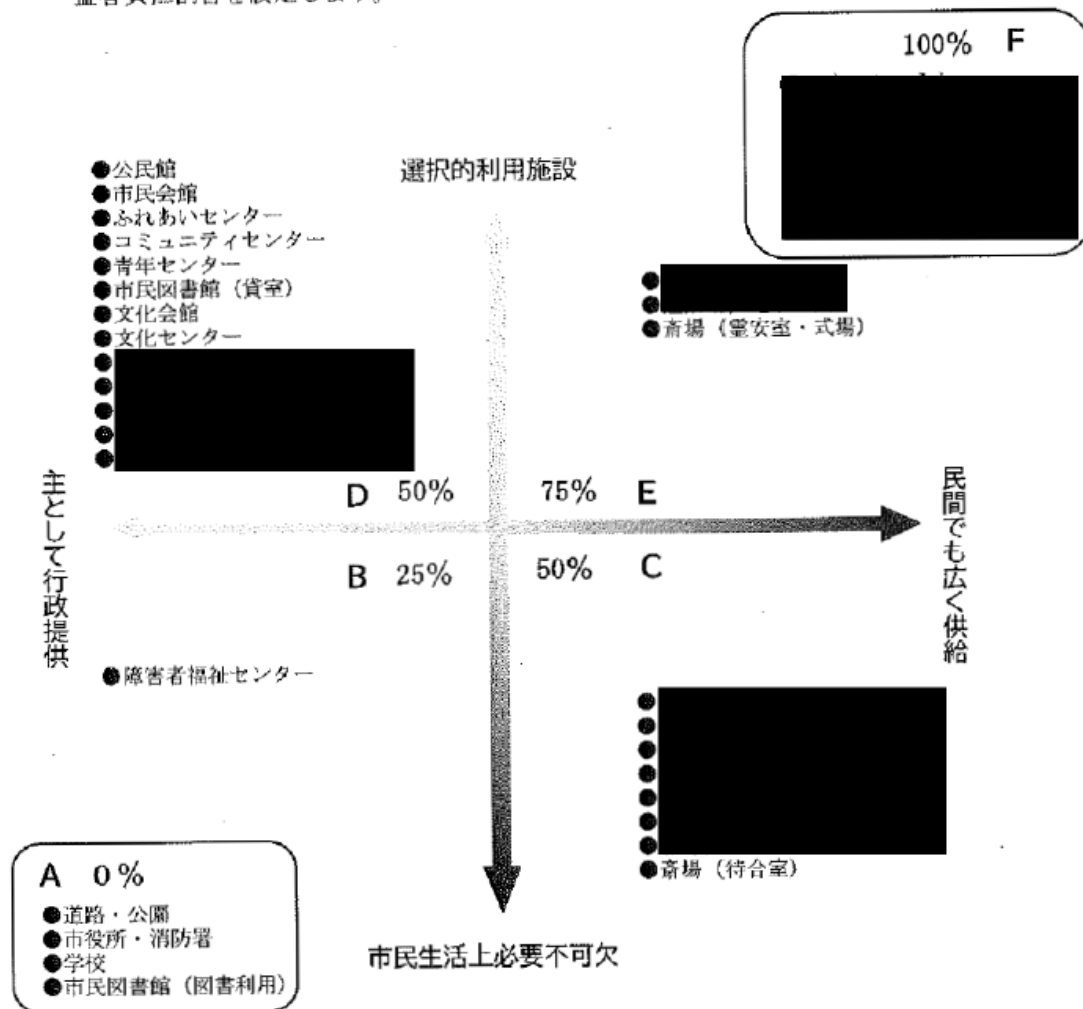
調査資料⑥

事例2 火葬炉については明示していないが待合室50%、霊安室及び式場は75%としている。

ただし、火葬料の算定には25%を適用しているとのこと（ヒアリング確認）

② 性質別受益者負担割合

必需性及び市場性から各施設を以下のA～Fの区分に振り分け、区分ごとの受益者負担割合を設定します。



調査資料⑥

事例3 市場性と必需性で評価し火葬場は25%としている。

市場性 ↑ ↓ 低	G 受益者負担割合 50%程度 ・保育所、幼稚園、こども園、放課後児童クラブ ・市営住宅等	H 受益者負担割合 75%程度 ・ [REDACTED]	I 受益者負担割合 100%程度 ・ 体育館（トレーニングルーム）、屋外体育施設（テニスコート・プール） ・ 自動車駐車場、自転車駐車場 ・ 公園
	D 受益者負担割合 25%程度 ・ 火葬場 ・ [REDACTED]	E 受益者負担割合 50%程度 *貸室（会議室等）	F 受益者負担割合 75%程度
	A 受益者負担割合 0%程度 ・ 道路、公園 ・ 市役所、消防署 ・ 小・中学校、図書館、公民館図書館 ・ 保健センター、老人福祉会館 ・ 消費生活センター ・ [REDACTED]文化センター（隣保館・児童館）	B 受益者負担割合 25%程度	C 受益者負担割合 50%程度 ・ [REDACTED] ・ 体育館（トレーニングルーム除く）、屋外体育施設（テニスコート・プール除く） ・ [REDACTED]
	高 ← 必需性 → 低		

※ 施設の考え方を整理するため、この方針による見直しの対象範囲外となる施設についても例示しています。

調査資料⑥

事例４ 民間施設の代替性と市民生活における必需性で評価し、火葬炉、待合室、式場等詳細に区分して以下の基準により火葬使用料を無料としている。また式場は 75%としている。

③施設の性質別負担割合

		民間施設の代替性	
		低い	高い
市民生活における必要性	高い（基礎的）	【A】 公費負担 100% 受益者負担 0% 斎場（火葬室）	【B】 公費負担 50% 受益者負担 50% 霊園
	低い（選択的）	【C】 公費負担 50% 受益者負担 50% 会議室・体育室・体育館・プール（屋外・室内）・野球場・陸上競技場・	【D】 公費負担 25% 受益者負担 75% トレーニング室・テニスコート・斎場（式場）

事例 5 市場性・収益性（民間による提供可能性）と必需性（公共関与の必要性）で評価し市営火葬場の受益者負担率を 25%としている。詳細区分はない。

3(4) 各施設の受益者負担率

各施設について、以下のような受益者負担率としています。



調査資料⑥

事例6 マトリックス図に直接記載はしていないが、別表で火葬場の位置づけを B-1 としており、市場性と必需性のマトリックス図では 25% の適用になる。

8	市営葬斎場設置及び管理条例	市営葬斎場	市民	葬斎場	B-1	直営
---	---------------	-------	----	-----	-----	----

サービスの性質（公共性の強弱）は、「市場性（3段階）」と「必需性（3段階）」の2つの視点により9段階に区分します。

表2 負担割合区分

非 市 場 的	A	A-3 受益者負担割合 50%	A-2 受益者負担割合 25%	A-1 受益者負担割合 0%
	B	B-3 受益者負担割合 75%	B-2 受益者負担割合 50%	B-1 受益者負担割合 25%
	C	C-3 受益者負担割合 100%	C-2 受益者負担割合 75%	C-1 受益者負担割合 50%
		3	2	1
		選択的	準必需的	必需的

6. また、これらの基準には見直し期間を定めており、3年～5年とされている。斎場については見直しに際し、除外しているケースも散見される。

市民以外の料金設定にも一定の基準（5割増し、2倍、3倍など）を設けているケースもある。また、激変緩和として使用料を引き上げる際は、1.5倍以内などの制約を設けている。

さらに基準値より受益者負担割合が一定程度乖離した場合、見直すことにしている。しかし、実態を見ると、これらの基準通りに運用されていないのが火葬使用料といえる。

7. 総務省では受益者負担率の設定は自治体で自由に設定すれば良いとし、フルコスト計算の把握を奨励している。しかし、アンケート調査では火葬場単独の行政コスト計算を実施している市は0であった。

セグメント分析（受益者負担の適正化）

【事例】セグメント分析による施設使用料の適正化（千葉県浦安市）

背景・目的

- 平成16年8月、浦安市行政改革推進委員会より「使用料等基準に関する意見書」の提言を受け、受益と負担の原則に基づき公正かつ透明性の高い受益者負担制度の運用に資するため、「使用料等設定及び改定基準について（指針）」を策定

事例概要

- 施設別行政コスト計算書（右表）の経常費用の金額等を活用して、使用料等算定表（下表）に基づきトータルコストを算出
- 当該トータルコストに対して施設類型毎の受益者負担率を設定し（100%、75%、50%、25%、0%の5段階）、これを基にあるべき使用料等を算定

使用料等算定表（例）		施設名 文化会館	
（算式）＜大会議室＞			
使用面積に対する1時間当たり使用料			
＝経常費用×使用床面積÷建物延面積÷年間利用可能日数÷1日利用可能時間			
＝359,017千円×179÷8,688÷271÷12			
＝2,275円			
1時間当たり現行使用料（全日利用ベース）11,760÷12＝980円			
算定額	2,275円	受益者負担率	50%
負担率後額	1,137円	現行使用料	980円

施設別行政コスト計算書（文化会館）

（単位：千円）

	H17（改定前）
【経常費用】	
1. 経常業務費用	358,989
①人件費	0
②物件費	129,793
減価償却費	128,409
その他	1,384
③経費	223,738
④業務関連費用	5,458
2. 移転支出	28
経常費用合計	359,017
【経常利益】	
経常業務収益	25,425
①業務収益	25,425
②業務関連収益	0
経常収益合計	25,425
純経常費用（純行政コスト）	333,592

効果等

- 現行使用料（980円）とあるべき使用料（1,137円）を比較し、改定率を1.2として改定後使用料を決定した。

8. 火葬使用料の決定には一件当たりの原価把握だけでは、不十分である。また、受益者負担率の設定も各自治体で様々であり異なるが、むしろ統一的な見解が必要ではないか。現在の火葬場は大型化・高度化し初期コストが大きくなっており、減価償却費や指定管理料などが大きな割合を占める固定費事業であり、また稼働実績により原価が変動する構造である。火葬場特有の原価計算の考えが必要である。上下水道料金などの設定が参考になるのではないかと考える。

公共施設（火葬場）における公会計の報告事例調査

調査資料⑦

調査方法：アンケート調査ではデータとして使用できる回答はなかったので、斎場のみを運営している事務組合の公式ホームページを検索し財務情報を掲載し、かつ統一的な地方公会計での行政コスト計算を実施しているケースを事例として取り上げた。

調査理由：アンケートでは実施していない理由として①実施する必要がある②実施しても十分に活用できない等が太宗を占めた。実際ヒアリングでは作成を会計事務所に委託しているとの回答もあり、単に報告のための作成であり、活用の在り方が火葬場については大きな課題であるとした。

結果：令和3年度、4年度、5年度の統一的な地方公会計財務書類を公表している5事例を収集した。

	事例1	事例2	事例3	事例4	事例5
火葬使用料大人：円	20,000	20,000	7,000	0	0
火葬炉	6基	6基	8基	8基	12基
竣工年	1992年	1978年	1996年	2002年	1975年（その後増改築）
運営形態	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託

これらの事例は、火葬場のみを運営している事務組合であり、規模、開設年度など前提条件が異なるため、単純比較はできないが人件費、減価償却費など固定費の問題、物件費等の変動費の問題等について多くのデータが収集できれば有益なデータベースとして活用できる可能性を示唆する内容であった。例えば、竣工年別、火葬基数別、指定管理者導入火葬場等の区分により比較すれば有益な情報が得られる可能性がある。本来、変動費である物件費については委託費、指定管理料が含まれており、この内容費用の中に人件費等が含まれているが行政コスト計算書ではこの内容を把握できない。委託事業者、指定管理者からの会計情報の報告も積極的に活用し、総人件費を把握すべきであろう。

今後、会計専門家などにより、火葬場の費用構造の解析及び、提言が求められる。

① 人件費について

公会計では公務員のみの人件費計上であるため、直営、委託、指定管理によって大きく異なる。職員給与費の対経常費用比は9.5%～28.1%であった。

委託費等の人件費を把握しなければ、真の人件費の把握は困難である。

② 減価償却費について

築年数違い、待合室・式場・霊安室等の諸室構成の違い、火葬炉基数の違いなど費用は大きく異なるが、火葬炉等同規模施設で経常費用対比率を比較すればある程度傾向が見える可能性を期待したが、大きく異なる事例となった。

減価償却費の対経常費用比は8.5%～23.6%と大きな差異があった。

調査資料⑦

そもそも、各施設・設備の耐用年数をどのように設定して、減価償却額を算定しているのかも調査しなければならないと考える。

各種火葬場整備計画では、火葬炉の耐用年数を 20～30 年としている。

一方、国税庁では火葬設備は耐用年数を 16 年としている。

固定資産台帳の内容把握が必要となる。

③ 経常収益について

火葬使用料が無料の事例でも一定の使用料収益を計上している。この利用料収益は管外利用者の火葬使用料のほかに、待合室、式場、霊安室等の使用料と考えられるが、事例 4 では構成市町村からの負担金を経常収益に計上しており、結果令和 3 年度～5 年度の平均では黒字となっている。負担金はどのように決定されたのか興味深い事例である。

調査資料⑦

行政コスト計算書 金額比較（千円）

科目	事例 1	事例 2	事例 3	事例 4	事例 5
経常費用	128,515	119,767	387,438	400,851	332,136
業務費用	126,452	119,744	375,135	400,047	332,042
人件費	42,584	21,176	114,250	41,665	54,213
職員給与費	36,163	12,556	102,210	37,916	37,234
賞与等引当金繰入額	2,814	616	7,762	2,517	3,535
退職手当引当金繰入額		400	4,606	0	1,429
その他	3,607	7,604	2,743	1,233	12,015
物件費等	83,545	98,501	260,697	356,897	277,691
物件費	50,146	79,874	135,754	195,473	164,449
維持補修費	9,408	8,431	50,983	66,794	52,160
減価償却費	23,992	10,196	73,959	94,603	61,082
その他	0	0	0	27	
その他の業務費用	323	67	189	1,485	138
支払利息	0	0	0	0	0
徴収不能引当金繰入額	0	0	0	0	0
その他	323	67	189	710	138
移転費用	2,063	23	12,303	804	95
補助金等	2,058	23	12,029	804	93
社会保障給付	0	0	0	0	0
他会計への繰出金	0	0	0	0	0
その他	8	0	0	0	5
経常収益	52,065	55,300	97,894	417,657	101,524
使用料及び手数料	45,290	54,968	80,453	84,085	101,155
その他	6,775	331	17,441	333,572	369
純経常行政コスト	76,450	64,468	289,544	-16,806	230,612
臨時損失	153	0	0	0	0
災害復旧事業費	0	0	0	0	0
資産除売却損	0	0	0	0	0
投資損失引当金繰入額	0	0	0	0	0
損失補償等引当金繰入額	0	0	0	0	0
その他	458	0	0	0	0
臨時利益	50	0	0	0	0
資産売却益	0	0	0	0	0
その他	50	0	0	0	0
純行政コスト	76,531	64,468	289,544	-16,806	230,612

調査資料⑦

2 行政コスト計算書：対経常費用対比

科目	対経常費用比：％				
経常費用	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
業務費用	98.4%	100.0%	96.8%	99.8%	100.0%
人件費	33.1%	17.7%	29.5%	10.4%	16.3%
職員給与費	28.1%	10.5%	26.4%	9.5%	11.2%
賞与等引当金繰入額	2.2%	0.5%	2.0%	0.6%	1.1%
退職手当引当金繰入額	0.0%	0.3%	1.2%	0.0%	0.4%
その他	2.8%	6.3%	0.7%	0.3%	3.6%
物件費等	65.0%	82.2%	67.3%	89.0%	83.6%
物件費	39.0%	66.7%	35.0%	48.8%	49.5%
維持補修費	7.3%	7.0%	13.2%	16.7%	15.7%
減価償却費	18.7%	8.5%	19.1%	23.6%	18.4%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他の業務費用	0.3%	0.1%	0.0%	0.4%	0.0%
支払利息	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
徴収不能引当金繰入額	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	0.3%	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%
移転費用	1.6%	0.0%	3.2%	0.2%	0.0%
補助金等	1.6%	0.0%	3.1%	0.2%	0.0%
社会保障給付	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
他会計への繰出金	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常収益	40.5%	46.2%	25.3%	104.2%	30.6%
使用料及び手数料	35.2%	45.9%	20.8%	21.0%	30.5%
その他	5.3%	0.3%	4.5%	83.2%	0.1%
純経常行政コスト	59.5%	53.8%	74.7%	-4.2%	69.4%
臨時損失	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
災害復旧事業費	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
資産除売却損	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
投資損失引当金繰入額	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
損失補償等引当金繰入額	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
臨時利益	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
資産売却益	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
純行政コスト	59.6%	53.8%	74.7%	-4.2%	69.4%

参考

国税庁「耐用年数の適用等に関する取扱通達」の付表 10 の番号 361「火葬設備 16 年」

火葬場料金の算定を検討するに当たっては、まず火葬場を構成する資産のうち、何が「火葬という個別役務」に直接対応する費用であり、何が「公の施設としての基盤維持費用」であるかを区分する必要がある。重要なのは、税務上、火葬設備が建物とは別に独立した資産区分として扱われている点である。国税庁「耐用年数の適用等に関する取扱通達」付表 10 は、機械及び装置の耐用年数表において、番号 361 として「火葬設備」を掲げ、その耐用年数を 16 年としている。したがって、少なくとも火葬炉本体、再燃設備、排ガス処理設備、炉専用制御設備等については、建物本体とは異なる「機械及び装置」として把握することが制度的に裏づけられている。

他方で、火葬場施設全体が一律に 16 年の耐用年数で処理されるわけではない。減価償却資産の法体系は、建物、建物附属設備、機械及び装置、構築物等を区分しており、法人税法施行令も建物及びその附属設備を独立の類型として定義している。すなわち、待合棟や告別室を含む建物躯体、一般照明、共用空調、共用給排水、衛生設備等は、通常、建物又は建物附属設備として整理されるべきであり、火葬設備 16 年の範囲に当然に含まれるものではない。この点を混同すると、火葬場全体の整備・維持費をすべて「火葬 1 件当たり原価」として機械的に料金へ配賦する誤りを生じやすい。

以上を踏まえると、火葬場料金算定においては、少なくとも費用を三つに区分して把握することが必要である。第 1 は、燃料費、消耗品費、火葬作業に伴う補助的労務費等のように、火葬件数と比較的連動する変動費である。第 2 は、火葬炉本体、再燃設備、排ガス処理設備、炉専用制御設備等に係る炉系設備費であり、税務上の「火葬設備 16 年」に最も対応する部分である。第 3 は、受付、待合、共用部維持、一般管理、人員配置、施設計画等に係る共用運営費及び基盤的行政費である。このうち第 2 の炉系設備費のみが、個別の火葬役務との対応関係を比較的明瞭に説明し得る。

公共施設（火葬場）整備計画等の調査

調査資料⑧

調査目的：火葬場の大型化・高度化によるイニシャルコスト増及び維持管理費の増加の動向の把握

調査方法：アンケート調査では4か所の市からいわゆる公共施設マネジメントの一環である公共施設等総合計画の個別計画として維持管理計画や長寿命計画の提出があったが、大型化の事例はなかった。そこで各市の公式HPから事例調査を行った。

結果の概要：人口動態上明らかであるがほとんどの自治体は人口減少期にあり、死亡者数のみ増加しているが、地域によりそのピーク時期は異なる。

また、アンケートによると火葬待ち等のひっ迫度も地域によって大きく異なっている。

① 2040年までにピークを迎える自治体（地方都市、中核市なども含む）

② 2040～2050年頃にピークを迎える自治体（大都市近郊）

③ 2050年以降にピークを迎える自治体（政令市等大都市）

その結果、財政面からも慎重な計画策定状況がうかがえる。

広域連携による火葬場の統廃合による大型化が特徴的であった。

ただし、環境対策などの高度化は必然的であるが、大型化については火葬炉数を基準に定義している。一方、炉前ホールや待合室等の拡充など、建設面積の拡大を含めた大規模施設化の傾向もあることが示唆された。定義を明確にしなければならない。

現有火葬場をできるだけ長く使用して、火葬需要のピーク時に対応しようと長寿命計画を策定している市も多い。

大型炉の導入、諸室構成の変化などによる施設規模の大型化もあり、単に火葬炉が増加することではない、実態がある。

火葬炉46炉を24炉に改築するケースや、広域連携によりそれぞれの自治体が必要とする計画火葬炉数より減少させることにより財政負担を減じようとする動きもある。

また、友引日の開場、予約システムの導入、受付時間の延長など運用面で効率化を図り、火葬需要のピークに対応しようという計画もある。

一方、官民連携の進行により、指定管理者制度やPFIの導入を検討しているケースもある。

火葬行政コストを適切に利用料金に反映し、住民や議会の理解を得るためには長期計画に基づいた費用の平準化も求められる。

全市町村火葬使用料調査（4 県の事例）

調査目的：アンケート調査、人口 7 万人以上火葬使用料実態調査により料金のばらつきがあったが、火葬使用料の決定には近隣自治体の料金を参考にするという傾向がある。とすれば、人口 7 万人以上都市調査で無料の市が多い A 県、無料の市がなかった B 県、および県内の大都市が無料としている C 県及び D 県について全市町村の火葬使用料を調査し料金分布について地域性があるか調査した。

調査方法：各市町村ホームページ、各市町村例規集より火葬使用料を把握、いずれからも確認できなかった場合（公式ホームページもなく一般財団法人地方自治研究機構に例規集がアップされていない）は、電話聴取を行った。

結果

- ① A 県では全市町村数 35 市町村に対し 16 市町村が無料としている。これは全体の 46% にあたり、また県民人口に対する無料対象人口は約 90%となる。
また、火葬場運営に関与していない 5 町村は住民に火葬補助金を交付している。
事務委任をしているのは 1 市である。
- ② B 県は県民人口の 2%が無料の対象になっている。無料としているのは 1 市のみであり、対市町村数では 5.6%となる。事務委任をしているのは 1 市である。
- ③ C 県で最大人口を抱える大都市が火葬使用料を無料としている。対市町村数の 57%にあたる 20 市町村が無料としている。無料人口割合は 69.8%となっている。火葬場を運営する事務組合が 10 団体と多いのも特徴である。
火葬場運営に関与していない 1 町は町民に火葬補助金を交付している。
- ④ D 県で最大人口を抱える大都市が火葬使用料を無料としている。35 市町村のうち 6 市町村が無料であり無料自治体割合は 17%となっている。結果、県民人口の 48.4%が無料の対象となっている。火葬場を運営する事務組合は 4 団体である。5 町村が事務委任をしており、補助金を交付している自治体はなかった。
- ⑤ 火葬率 99.98%である日本において、火葬機会は全ての住民に与えられているが、料金問題を含めその提供形態が様々であり、これらの実態を踏まえ、その要因を解析する必要があるのではないかと示唆される事例調査結果であった。

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長

令和 7 年 10 月 31 日

各 都道府県
市町村
特別区
衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長

(公 印 省 略)

火葬場の経営・管理に関する指導監督について

株式会社により経営されている火葬場（墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「墓地埋葬法」といいます。）制定前に設立されたもの）において、グループ企業が葬儀を執り行う、当該火葬場を葬儀業者のウェブサイトに掲載して宣伝することが禁じられる、火葬料金等が相次いで引き上げられるなどの報道があったことを受け、「火葬場の経営・管理について」（令和 4 年 11 月 24 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）において、「火葬場は、国民生活にとって必要なものであり、公共的な施設です。火葬場の経営においては、持続性と非営利性が確保される必要があり、利用者を尊重した高い倫理性が求められ、火葬場経営が利益追求の手段となって、利用者が犠牲になるようなことはあってはならないもの」であって、「火葬場が国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく経営・管理されるよう、公衆衛生の確保のほか、持続性の確保、利用者の利益の保護、広域的な需給バランスの確保等の観点から、適正な火葬場の経営・管理について指導監督の徹底」を依頼しているところです。

今般、火葬場に対する指導監督事務に関して、「墓地経営・管理の指針等について」（平成 12 年 12 月 6 日生衛発第 1764 号厚生省生活衛生局長通知。以下「墓地経営・管理の指針」といいます。）も踏まえ、下記のとおり、その考え方を整理しましたので、各都道府県等におかれては、公衆衛生の確保の観点にとどまらず、火葬場の適正な経営・管理の観点からも、引き続き、指導監督を徹底願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であり、これを参考として、各都道府県等において地域

の実情等を踏まえながら、必要な場合には条例、規則等の制定・改正を行うなどして火葬場の経営・管理の向上が図られることが望ましいと考えられます。

記

第1 火葬場の経営・管理に関する指導監督における基本的な考え方について

- 1 墓地埋葬法第1条において、「この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。」とされているところ、同法の施行に当たっては、この目的に沿った運用がなされる必要がある。
- 2 火葬場は、国民生活にとって必要なものであり、公共的な施設である。火葬場については、誰もがこれを利用できるよう、その管理、運営が営利目的のためにゆがめられるなどにより利用者の保護の観点から支障が生じることがないようにするとともに、健全かつ安定的な運営を永続させる観点から、火葬場の経営主体には非営利性、持続性が求められる（「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた火葬場の経営主体に関する取扱い等について」平成31年1月11日薬生衛発0111第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）。
- 3 これらの基本的な考え方を踏まえ、火葬場については、公衆衛生の確保の観点からの指導監督にとどまらず、適正な経営・管理に関する指導監督を行う必要がある。
なお、以下に示す事項は、火葬場に対する指導監督を念頭に置くものであるが、墓地埋葬法における基本的な考え方等については、必要に応じ、墓地経営・管理の指針等も併せて参考にされたい。

第2 指導監督等の実施について

火葬場に対して指導監督等を行うに当たっては、以下の事項を参考にすること。

1 指導監督を行う職員の体制

火葬場の経営・管理についても実効的な指導監督を行うことができるよう、火葬場に対する立入検査、報告徴収等を行う際には、監督自治体において、適正な職員体制等を整えて臨むことが望ましい。

2 報告徴収等の活用

- (1) 報告徴収については、経営状況の把握の基本となる事柄であり、監督自

治体である都道府県等は必要な報告徴収を計画的に行うこと。

- (2) 墓地埋葬法上、火葬場については強制的な立入検査権限が認められているため（墓地埋葬法第18条）、必要に応じて現場で適切な運営がなされているかどうかを確認することも重要である。

3 事業実施の状況

(1) 火葬場の経営について

ア 高齢化の進展を踏まえ、地域における将来的な死亡者数の見込み（火葬需要）と火葬場の対応能力を考慮した安定的な運営を確保できる経営状況となっていること。

イ 火葬場は公共的な施設であり、火葬場の経営が利益追求の手段となっていて、利用者が犠牲になるようなことがあってはならず、誰もが火葬場を利用できる必要がある。このような観点から、以下の点について確認することが考えられる。

- ・ 火葬料金について、火葬場の経営・管理に必要な費用に比べて明らかに高く、事実上、利用者が利用できないような法外な料金設定となっていないかどうか。
- ・ 火葬場経営における利益の使途について、他の事業の運営費用や配当に充てるといった経営・管理が行われていないかどうか。

また、以上の点については、例えば、火葬場に対して、火葬料金の設定の考え方や根拠等について明らかにするよう求めることにより確認することが考えられる。

(2) 火葬場の利用に関する規定について

利用者に対して料金等に関する規定が明確になっており、十分な説明が行われていること。

(3) 許可の際の条件について

経営許可の際に監督自治体において条件を付している場合には、その条件が守られていること。

4 財務状況の把握について

(1) 火葬場経営以外の事業を行っている場合には、当該事業の会計が区分されていること

火葬場経営以外の事業を行っている場合には、火葬場の経理・会計が当該他の事業と区分されており、火葬場の経営・管理に必要な費用の範囲内で運営されていることについて、財務関係書類等により確認できるようになっていること。

(2) 財務関係書類の作成、備え付け、閲覧が適切に行われていること

他法令に基づき、財務関係書類の備え付けや閲覧が義務付けられている

場合には、当該他法令の関係規定に基づく備え付けや閲覧の対応を行うことにより、外部からのチェック機能が働くと同時に自らも経営状況の的確な把握が可能となり、間接的に経営の安定化に資するものと考えられる。

(3) 過度な負債を抱えていないこと

報告徴収等により確認する。また、報告徴収に加えて、経営者から重点的に説明を求めることなどにより経営状況を確認することも望ましい。

5 法令、条例等に沿った適切な経営・管理

墓地埋葬法、同施行規則、その他の法令及び条例等を遵守していること。

6 管理業務の委託方法

管理業務を委託している場合、その方法及び範囲が適切であること。

別紙 1

総 財 務 第 1 4 号

平成 2 7 年 1 月 2 3 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

総 務 大 臣

(公 印 省 略)

統一的な基準による地方公会計の整備促進について

地方公会計については、これまで、各地方公共団体において財務書類の作成・公表等に取り組まれてきたところですが、人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要であると考えております。

今後の地方公会計の整備促進については、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成 26 年 5 月 23 日付総務大臣通知総財務第 102 号）のとおり、平成 26 年 4 月 30 日に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。その後、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を設置して議論を進めてきましたが、平成 27 年 1 月 23 日に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめております。

当該マニュアルにおいては、統一的な基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を示しております。

つきましては、当該マニュアルも参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう特段のご配慮をお願いします。

特に、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望まれます。

なお、統一的な基準による財務書類等を作成するためには、ノウハウを修得した職員の育成や I C T を活用したシステムの整備が不可欠であり、平成 27 年度には関係機関における研修の充実・強化や

標準的なソフトウェアの無償提供も行う予定です。また、固定資産台帳の整備等に要する一定の経費については、今年度から特別交付税措置を講じることとしております。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してこの通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、この通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

参考文献一覧

第1章

横田勇（2013）『大規模災害時における遺体の埋火葬の在り方に関する研究』日本環境斎苑協会。

高橋繁行（2021）『土葬の村』講談社現代新書。

西川太基（2025）『日本の自然葬—風葬・土葬から樹木葬・循環葬まで』国書刊行会。

伊藤博敏（2026）『火葬秘史—骨になるまで』小学館。

第2章

今後の地方公会計の在り方に関する研究会（2025）『統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和7年3月改訂）』総務省。

第3章

保健福祉局ウェルネス推進部施設管理課（2025）『墓地・火葬関係の計画』札幌市。

https://www.city.sapporo.jp/kenko/welness/bochi_kasou/keikaku.html

第4章

東京市町村自治調査会〔編〕（2015）『多摩・島しょ地域における火葬場の需給及び運営に関する調査研究報告』東京市町村自治調査会。

<https://www.tama100.or.jp/cmsfiles/contents/0000000/470/all.pdf>

第5章

健康福祉局企画部環境施設課（2026）『東部斎場の整備について』横浜市。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/saijou-seibi.html#C26F6>

第6章

全国火葬情報交換会シンポジウム（2025）『大型化し、高度化する火葬場の設置管理運営と総括火葬技術士の役割について（環境新聞特集）』環境新聞社。

第7章

火葬場の建設・維持管理マニュアル改訂委員会編（2018）『火葬場の建設・維持管理マニュアル改訂新版』日本環境斎苑協会。

【注記】

- ・表記は「著者名（刊行年）『書名』出版社。」の統一形式とした。
- ・自治体資料・通知・ウェブ資料も同一ルールに準拠した。

研究成果の刊行に関する一覧表

種 別	刊 行 物 等
原著論文（和文）	刊行物なし
原著論文（英文等）	刊行物なし
その他論文（和文）	刊行物なし
その他論文（英文等）	刊行物なし
学会発表（国内学会）	刊行物なし
学会発表（国際学会等）	刊行物なし
その他成果（特許の出願）	刊行物なし
その他成果（特許の取得）	刊行物なし
その他成果（施策への反映）	刊行物なし
その他成果（普及・啓発活動）	刊行物なし

厚生労働大臣 殿

機関名 特定非営利活動法人日本環境斎苑協会

所属研究機関長 職 名 理事長

氏 名 奥村 明雄

次の職員の（元号） 年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 厚生労働科学特別研究事業
2. 研究課題名 火葬場の大型化・高度化と火葬需要の増加を踏まえた適切な料金設定方法の確立のための研究
3. 研究者名 （所属部署・職名）特定非営利活動法人日本環境斎苑協会・理事
（氏名・フリガナ）喜多村 悦史・キタムラ エツシ
4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（※3）	☐	☒	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐	☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐	☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称： ）	☐	☒	☐		☐

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。
（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ （無の場合はその理由： ）
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ （無の場合は委託先機関： ）
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ （無の場合はその理由： ）
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ （有の場合はその内容： ）

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣 殿

機関名 特定非営利活動法人日本環境斎苑協会

所属研究機関長 職 名 理事長

氏 名 奥村 明雄

次の職員の（令和）7年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 厚生労働科学特別研究事業
2. 研究課題名 火葬場の大型化・高度化と火葬需要の増加を踏まえた適切な料金設定方法の確立のための研究
3. 研究者名 （所属部署・職名） 特定非営利活動法人日本環境斎苑協会 常任理事
（氏名・フリガナ） 横田 勇・ヨコタ イサム

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（※3）	☐	☒	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐	☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐	☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称： ）	☐	☒	☐		☐

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。
（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ （無の場合はその理由： ）
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ （無の場合は委託先機関： ）
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ （無の場合はその理由： ）
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ （有の場合はその内容： ）

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。